

刑 政

禁傳用
存分

第 二 號 月 二 卷 一 十 四 第

個別處遇の爲の科學考査	卷頭言 2
わが刑政觀	橋田東聲 36
刑法に於ける重點の變遷	牧野英一 4
新坊ちゃん物語	春日鹿二 42
指紋統計	63
獨逸人の觀たる日本行刑法	時田常太郎 31
主任制を論ず	有馬四郎助 45
諸國行脚	E 生 67
赤城の夕映えを觀る	栗野鳴人 125
英米に於ける刑務作業	ヂオン・リュウイズ・ギリソン 53
讀者のページ	73
拘禁生活の衛生學的觀察	芥川信 93
梅の話	探梅居士 70
家庭の頁・會報・叙任辭令・令規・統計	

財團 法人 刑務協會 發行

◆よれま込申てつとを筆ぐす今◆

新刊廣告

刑政研究資料の第三輯が出来ました
第二輯をお求めの方は更に第三輯を

米國紐育州刑務法

司法書記官

辻 敬 助氏譯

佛國行刑法規

同

池 田 克氏譯

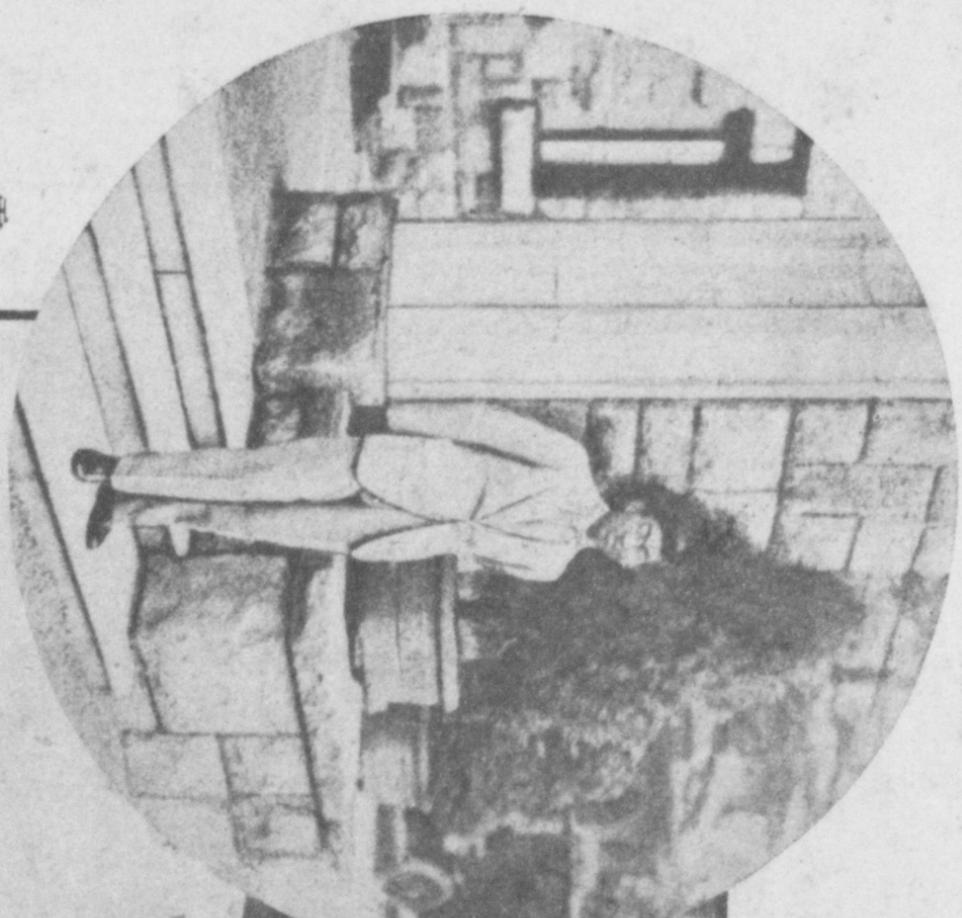
本書も本省の刑法並監獄法改正調査委員會の参考書として採用されるもので、新しい刑法監獄法の生れ出でんとする今日斯道に身を置く人々として是非一讀を要するものと考へます。

——菊版二百五十頁・クローズ・金文字美裝——

實費頒布金壹圓貳拾錢（送料共）

刑務協會出版部

振替口座東京二五〇五九番



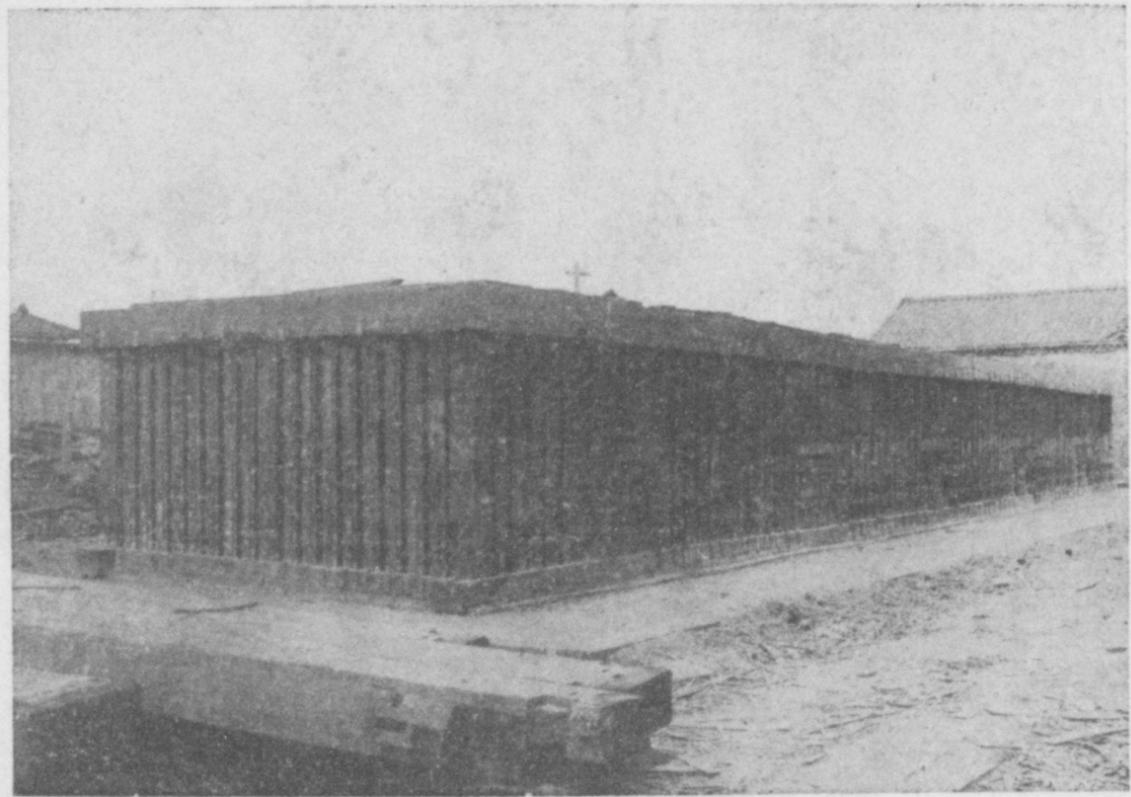
書 6 11 月

おき宮父秩のため

と嬢子節娘命氏雄恒平松使大米駐はまさ宮父秩
すば及にす申は民國我やるれさ表發旨の立成御約婚御
ゐてげ上申ち待を口の事慶御で響大はざわさのでかりメア
由るれらせは行に前禮大御秩今は儀婚御る



【昔今の房監】



上圖はいはゆる「南部青牢」と稱するもので總栗材の堅牢なものを青銅色に塗った鐵の延金を打ちつけた舊藩時代の牢屋、之れは大正二年に盛岡に幼年監建築につき解崩した。下圖は突飛な試みをする米國イリノイス州立刑務所で電氣化掛で一せいに扉が開き中央の塔で見張りをすると云新しいもの。

刑政

第四十一卷
第二號



孝政作 雪中松狗子之圖

個別處遇の爲めの科學考查

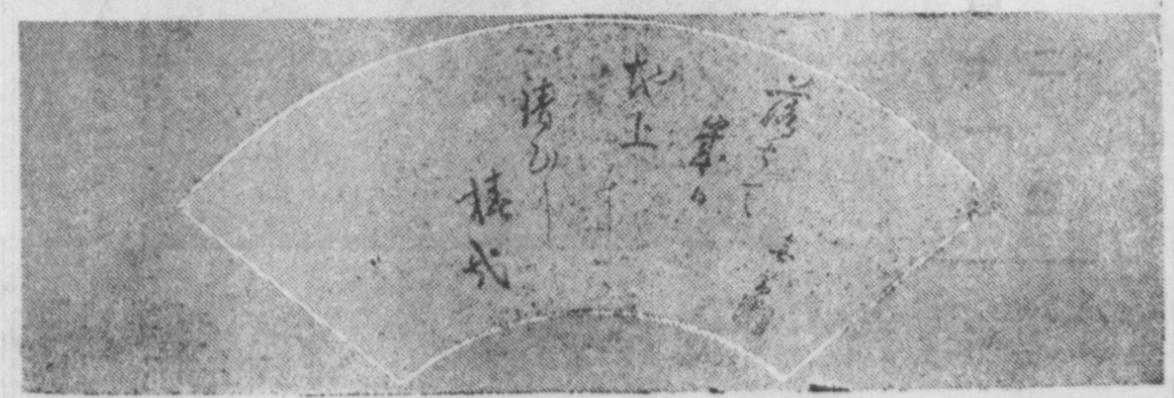
自由刑の目的を達するが爲めに個別處遇を爲さねばならぬことは今更申し述べる必要もないことであります。だが刑務所が集團生活場であり、その個別處遇はおのづからにして幾分かの制限を受けねばならぬことになるのであります。

多數の收容者をあつかはねばならぬし、個別處遇もしなければならぬといふところに一の矛盾點があつた爲めに從來の行刑に於ては口に個別處遇を唱へながら事實に於て大衆處遇によらざるべからざる状態に立ち至つて居たのであります。

さり乍ら、刑務所が集團生活場である以上われわれはそこに徹底的個別處遇にあらずして類似的なものを一團とする個別的處遇によることを許さるる筈であります。例へば心神耗弱者を選び出して之を一團とすること、無教育を原因とする犯人を選び出して之を一團とすること等がそれであり、かくすることはやがて所謂個別處遇の觀念と一致することを知らねばならぬことは謂はずもがなであります。

今日繋續されて居る監獄法改正に對する綱領の中に「個別處遇ノ適切ヲ期スル爲心身考查ノ施設ヲ爲シ拘禁分類ノ基礎ヲ確立スルコト」といふ一項がありますが監獄法改正は將に上述の見解に立つて居るものと見ることが出来まじやう。

事實に於て既に市ヶ谷刑務所に於ては少年に對する醫學的考查が行はれ、豊多摩刑



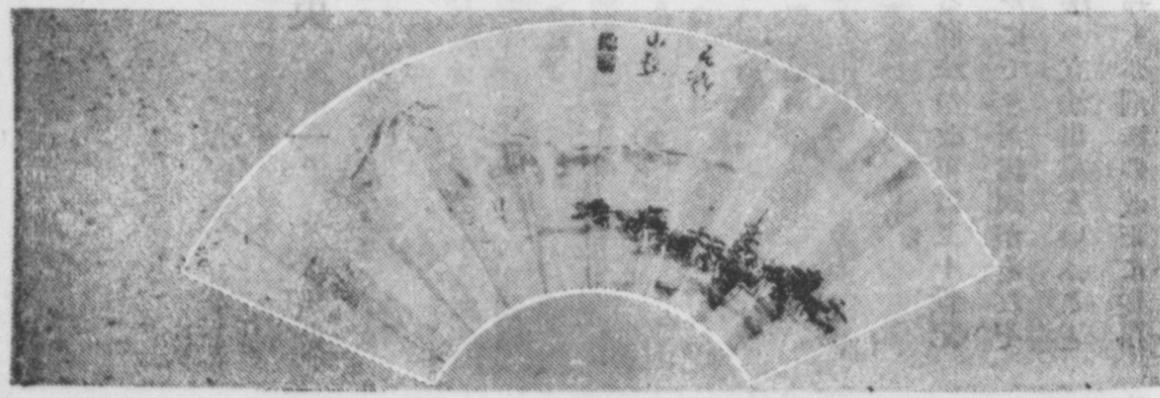
務所に於ては成年初犯者に對する心理學的考查が試みられ更に他の方面に於ては教育學的考查も試みられて居るさうであります。その試みはわが行刑制度が如何に科學の基礎の上に立つて犯人の改善といふことに志して居るか、わかる例證となることは勿論であります。

けれども科學者が分化的に取扱はるるとき兎角にして全般的なこと Gauzheit が閑却され勝ちになるものであります。例へば、醫者の立場に立つていへばその犯人の肉體的觀察に集注して精神的觀察を閑却する場合が有り、心理學者は犯人の精神的傾向に集注して肉體上に干する觀察を閑却する場合がないともいへないのであります。

われわれが専門的に仕事をする場合にそれに集注することは止むを得ないことではあります。けれども、われわれが犯人を扱ふのにかく部分的に考へて行くことはその科學の發達には結構なことであり、ましようが社會の一員に仕立てられやうとする犯人にとつては大變な不仕合を惹き起す場合がないともいへないのであります。

近頃アドルフ・ゲンツ教授は犯人の考查方法として全般的 Gauzheit な觀察を力説して居られるやうであります。その論據は要するに右に出でないことであります。

要するに個別處遇を確立する爲めの心身考查は洵に結構なことではあります。だがその考查方法に於て考查者が自己の立てこもる學問の領域を墨守する爲めに、他の點を顧みないやうなことがあるならば、それは反つて行刑目的の障害になるのだといふことは考へて貰はねばならないといふことであります。(あき羅)



刑法に於ける重點の變遷

法學博士 牧野英一

- 一 世界的事實としての刑法改正
- 二 刑法に於ける三箇の概念とそれに對する立法（未遂、共犯、法律の錯誤）
- 三 犯罪人の分類を基礎とする刑法の組織（少年犯罪人、精神障礙者、慣習的犯罪人）
- 四 新らしき刑罰制度の二つの要點（不定期刑及び累進制）
- 五 社會的責任論及び教育刑論
- 六 犯罪人のマグナ・カルタとしての刑法から刑法に於ける『人たるに値ひする生活』へ

大戦争がをはつてから各國は刑法の改正たり判定なりにいそがしい(一)。諸國に於ける刑法の改正は二十世紀になつてからすでに問題になつてゐたのであるが(二)、ヴェルサイユの條約に依つて新たにできた諸國がそれぞれ其の刑法の制定を企てることになつてから、それと從來の刑法の改正と相待つて、刑法の立法事業といふことが、今、刻下の重要な問題の一つになつてゐる。——この世界の大勢に順應してかわが邦も亦刑法の改正に従事

することになつてゐる(三)。

- 一 改正事業に關して、特に重要な仕事を示してゐるのはドイツである。一九〇九年に第一章案を公にしてから、一九一三年に第二章案、一九一九年に第三章案、一九二五年に第四章案、さうして、今春、一九二七年に第五章案ができ、之が議會に提出されて、今、委員會に附託されてゐる。
- オーストリアは一九〇九年に第一章案を、一九一二年に第二章案を公にした。その後、其の事業は休止せられ、今日では、ドイツの改正事業に追隨することになつてゐる。一九二二年にドイツの一九一九年案に對する對案が公にされた。イタリアは一九二一年に草案を公にしてゐる。イタリアの草案は特に異彩あるものとして、學者の注意を引いてゐる。スイスは一八九三、四年のストリス案以來屢草案を書きなほした。最近のは一九一八年のものである。外に、スエーデンの草案がまた注目すべきものになつてゐる。そのドイツ譯が一九一八年に公にされてゐる。新興の國としては、ポーランドとチェコスロヴァキヤとが、特に重要な草案を公にしてゐる。
- ソヴェエト・ロシアは一九二二年に刑法を制定した。之も重要な資料を提供してゐるものと謂はねばならぬ。最近に一九二六年十一月二十二日の刑法典といふものができ、それが、一九二七年一月一日から實施されてゐる。
- ドイツの事業が一九〇九年からのことであることを回想したい。若し刑法の改正に於て、思想上新しい或ものが實現され得るならば、それは二十世紀文化の特色だといふことにならう。さうして、その特色の實現が大戦争に依つて促進されたわけになるのである。
- 三 諸國がむしろ進歩的な立場に於て刑法を改正せむとしてゐるのに對し、わが臨時法制審議會は『古來の美風良習』に依つて刑法を改正せむとしてゐる。そこにわが邦での改正事業の特色があると謂ひ得よう。しかし、わが邦が、ひとり、世界の大事とはなれて、其の保守的な態度で改正事業を全うし得るものであらうかは、固より疑はれねばならぬところに屬する。

大戦争後に、刑法に關する國際會議が二つあつた。其の一は一九二五年のロンドンの國際監獄會議であつた(四)、其の二は一九二六年のブリュクセルの國際刑法會議であつた(五)。刑法の改正乃至制定の事業が忙しい間に於て、この二つの會議は、刑法の問題が、今や、如何に理解せられつつあるかをわれわれに示すと同時に、ま

た、それが如何に理解せらるべきであるかをわれわれに示すものであつたと謂はねばならぬ。

- 四 この會議の始末に付いては、拙稿『ロンドンの國際監獄會議に付いて』法學志林第二九卷第三號第三一七頁以下。
- 五 この會議の議事に關しては、拙稿『第一回國際刑法會議に就いて』志林第二九卷第一號第六九頁以下。

これに加へて、わたくしは、ドイツの學者が、ドイツの刑法改正事業に關聯して、謂はゆる新派に屬する人人と謂はゆる舊派に屬する人人とが、別別に、會議を組織して、互に相争つてゐる狀況に興味を持たねばならぬ(六)。

- 六 ドイツに於ける國際刑事學協會の最近の模様については、大塚學士『國際刑事學協會の近況』志林第二六第一一號第一二七八頁以下、同學士『國際刑事學協會の近況』志林第二六第一一號第一二七八頁以下。ドイツ刑法協會の模様については、大塚學士『ドイツ刑法協會の會議』志林第二九卷第九號第一一二頁以下。

わたくしは、刑法學の重點が、この間に、おもむろに移動しつつあることを考へるのである。其の要領を論じて見たいとおもふ。

二

刑法の規定の中に存する法律的概念のうちで、特に問題として考へらるべきものが三つあらうとおもふ。其の一は未遂であり、其の二は共犯であり、其の三は法律の錯誤である。

未遂論は刑法の主觀主義的理論が滲み込む第一の點であつた。十九世紀に於て發達した刑法上の客觀説は、人をして、未遂の觀念及び處罰に關し、すでに久しく客觀的な立場を維持せしめたのであつたが、それが漸次に動搖することになつたのである。

ドイツの一九〇九年案の第七十五條は之を規定して『重罪又は故意的輕罪の實行を始めたる者は、それが既遂に至らざる場合に於て未遂として處罰せらる』とした。之は客觀的な立場に於ての規定と謂はねばなるまい。草

案の理由書はこの規定を以てむしろ帝國裁判所の判例を採用したものとしてゐる(一)。(謂ふまでもなく、判例は夙に主觀説を採つてゐるのである)しかし、少くとも、其の用語に於て、右の規定は、客觀的な立場に於ての解釋の可能を許容するものが著しいと謂はねばなるまい。

- 一 理由書(一九〇九年)總則第二八五頁、第二八九頁。

其の後、この規定が書き改められることになつた。一九一三年案に於てすでに大きな變更が加へられ、犯意が行為に依つて明かにされた(Delictum)とき、そこに未遂が成立するといふ形式を採ることになつた。一九二七年の草案に於てもそれに従ふことになつた(二)。

- 二 一九二七年案第二六條第一項に曰く『刑を科せられたる行為を爲すことの決意を、實行の開始たる行為、又は其の者の認識したる事實に従へば實行の開始たるべき行為に依りて、明かにしたる(Delict)者は、未遂として罰せらる』と。即ち、謂はゆる不能犯の場合が未遂に屬することを明かにしてゐる。但し、別に第四項に於て、不能犯に付き特に輕い處分を爲し得ること、情狀に依つては刑を免除することを得る旨が規定されてゐる。

謂ふまでもなく、學説としては、未遂の觀念に付いて主觀説を採るべきか將た客觀説を採るべきかに付き議論があるのである。そこで、草案の起草者は説明して曰く『經驗に徴するにこの問題は科學的に解決すべきものではない。帝國裁判所が其の判例に於て現行法上不能犯を處罰すべきものとしてゐるに拘はらず、學説に於ては、この問題に付き決定的な結論に到達してゐない。されば、この争は立法上解決するの外ないのであるが、不能犯を無罪として放置することは、堪へられることではなからぬ』云々(三)。

- 三 一九一九年案理由書第三九頁。

しかし、ドイツの學説は、この點に付いて、今なほ歸一するところがない。しかし、實際的見地に於ては、不

能犯を、當然、犯罪とならぬものとすることは堪へられないところにちがひない。わたくしは、わが判例が今なほ客觀説を固持することをながめて(四)、それが果して實際上の見地から當然の處置として、わが大審院の安住してゐられるところなるかを疑はねばならぬ(五)。

四 わが判例の模様については拙著日本刑法改訂版第二六六頁乃至第二六七頁。なほ拙著『刑法研究』第二卷第八四頁以下。

五 わたくしは、フランスの判例が、また、主觀説に依つてゐるの事實をここに擧げておきたい。

ただ、ドイツ草案に於ては未遂の刑を以て當然減輕すべきものとしてゐる(六)。この點に於て、其の態度は十分に主觀説を貫徹したものといふことができない。しかし、おそらくは、之に依つて客觀的な主張との間に妥協を計らむとしたものと見るべきであらうか。わが刑法が未遂の處罰に付いて主觀説を採つたに拘らず、わが判例が未遂の觀念に付いて客觀説を採つてゐるのと對比するときは、そこに一種の皮肉なコントラストを發見することが出来る。兎に角、ドイツが、未遂の觀念に關して——其の判例に従つたのだとは謂へ——主觀説を採る旨を明かにしたことは、注意すべきことであるとおもふ(七)。

六 一九二七年案第二六條第三項に曰く『未遂は既遂の行爲に比して刑を減す』と。なほ不能犯に對して特に減輕免除を規定することは上(註二)に述べたるが如し。

七 スイスの一九一八年案第一九條は、未遂に關してドイツの一九〇九年案とおなじやうな用語に従つてゐる。しかし、第二〇條に於て、不能犯に關し別に規定を設け、その刑は一般の減輕例に依らないで、裁判官の自由裁量に依る減輕とされてゐる。

イタリア草案第十六條は、未遂の觀念に關して特に明かにしてゐるところがない。しかし、不能犯に付いて特に減輕例を適用する旨を明かにしてゐる。さうして、一般の未遂に關しては、其の處分に付き、裁判官は之を既遂と同様に取扱ふの權を有することになつてゐる(八)。

ハ イタリア草案第一六條第一項本文に曰く『犯罪の既遂が偶然なる事情の爲めに全うせられざりしときは、裁判官は事實及び行爲の態様に從ひて、既遂に對し定められたる制裁を適用するの權を有す』と。裁判所に斯くの如き權あることの規定されてゐる其の形式は、法律を以て裁判官にその制裁を命じ、之を義務として拘束するのではなく、裁判官に於て自發的に其の權利を活躍させねばならぬものであることを意味するものであらうか。同時に、規定のこの形式は、裁判官が、未遂の處罰に關し、最早從來の客觀説に拘束されないことを明かにするものと解せられる。

未遂と既遂とを處分の上で同視することは、既にフランス刑法に於て規定されてゐるところである(九)。しかし、十九世紀の經過に於てフランス刑法が諸國の刑法の模範となつたにも拘はらず、この點は他の諸國に繼受されなかつた。イタリア草案に至つて、主觀主義が未遂の處分の上に徹底されたわけである(一〇)。

九 フランス刑法第二條第三條は、重罪輕罪の未遂を重罪輕罪そのものと認める旨の規定を設けてゐる。即ち未遂と既遂との間に區別をしないのである。

一〇 わが刑法は未遂に付いて主觀主義を採つたとされてゐるのであるが、しかし、イタリア草案の規定に比しては徹底を缺いてゐるものと謂はねばならぬ。

わたくしは、イタリア草案の如き規定が廣く認められるに至るには、なほ思想の發展に待ち設けねばならぬものがあると考へる。しかし、さしあたり、未遂が主觀的に理解せられ、不能犯が未遂に屬するものとされつつあるところに、新らしい思想の赴くところが認められ得るやうにおもふ。

そこで、次に、共犯に關して考へやう。

ドイツの一九〇九年案に於ける共犯の規定には、殆ど何等の特色をも發見することができない。一九一三年案に至つて、謂はゆる間接正犯がなほ教唆なり從犯なりたるに妨げなき旨の規定が設けられ、それが一九一九年案に繼受せられ、一九二五年案に至つては、特に一箇條を設けて、『教唆及び從犯の處罰性は行爲を實行したる者の

處罰性より獨立なるものとす(第二七條)といふことにされた。それがそのまま一九二七年案第三十一條の規定にとりいれられた。

一九二五年案と一九二七年案との斯くの如き規定が共犯の從屬性に關し如何なる結果を持ち來たすかは一の問題として考へらるべきであらうとおもふ。ドイツには、傳統的な從屬性論を固持する學者が今なほ少くない。さうして、間接正犯の觀念をすら捨てるべきでないとしてゐる學者が相當に勢力を維持してゐる(一一)。そこで、ドイツの立法者は、一の妥協案を考へた。即ち、他の一方に於て、共犯獨立性論の論理を徹底せしめることを避けて、教唆の未遂に關し特別の規定を設けることにした。實は、教唆の未遂に關しては、ドイツの現行法に於てすでに其の規定があるのである(一二)。さうした各草案は、共に之を繼受することにしたのである(一三)。

一一 其の有力な一例として Oetker, Teilnahme am Verbrechen, Gerichtsamt, Bd. XCIV, S. 4 ff. には、一九二六年五月のドイツ刑法協會の會議に於て、エトカーが一九二五年案に加へた批評である(大塚學士『ドイツ刑法協會の會議』志林第二九卷第九號第一一八頁)。

一二 ドイツ現行刑法第四九條 a がそれである。同條の規定は、大體次のやうな趣旨になつてゐる。他人をして重罪を犯さしむべく若し重罪の共犯たらしむべく教唆したる者又は其の教唆を受諾したる者は、法律上別段の規定なき限り、死刑又は無期刑に該る罪に關しては三月以上の禁錮に、其の他の刑に該る重罪に關しては二年以下の禁錮又は禁獄に處す。重罪を犯し又は重罪に共犯たるべき旨を申出でたる者及びその申出を受諾したる者亦おなじ。其の教唆又は受諾が單に口頭に依りて爲されたるときは、其の教唆又は申出が利益の供與を伴ふ場合に於てのみ、之を罰する。

この規定は、一八七六年二月二十六日の法律を以て法典に追加されたものである。デュシエーヌ條項と稱せられるのであるが、それは、ベルジックの人デュシエーヌがビスマルクを殺すことをベルジックのゼズイト管區長及びパリーの大司教に申出でたといふ事實があつて、それのできた規定であるとのことである。すでに、ベルジックの一八七五年七月七日の法律でおなじやうな規定ができ、それに倣つてきたのである。

一三 例へば、一九二五年案第一八二條は、次のやうな趣旨の規定になつてゐる。他人をして重罪を犯さしめむとしたる者又は重罪を犯すべき旨の他人の委嘱に應ずることを表示したる者は禁錮に處する。重罪を犯さむことを申出でたる者又は其の申出を受諾したる者亦おなじ。(一九二七年案第一九六條も大要之に同じ)。

さて、論理的に謂ふならば、一方に於て、草案が、共犯の處罰性を以て謂はゆる正犯の可罰性から獨立すべきものなることを言明してゐるに拘はらず、教唆の未遂を特別罪とすることは果して妥當なものといふことを得るであらうか、之を一九二五年案の理由書に徴するに、其の第一八二條の條下に於て起草者は謂つてゐる。曰く「草案は共犯從屬性の極端な形式を捨てた。教唆及び幫助の可罰性は最早正犯の可罰性に從屬すべきでない。同時に、教唆及び幫助は、他人が犯罪行爲を實行するか又は少くとも實行に着手したときに於て可罰的なる限りに於て、そこに犯罪行爲の從屬的な形式を止めてゐる。人をして犯罪行爲を實行せしめむとし又は人の犯罪行爲を容易ならしめむとして、其の目的を達することができなかつた場合に於ては、それを教唆又は幫助の未遂として處罰することができない。それは原則として犯罪にならない。それで、草案は、この原則の例外が認められねばならぬ範圍に於て、特別の刑罰規定を必要とするのである」と(一四)。わたくしは、この説明を理解するに苦しむのである。何となれば、草案が、共犯の從屬性を捨てるとしながら其の適用を間接正犯を認めないといふ點にのみ止め、別に、正犯の行爲を待つてはじめて教唆又は幫助の可罰性が認められる範圍に於て從屬性が残つてゐるとするのは、説明上論理に一貫を缺いてゐるものがあるとおもはれるからである。しかし、又、わたくしをして謂はしむれば、教唆及び幫助が正犯の實行を待つてはじめて可罰性を有する範圍に於ては、從屬性の形式はやはり残つてゐると謂ひ得るものなることは、まさしく理由書の説くが如くであるので、それで、若し、教唆及び幫助の獨立性を明かにしようとおもふならば、教唆及び幫助の未遂を、教唆及び幫助の未遂のそれ自體として處罰する

ことにせねばなるまいとおもふのである。若し、教唆及び幫助の未遂を犯罪そのものの未遂の場合と同様に處罰することが社會の通念の認めるところにそはなないといふのであるならば、固よりそれに特別な軽い處罰の規定を設けることが適當であらう。これは、おなじ未遂の範圍に於ても、不能犯に付いては軽い處罰規定の設けられるのが妨げられないとおなじことである。しかし、觀念としては、教唆又は幫助の未遂は特別罪であるべきでないと考へる。

一四 一九二五年草案理由書第九二頁。

さて、ドイツの草案に於ては、斯く或程度に於て共犯の從屬性が認められてゐるにしても、一方に於ては、共犯の處罰性が正犯の處罰性から獨立なるべきことを言明してゐるのであり、他方に於ては、教唆及び幫助の未遂を、特別罪の形式の下に於てとはいへ、明瞭に處罰してゐるのである。わたくしは、間接正犯を以て共犯の觀念のなかに入り込むべきものとした其の趣旨と、教唆及び幫助の未遂は之を放置することができないといふ實際の必要とを併せ考へるときに、ドイツ草案の規定は、一種の妥協案としては固よりさることながら、論理的には若干の遺憾な點を残してゐるとおもふのである(一五)。

一五 ドイツの草案の解釋としては、例へば、一九二五年案に付いて謂へば、其の第二五條に、『故意に、他人をして犯罪行為を實行せしめた者は、教唆として正犯と同じく處罰せらる』とあるなかの『實行』の語が、未遂に關する第二三條第一項に、『犯罪行為を爲すの決意を、其の表象に從へば實行の開始たるべき行為に依りて明かにしたる者は未遂として處罰せらるべし』とあるなかの『實行』とおなじものを指示すとするのが一般の見解であるらしい。それからして、文理解釋としても、教唆又は幫助の處罰には正犯の實行行為を必要とするといふことになるのである (Vgl. Schönke, Das Problem der Teilnahme im Strafrecht, 1923, S. 42)。これは、草案に付いて特に云爲するまでもなく、現行法に付いてすでにさやうに解釋されて來てゐるのである。

わたくしは、ドイツ法の解釋に喩を容れるつもりではない。ただ、之をわが刑法の解釋として考へる場合に於て、わが刑法第六一條の『實行』と第四三條の『實行』とを以て、客觀的におなじ行為を指示するものと解することは、着手の觀念に關する主觀說の立場からは到底採ることのできないこと、之は、今更改めて論ずるまでもないことである。さうして、わたくしは、ドイツ刑法第四九條のa如き規定のないわが邦に於ては、ドイツ刑法第四九條のaの如き場合を一段原則の適用に依つて解決し得るものと信じて來た(拙著『刑法研究』第一卷第九三頁)。

しかし、最近に至つて、謂はゆる暴力取締法が新たに制定されて、ドイツ刑法第四九條aの如き規定を設けることになつた。之が、今、實際の問題になつてゐる。

暴力取締法第三條は、同條に列舉せらるる犯罪に對する教唆の未遂を特別罪として處罰してゐるのである。この規定は、共犯の從屬性を固守するわが判例の下に於て、特に必要ありとして設けられたものにちがひない。しかし、斯やうな歴史的事實を離れて考へ、共犯獨立性論の立場に於て論ずると、其の適用は多少趣をかへて來ねばなるまい。

第一に考へ得られるのは、その規定が法律上無意味なものであるといふことである。共犯の從屬性といふことが無意味だとして見れば、其の規定は當然無意味になつてしまふのである。明文が如何に存してゐても、其の存在が無意味に歸してゐる例は商法第二六一條にもある。(但し、商法第二六一條は、第二項に於て、刑法に正條ある場合は適用なきことを明言してゐる)。

第二に考へ得られるのは、その規定は、一般の原則の適用なき特殊の場合に關して適用があらうといふことである。例へば、教唆者が、其の教唆したる犯罪の完成せざることを豫見してゐた場合である。この場合には、教唆者には教唆したる犯罪に付いての意思がなく、ただ其の犯罪を教唆するといふことに付いてのみ意思があるのである。之は、一般の原則上、未遂とされるべきではない。しかし、暴力取締法の教唆の規定には該當すると謂ひ得よう。

第三に考へられ得るは、暴力取締法は未遂に關する特別法だといふことである。ドイツに於てはその刑法第四九條aを未遂の處罰に關する特別法だとする説がある。それは、ドイツ法上、共犯獨立性説を探るも、教唆の未遂は罰せられないのが原則だといふ主張が成立し得るからである(拙著『刑法研究』第一卷第九二頁参照)。しかし、教唆の未遂に關して當然わが刑法第四三條の適用があるとするわたくしの考から論ずるならば、暴力取締法の規定を以て未遂犯例の特例だとすることは、暴力取締法制定の趣旨にそはなないことになる。何となれば暴力取締法はその教唆をむしろ重く罰せむとする趣旨

であるのに、其の内容は未遂犯例の適用の結果よりも軽いものであるからである。されば、この第三の考は論理上は成立し得るが、実際上は採用せらるべきでない。

イタリア草案が、この點に於て、徹底した規定を設けたであらうといふことは、固より待ち設け得べきである。即ち、其の第十七條第三項は、規定して曰く、『教唆が受諾されたるも實行せられざりし場合又は教唆が受諾せられざりし場合には、場合のそれぞれに従ひ、第十六條の規定を適用す』と。さうして、其の第十六條は未遂を既遂と同じく處罰する旨の規定であるのである。

しかし、イタリア草案ばかりでない。スイス草案第二十二條第二項に曰く『他人をして懲役を科せらるる罪を犯さしめむとしたる者は、其の罪の未遂として之を處罰す』と。更に之にオーストリア對案第二十八條第一項を加へることができる。曰く『悪意を以て、他人をして、法律が故意的行爲に對し一年以上の自由刑を科する一定の犯罪事實を實行せしめむとして遂げざりし者は、自ら實行に着手して遂げざりし正犯と同じく之を處罰す』と。イタリア草案の規定は主觀説の論理を貫いたものと謂ふことにならう。スイスの草案とオーストリアの對案とは、共犯の未遂に關する觀念として主觀説に従ひながら、そこに多少の躊躇を示してゐる。なほ、新興國のものとしては、チエコスロヴァキヤの草案がイタリア草案の例にならつてゐる。其の第二十五條第一項に、先づ教唆と幫助との區別を捨て、共犯者は正犯の犯罪行爲が實行されなかつた場合に於てもなほ處罰せられる旨を定めてゐる。

要するに、共犯に付いて主觀説が採られ、其の獨立性が漸次に肯定されつつある模様は右の如くである(一六)。

一六 刑法改正に關するわが臨時法制審議會の示した綱領に、『教唆犯を獨立犯とする規定を設けること』といふのがある。最後に法律の錯誤に關する規定に移らう。

ドイツの現行刑法には法律の錯誤に關して何等の規定がない。そこで、學説がわかれてゐる。しかし、學説の一般傾向は、法律の錯誤を以て犯罪の成立を阻却するものと爲すにあるのであるが、判例は、一種の見解を立て、刑罰法令の錯誤と非刑罰法令の錯誤とを區別し、刑罰法令の錯誤は犯罪を阻却せずとしてゐる(一七)。

一七 ドイツの學説に關しては、拙著『刑法研究』第一卷第二六六頁以下参照。ドイツの判例の趣旨は、謂ふまでもなくわが刑法第三八條第三項に關する解釋としてのわが邦の通説とおなじである。

一九〇九年案はこの判例に従つたのであつた(一八)。しかし、之に對しては學説は大に非難の聲を擧げたのであつた。さうして、一九一三年案に於ては、刑の裁量に關する條下に於て法律の錯誤を規定し、法律の錯誤に因り行爲を許されたものと信じた者に對しては刑を減輕するものとし、特に錯誤が宥恕すべきものである場合に於ては、裁判所は自由裁量に依り自由に廣く其の刑を減輕することを得ることとした(一九)。之が讓歩の第一歩であつた(二〇)。

一八 一九〇九年案第六一條に次の趣旨の規定がある。行爲者が、非刑罰法規の錯誤に因りて其の行爲を許されたものと信じてゐた場合には犯意はない。其の錯誤が過失に基く場合に於て過失が成立する。刑罰法規の錯誤に因りて其の行爲を許されたものと信じてゐた場合には處罰に付き未遂の規定が適用され得る。

一九 一九一三年案第一一四條は規定して、行爲者が、法律を誤解した結果、其の行爲を許されたものと信じてゐた場合には刑を減輕する。其の錯誤が宥恕すべきもの(entschuldigbar)であるときには自由裁量に依つて刑を減輕し又は刑を免除することを得る、といふ趣旨を明かにしてゐる。

二〇 ドイツの草案に於ける法律の錯誤の規定の變遷及び之に關する學説に付いては、拙著『刑法研究』第三卷第八五頁以下参照。

一九一九年案に至つて更にそれが書き改められた。第一に、規定が犯意に付ての規定に引き續いて設けられた。

第二に、法律の錯誤は一般には刑の減輕の事由となるのに止まるのであるが、其の錯誤が行為者の責に歸すべからざる場合に於ては罪とならぬといふことになつたのであつた(二二)。

二二 一九一九年案第一二條 行為者が犯意を以て其の行為を爲すも、法律上又は事實上の錯誤に因り其の行為を許されしものなりと爲したるときは其の刑を減輕す。
錯誤が其の責に歸すべからざるときは (unverschuldet) 行為者は之を罰せず。

一九一三年案に見えてゐる宥恕すべき (entschuldbar) 法律の錯誤と一九一九年案に見えてゐる責に歸すべからざる (unverschuldet) 法律の錯誤との區別がいづこに存するやは、さし當りわたくしにはわからぬ(二二)。

しかし、兎にかく、斯やうな形容詞を以て形容せらるべき法律の錯誤が漸次刑法の處罰から外におかれるやうになる傾がそこに見受けられる。さうして、一九二五年案に至つて、草案は更に一步を進めた。

二三 草案の理由を一讀した範圍に於ては、其の區別がわたくしにはわからぬ。おそらくは、同一の思想に對して更に用語を精確ならしめる趣旨の下に書きなほされたものであらうか。

一九二五年案は、斯くて法律の錯誤を一般的に罪とならざるものとしたのであつた。さうして、其の錯誤が過失に基いてゐる場合に於ては單に過失の責任あるに過ぎざるものとしたのであつた(二三)。

二四 一九一五年案第一三條 行代者をして行為の許されざるものなることを認識せざらしめたる錯誤は犯意を伴ふ行為の故を以てするの處罰を阻却す。
錯誤が過失に基くときは過失に關する規定の適用あるものとす。

一九二七年案は、一九一九年案の規定に逆行りした。しかし、規定の體裁に多少の變更を見受けることが出来る。まづ宥恕すべき法律上の錯誤を規定し、むしろそれを本則と立てて、次に、宥恕すべからざる錯誤の場合に付いては刑を減輕することを得るものとした(二四)(二五)。

二四 一九二七年案第二〇條 行為者が犯意を以て行為を爲すも宥恕すべき法律上の錯誤 (entschuldbarer Rechtsirrtum) に因り行為の不法性を知らざりしときは之を罰せず。
錯誤が宥恕すべきものに非ざるときは刑を減輕することを得。

二五 ここに『宥恕すべき法律上の錯誤』といふことが如何に解せらるべきかの問題が発生し得べきだとわたくしは考へる。法律の存在を過失に因つて知らなかつた場合は、其の行為そのものを法律上許されたものと考へたことに付き宥恕すべき場合であつても、なほ『宥恕すべき法律上の錯誤』のなかへはいるのであるかの點である。斯やうな點に關して、宮本學士とわたくしとの間に多少考へを異にするものあることに付き、拙稿『刑事判例研究』志林第二九卷第八號第九七三頁以下、殊に第九七六頁以下。

諸國の草案は必しも歩調を一にしてゐない。イタリヤ草案は、稍複雑な規定を設け、『事實が法律上禁ぜらるることを不可抗力に因りて知らざりしとき又は法律上若は事實上の重要な錯誤にして怠慢に歸すべからざりしもの』があつたときは、刑事上の効果はないとしてゐる。しかし、更に規定して、『刑罰の法規の不知は罪が重懲役に該るものなる場合に於ては辯解とならず』としてゐる(二六)。ドイツ一九一九年案と一九二七年案とに似てゐるものといふことを得よう。スイス草案には、法律の錯誤に關し刑を減輕し得ることを定めてゐるに過ぎない(二七)。

二六 イタリヤ草案第一九條第一項第二號、第三項。この規定は、明かに怠慢に因る刑罰法規の不知を以て責任阻却の事由としてゐない。前上註二五參照。

二七 スイス草案第一八條 其の行為を爲すの權利ありと信じて罪を犯したる者は其の刑を減輕することを得。
チエコスロヴァキヤの草案は、法律の錯誤を以て單に刑の減輕の事由とし、宥恕すべき事由あるときは更に刑を減輕し又は免除し得るものとしてゐる。其の外に、五年以上の刑に該るべき犯罪に付いては、右の規定を適用しないとしてゐる(二八)。

二八 其の草案第二〇條第一項第二項。特に重き罪に付きて法律の錯誤を論じないことにしてゐる點は、イタリヤ草案と題

をおなじくしてゐる。まあ、一般の重き罪に付いて見るときは、それに関する法律の錯誤は、少くとも一般の場合には、宥恕すべきものではないであらう。

法律の錯誤に関する規定が立法論としても解釋論としても困難なもの一とされてゐるのは、要するに、従來の謂はゆる國家的必要論の考へ(二九)と、主觀主義的考へとの調和がむづかしいからである。主觀主義の立場から謂へば、自己の行爲を適法なものと信じた者に對しては、處罰は其の意味を爲さないとも謂ひ得るのである。さうして、ただ、其の不法なる行爲を適法なるものと信じた理由をたづねて或場合には過失の責を問ふべきであり、或場合には以て輕き刑に依つて處遇すべきであり、さうしてただ其の理由が全く宥恕すべきものでない場合に於て、それを犯意ある一般の場合とおなじに取扱ふべきであるが、其の場合に於てもなほ、其の者に對し其の行爲の不法なることを指示して之を理解せしめることが、處遇の第一の方法でなければならぬのである。

二九 法律の錯誤は之を寛假すべきでないといふ原則を、ドイツの學者が國家的必要の立場に於ての考へ方としてゐる(拙著『刑法研究』第一卷第二七六頁參照)。斯やうな見方は、刑の威嚇力をのみ主張してゐるもので、其の道義的なはたしきを省みないものである。

要するに、わたくしは、法律の錯誤に関する立法上の企に關し、其の一般的な傾きとしては、一種の主觀主義的なものがりを持つつあることを疑ひなきものと考へるのである(三〇)(三一)。

三〇 法律の錯誤に関する斯やうな主觀主義は、主としてドイツに於て、其の謂はゆる責任論 Schuldlehre に於て發達したものであることを注意しておかねばならぬ。

三一 臨時法制審議會の刑法改正草案に、『法律の錯誤に因る行爲は情狀に因り刑を減免することを得べき規定を設くること』といふのがある。

さて、犯罪の要件に關する概念構成問題として、斯く、特に争はれてゐる三箇のものを拉し來つて考へて見ると、一方に於て、主觀主義的な一種の傾きが明かであると同時に、他方に於て、概念に關する定義及び區別の議

論が著しく簡單化されるべき運命に在ることを見受けるのである。未遂の問題に付ては、結局、煩瑣な不能犯の問題が全くなくなるべきものではあるまいか。共犯に付ては、從屬關係乃至間接正犯といふ混雜した或ものがそのうちに忘れられるべきではあるまいか。さうして、錯誤に付ては、刑罰法令の錯誤と非刑罰法令のそれ、事實の錯誤と法律のそれといふやうな小むづかしい議論が全く無用なものとなり果てるべきではあるまいか。——惟ふに、刑法學者は、従來、久しく、斯やうな概念構成の仕事に苦心した。しかし、斯やうな苦心に依つて刑法の社會的使命は全うされるのでない。否、却つてそれに依つて其の使命の遂行が常に妨げられつつあるといふことになるのである。

三

斯くして、問題の要點が他に移ることになつた。それは、犯罪の分類から犯人の分類に仕事を移すことである(12)。

一 わたくしは、比較的早くこの點を論じておいた。拙稿『悪性に依る犯罪の分類』法學協會雜誌第二七卷第三號所載。犯罪人は其の精神狀態を基本として三種に分類することができる。一般の犯人と精神の成熟の不完全な者と精神に障礙あるものとの三者がそれである。

自由意思を基本とする従來の見解に於ては、自由意思を欠缺する程度に於て精神の不成熟な者及び精神障礙ある者は、之を刑法の領域から除外したのであつた。それは暫くそれでいいとして、しかし實際に於ては中間者が甚だ多い。さうして見方に依つては、犯罪人の大部分はこの中間者に屬するのである。

従來の刑法理論に於ては、この中間者を如何に處遇すべきかは、理論的に極めて容易なことであつた。即ち、刑罰は謂はゆる責任に比例すべきものであり、さうして、中間者は、其の責任が完全でないものであるから、之に

對しては刑を減輕するのが當然であるのである。

しかし、理論的に極めて容易なこの問題は、實際的には極めて困難なものである。何となれば、中間者に對して減輕したる刑を科するといふことは、徒らに累犯を多くすること、社會の秩序を維持するといふ點に於ては全く無意味であるばかりでなく、むしろ有害であるからである。

斯くして、まづ少年の特別處遇といふことが問題になつた。謂はゆる少年裁判所運動がそれである。即ち、精神の不成熟な者は、たとひ、それが謂ゆる責任能力者と見られ得る者に付ても、三つの點に於て刑法から除外されねばならぬといふことになるのである。第一にその手續に於て、第二にその裁判官に於て、さうして第三にその處遇の方法に於て(二)。

二 拙著『日本刑法増訂版第一三二頁、なほ、拙稿『少年法の成立』(拙著『法律に於ける進化と進歩』第二四二頁以下)。

しかし、見方に依つては、斯やうな少年は、之を刑法から除外しないで、やはり、之を刑法の領域に屬するものとし、一般犯罪人の外にこれ等少年をも包含する立場に於て刑法の全體としての觀念を定め、其の組織を廣い立場に於て考へ出すといふことが問題になつて來たのである。

二三の草案に付いて其の模様を考へることにしよう。

ドイツは之を少年裁判法に讓ることにしてゐる。之に對して特色を明かにしてゐるものはイタリヤ草案である。イタリヤ草案は、社會防衛の對象としては成年者と少年との間に區別のないものとし、兩者の區別は之に加へらるべき處遇の種類を異にするといふ點に在るといふことを明かにしてゐる。されば、イタリヤ草案は、刑といふ文字を避けて、制裁といふ用語に従ひ、一定の不法行爲に對しては、社會から防衛の爲めに制裁を科するのであるが、其の制裁は、行爲が十八歳以上なると以下なるとに依つてちがふといふ趣旨のことを規定してゐる(三)。

三 イタリヤ草案は第三九條と第四〇條とに於て成年に對する制裁の種類を規定し、第四一條に於て十八歳未満の少年に對する制裁の種類を規定してゐる。制裁のこの二つの種類は並行して科定せられてゐる。

他の諸國の草案は、少を以て刑法から除外する旨の規定をしてゐるのである。しかし、なほ、少年に對する處遇を刑法のなかに規定することにしてゐるものがある。スイスの草案がそれである少年は刑法上訴追されざること、を明言するに拘はらず、少年に對する處遇をやはり刑法上の事實とするのである(四)。

四 スイス草案第八〇條以下。

若し刑といふ不動固定の標準的制度があつて、其の適用を受ける者としからざる者とを區別することが論理的であるならば、少年の處遇は全く刑法上から除外せられるのが當然である。しかし、實際的の見地から之を考へて見ると、一定の犯罪者を犯罪者なりと確認するに付いて、其の犯罪者とせらるべき者の個人的自由を考慮するに於ては、其の確認の仕事は裁判所に管掌せしめるのが相當な方法であらう。さうして、成年者に對してはそれに相當する處遇を爲し、少年に向つてはそれに對して然るべき方法を施すといふ點から考へると、實際的には、刑と稱せられるものと然らざるものとの本質上の差異はなくなることに成り、少年を刑法から除外するか、乃至少年は刑法上無責任だとかされることは、用語乃至觀念の上での無用な區別に過ぎないことになるのである。さうして、しかくその區別が無用視されるに従つて、刑法上の論議の分野が、謂はゆる責任能力といふ障壁を越えて、少年犯罪の彼方に廣められることになるのである。

精神障礙者に付いても亦おなじ。まづ謂はゆる責任能力たる精神障礙者に付いて見ると、それは刑法から除外されるものとされるに拘はらず、其の處遇に付いてはなほ刑法に規定されるのである。之をドイツの草案に付いて見ると、例へば、一九二七年案は、其の無能力者に對し、裁判所に於て治療所又は看護所への收容を言渡す旨

を規定してゐるのである五。草案は、之を保安處分として、少くとも形式上明かに刑と區別してゐる。しかし、實際的に於ては、裁判所が其の責任無能力なることを確認し、さうして、之に相當なる方法として保安處分を言渡すのである。スイスの草案も亦之におなじ(六)。

五 一九二七年案第五六條。

六 スイス草案第一三條。

そこで、茲に疑問が起るのは、何故に斯くの如き者に對して特に無罪の言渡をせねばならぬのかの點である。

裁判所は、不法なる行爲をなした者が其の精神に障礙ありと認められた場合に於て、其の故に、卒直に、簡單に、それに対する方法を執行すべき旨を言渡せばいいので、特に其の者に對して無罪の言渡を爲し、續いて之に保安處分を施すべき旨を宣告し、同時に其の處分は刑に非ざることを言明するといふのは、無用な手続を重ねるものと謂はねばならぬ。

更に、ここに問題となるのは謂はゆる限定責任者である。限定能力者に對しては刑を減輕することが一般になつてゐる。さて、限定能力者に對して減輕したる刑を科することに因り、われわれは何を其の限定責任能力者に待ち設けることができるであろうか。刑が行爲に對する應報としての作用を營むといふことを除外して考へるに於ては、そこに、何等の威嚇的效果もなく、又何等の匡正的效果もないのである。それで限定責任能力者に對しては、之を保安處分に付するといふことが考へられねばならぬ。諸國の草案は皆之を規定してゐる。

しかし、ここに、又、其の保安處分と刑とは何れを先に執行するかといふことが問題として考へられねばならぬ。ドイツの草案は、はじめ、其の自由刑を先にする旨を定めたが七、後之を改め、原則としては自由刑を先にするが、裁判所は場合に依つて保安處分を先にすることを言渡すことができることにした。さうして、保安處分を

先づ執行した場合に於て、其の結果刑の執行を不必要と認めると至つたときは其の刑は之を執行しないといふことにしてゐる八、之に依るときは、むしろ、原則として保安處分の執行を先にし、其の結果を待つことが合理的ではあるまいか。スイス草案は現にさうしてゐる。即ち、保安處分は常に刑より先に執行されねばならぬ。さうして、其の執行終了後に於て、裁判所は、更に、先に言渡した刑を執行すべきや否やを定めることにしてゐる(九)。さて、さうすればわたくしとしては更に疑がある。保安處分は、其の處分の目的を達するに必要な期間繼續するわけで、固より收容の時期に關して規定はあるものの、之を更新することは許されてゐるのである(一〇)。しからば、論理的に謂へば、苟も先づ保安處分を執行する限り、保安處分は其の適當な効果をもたらすわけであり、從つて、それ以上に刑を科するといふ必要は、理論上絶對におこらざるべきである。しかのみならず、若し保安處分が其の効果を擧げないに拘はらず、其の者を釋放せねばならぬことになつたと假定した場合に、更に減輕せられたる刑を科することに見ると、われわれは、それに依つて、如何なる効果の擧げられるのを待ち設けるべきであらうか。

七 一九一九年案第八九條、オーストリア對案第七七條。

八 一九二五年案第四七條。

九 スイス草案第一三條第一四條第一五條。

一〇 一九二五年案第四六條、一九二七年案第六〇條。

斯やうに考へて來ると、限定責任能力者に刑を科するといふことは全く無意味なことだと謂はねばならぬ。所詮、限定責任能力者は精神障礙者にちがひないので、之に對しては、一般の人に對して施さるべき方法即ち刑罰は到底適應しないのである。されば、限定責任者に對しては、刑を宣告するといふ無用な手續、況や刑を執行す

るといふ無用な仕事を全くやめて、ひたすら、其の者に適當する保安處分を執行し、其の効果の全うされるやうにするのが、論理的でもあり、また、實際的でもあることではあるまいか。

そこで、イタリヤ草案の立場が理解できるわけである。イタリヤ草案は、精神障礙に因る責任無能力者と限定責任能力者とを區別するところがない。共に之を精神の不完全なものとして之に對する處遇を規定してゐる。さうして、それを成年者に對する制裁と少年に對するそれと相並べて規定してゐる(一一)。之に關聯しておもしろいとおもふのは、ベルジツクの社會防衛法案である。そこにも、精神障礙者といふことが廣く觀念せられ、謂はゆる知覺精神を喪失した者(démence)の外に、精神の不完全又は不平均(insuffisance ou déséquilibre mental)を併せて、廣くそれ等の者に對し、特殊の收容(internement)が執行されることになつてゐる(一二)。法律的に形式的に謂へば、此の收容は刑法典に規定せられる刑の種類にはいるものでない。しかし、ベルジツクの其の法案は、之を稱して特に保安處分と稱するやうなことなく、従つて、又之を特に刑に非ずとことわるやうな態度にも出てゐない。兎にかく、精神障礙者に對しては、それに對應する方法として特殊の收容を施す、と簡單に規定してゐるのである(一三)。

一一 イタリヤ草案第四二條。

一二 ベルジツクの社會防衛法案第一條以下、第六條以下。

一三 その社會防衛法案に關しては、志林第二九卷第十二號第一五〇四頁以下に記事がある。

斯くして、刑の裁量の標準といふことが問題になつて來る。刑が若し犯罪に比例して量定せらるべきものであるならば、刑と保安處分とに關する右の議論乃至諸國の草案の規定が意味を為さないことになる。斯くして、諸國の草案は、刑の裁量に關する原則を明文の上に掲げて裁判官に準據を示すことにした。——わたくしから見る

と、それに依つて、刑と保安處分との差が全く形式的なもの、少くとも殆ど單に形式的なものになつてしまふのである。

先づ、主觀主義の刑法理論を採用することになると刑罰裁量の標準がかはつて來ねばならぬ。従來の見解に依れば、刑罰は犯罪に比例すべきものである(一四)。しかし、主觀主義の刑法理論に於ては、刑罰の裁量は、犯人を基礎として考へられねばならぬことになるのである(一五)。

一四 實證學派では、犯罪と刑罰との比較といふことがどうしてわかるかといふ非難を舊來の理論に向けてゐるのである。わたくしは、この非難を、少くとも實證的な立場に於ては道理あるものと思へるが、しかし、この點には暫く論及しないことにする。

一五 刑罰を犯人の悪性に従つて裁量するといふことは、悪性の大小に依つて刑罰の大小を定めようといふのではない。ここには、兩者の比例といふことは問題にならない。ただ、悪性に適應するやうに刑を定めてゆくといふだけのことである。ただ事實に於て、悪性の大小がおのづから刑罰の輕重を定める標準になるといふだけである。しかし固より斯やうな比例に依つて事を定めるわけにゆかぬこともあるのである。

斯くして、諸國の草案は、刑罰裁量の標準に關して規定を設けることになつたのである。ドイツの一九〇九年案は、すでに、刑罰裁量に關して考慮すべき種々の事項を擧げてゐる。曰く行爲に現はれたる犯罪的情操、曰く行爲者の動機、曰く其の目的、曰く行爲を爲すに至れる刺戟、曰く行爲者の個人的及び經濟的關係、曰く辨別の程度、曰く行爲の結果、曰く行爲後の犯罪人の行動殊に後悔の如何及び損害を回復するに付いての努力の如何と(一六)。さうして、多少の修正はあるが、それが、やがて次次の草案に採り容れられ、一九二七年案に及んでゐる(一七)。

一六 一九〇九年案第八一條。

一七 一九二七年案第六九條 刑の量定に方りては、裁判所は、主として、行爲が如何に非難すべき情操又は意思の傾き

に基くか、及び如何に行爲に對して非難を爲すべきからざる原因に基くかを考慮すべきものとす。裁判所は次の事項を考慮すべし。

動機、行爲を招致せる刺戟、行爲者の追求したる目的、行爲に向けられたる意思の持続性及び用ゐられたる方法。

行爲の責に帰すべき結果。
行爲者の辨別の程度、行爲者の意思に對する病的又は之に類する障礙の影響。
行爲者の素行、行爲の時に於ける及び裁判の時に於ける其の個人的及び經濟的關係。
行爲後の行爲者の行動、殊に行爲より生じたる損害を回復するに努力したりや否。

斯やうな列舉は、列舉として固より親切な立法と謂ひ得るであらう。しかし、斯やうな事項と刑の量定との論理的關係は少しも明かにされてゐないのである。そこで、わたくしが特に興味を持つのは、一九一二年のオーストリア草案第四十三條の規定である。其の規定は、極めて簡明に、『刑は行爲者の責任 Schuld と危険性 Gefährlichkeit とに依りて之を量定すべし』としてゐる。これは規定として甚だ簡明なものである。しかし、また見方に依つては、ドイツの諸草案に規定されてゐるところも、この趣旨に外ならぬと謂ふべきであらう。

さて、この簡明な規定は、明かに矛盾した二つの思想を包んでゐる。責任といふ傳統的な考へと悪性といふ實證的な考へとは決して調和し得べきでないからである。さうして、其の故を以て、學者はいたく之れを非難するのである。即ち、矛盾したこの二つの考へのうち、悪性の方が捨てられねばならぬといふのである(一八)。わたくしは、その規定を以て矛盾した兩者を合一せむとするものだとする其の非難を當つてゐるとおもふ。しかし立法者は、いま、傳統的な考へ方と實證的なそれとを妥協させねばならぬ地位に在るのである。されば、わたくしとしては、オーストリア草案の起草者の一種の苦心を察せねばならぬ。ドイツの草案は、巧に、責任とか悪性とかいふ語を避けて、ただ考慮すべき若干の事項を並べるのに止まつた。一般の思想のおのづからな變遷が、その

種々の事項の間に取捨をし、其の間の輕重を定めてゆくことになるであらう(一九)。

一八 Birkeneyer, Schuld und Gefährlichkeit in ihrer Bedeutung für die Strafmesung, 1914.

一九 起訴の便宜主義に關するわが刑事訴訟法第二七九條の規定は、同時に刑の裁量の標準を示したものと謂ふことができよう。さうして、其の考慮すべき事項の配列は、ドイツの草案よりも抽象的ではあるが、よほど似てゐるものがあるやうにおもふ。

刑の裁量に關して一種の臆病な規定を設けてゐるのはスイス草案である。そこには、刑の裁量の標準として、行爲者の責任 Verschulden des Täters が挙げられてゐるに止まる(二〇)。之に對し、全く悪性論の立場から規定したのはイタリア草案で、明かに『法律上定められたる範圍に於て制裁は犯人の悪性 Periculosità に従つて之を適用する』としてゐる(二一)。さうして、一種の立場を採つたものとしてチェコスロヴァキヤ草案を挙げよう。チェコスロヴァキヤ草案は、一方に於て、刑の量定に關し先づ責任 Verschulden を標準とすべきことを明かにし、しかし、直ちに悪性 Gefährlichkeit des Schuldigen と刑の目的とを考慮すべきものとしてゐる。それでそこには思想の混雜してゐるものがあると謂はねばならぬ(二二)。さうして、他方に於て、重懲役と輕懲役とを區別して刑の目的を規定し、そこには犯人の矯正と云ふことが特に明かにされてゐる(二三)。

二〇 スイス草案第六〇條 裁判官は行爲者の責任に従ひて刑を量定す。裁判官は動機、素行及び一身上の事情を考慮す。

二一 イタリア草案第二〇條第一項。

なほイタリア草案には右の二〇條の第二項に於て『悪性の程度は、犯罪事實の輕重、態様、犯罪を決意せしめたる動機及び犯人の人格に従ひて之を定める』とし、次條以下に於て、重悪性を表明する事情十七、輕悪性を表明する事情八を挙げてゐる。

二三 チェコスロヴァキヤ草案第六四條第一項 裁判所は利率の範圍内に於て責任に従ひ刑を量定す。其の場合に於て裁判所は、行爲の動機、責任者の危険性、其の素行、行爲後の其の行動殊に其の者が損害を防止し又は賠償するに努力したり

や否、及び刑の目的と刑が多分實現すべき效果とを考慮すべし。

二三 同草案第一〇九條 重懲役の目的は受刑者の行爲の非難すべきことを明かにし同時に秩序的なる規律に依りて之を矯正するに在り

第一一五條 輕懲役の目的は受刑者に外界との直接の交渉を隔たしめ且必要な限り之を矯正するに在り。

刑の裁量に關する規定は、さし當り、二元主義を採がれないことになつてゐる。しかし、發生的に之を見るときは、從來、責任主義か唯一の標準とされたにも拘はらず、悪性主義か何としても更に認められねばならなくなつたところにわたくしとしては興味を感じねばならぬのである。殊に行爲者の犯罪後の行動が量刑上常に考慮されねばならぬといふことは、從來の思想が受けた大きな變更であると謂はねばならぬ(二四)。

二四 國際刑事學協會のドイツ總會は、一九二七年九月カールスルーエに於て開いた最近の會議に於て、刑の裁量に關して次の如く決議した。曰く『刑の量定は、常に、第一に、如何なる方法が犯人をして再び法律に従ひたる且秩序ある生活を營ましめるに必要であるかの考慮から出發せねばならぬ』と(ユリステンツアイツング一九二七年第一九號第一三三〇頁) 其の協會の主張から謂へば當然の論結である。しかし、ドイツに於て斯くの如き提言が決議されることになつたことは注意すべきことであるとおもふ。

さて、しかり刑の裁量に關して主觀主義を採り容れることにして見ると、犯人分類として、更に、當然に考へられねばならぬ尙一つの問題があることになる、それは謂はゆる慣習的犯罪人の問題である。

犯罪の慣習性といふことは、最早、犯罪の責任の輕重といふやふな問題でなくして、特殊の犯罪人に對する特殊の處遇といふことに歸着せねばならぬ。斯くして、諸國の草案がそれに関し特殊の規定を設けることになつたのである。規定の種類が二つにわかれてゐる。

其の一は、累犯加重の規定である。ドイツの草案は、すでに一九〇九年案からして、一般の累犯加重の外に營

業的又は慣習的犯罪人 *Gewerbs- oder Gewohnheitsmäßiger Verbrecher* と *S* 々觀念を認めてゐる(二五)。一九二七年案では『公の保安に對し危険なる慣習的犯罪人 für die öffentliche Sicherheit gefährlicher Verbrecher に對する特別な加重規定と稱せられるものが設けられてゐる(二六)』。

二五 一九〇九年案第八九條。二年以上十年以下の自由刑がそこに規定されてゐる。

二六 一九二七年案第七八條。輕罪に付き五年まで、重罪に付き十五年までの刑が規定されてゐる。固より、各本條に之より重き刑の規定されてゐる場合はそれに従ふ。

しかし、刑が斯く加重されても、斯くの如き刑だけでは社會防衛が十分でないことは明かである。そこで、其の刑の外に別に保安監置 *Sicherungserhaltung* の處分が規定されることになつた。慣習的犯人に對する謂ゆる排害處分 *Unschädlichmachung* である(二七)これは一種の保安處分である。

二七 一九〇九年案には其の規定がない。一九一三年案第一〇六條、一九一九年案第一〇〇條、一九二五年案四五條、一九二七年案第九九條がそれである。

スイス草案も亦おなじく監置の制度を認めてゐる(二八)。チエコスロヴァキア草案亦しかり(二九)。

二八 スイス草案第四〇條。

二九 チエコスロヴァキア草案第五八條。

ベルジツクの社會防衛に案も亦監置の制度を採つた。しかし、監置の語を避け、累犯者は其の刑を終つたのち政府の管理 *disposition du Gouvernement* におかれるといふ川語に従つた。累犯者を三種に別ち、特に列擧せられる重き者は二十年、次に一年以上の刑を受けた者は十年間、一年未滿の刑を受けた者は五年以上十年以下の期間内、政府の管理の下におかれるのである(三〇)。

三〇 社會防衛法案第二二條以下。これはイギリスの豫防監置に倣つたもののやうに見える。わたくしは、イギリスの其の

制度に於て監獄の期間の十年とされてゐる點が其の制の成績の良好でない原因に數へられたことを回想する（拙稿「ロンドンの國際監獄會議に付いて」志林第二九卷第三號第二七頁、第三二九頁參照）。

そこで問題がおこる。斯やうに刑と保安監置とを二重に規定しないで、この兩者を併せて規定することが、むしろ適當ではあるまいか。さうして、其の制度は不定期刑のものに組織せらるべきではあるまいか。すでに保安監置の制度を設け、之に假釋放の制度を認めて見ると、その實質に於て、それは一種の不定期刑と謂ふべきであらう。イタリヤ草案は、斷然、不定期刑の制度を採ることにしたのである（MIXHID）。

三一 イタリヤ草案では其の第二七條以下である。

第二八條 慣習的犯罪人に對しては、其の各罪に付き定められたる罰金の外、最も重き罪に付き定められたる制裁の最上限を下らざる相對的不定期懲役を適用す。如何なる場合に於ても六年を下ることなく、二十年を越ゆることなし。

第二九條 慣習的犯罪人にして、少くとも三回懲役に該る罪を累犯し、又は二回重懲役に該る罪を累犯したる者に對しては、各罪に付き定められたる罰金の外絕對不定期重懲役を適用す。其の最下限は其の罪に付き定められたる最上限を下ることなく、又如何なる場合に於ても十五年を下ることなし。

三二 矯正可能の者に對する不定期刑のことでは論じない。わが少年法第八條がその一例である。イタリヤ草案第三六條第二項。なほ、チエコスロヴァキヤ草案第六七條は三十歳までの者に對して不定期刑を認めてゐる。

斯やうに考へて來ると、刑罰の問題が、今や刑法の重箱を爲すことになつたのである。そこには概念的な定義及び區別が漸次に遠ざけられ、犯人の種類に従つて、適當に、之に對して社會防衛と個人の自由の保障（三三）とを全うする組織が考へられねばならぬことになつたのである。

三三 實は、個人の自由の保障といふことは、社會防衛といふ觀念に當然に含まれてゐるのであることを忘却してはならぬ（つゞく）

獨逸人の觀たる日本行刑法（下）

時田常太郎

日本の刑罰執行が又其の外敬親の價値を利用することはその育成に相當である。總て教誨は我國（獨逸）より遙に倫理的感化の意味に於て、『罪界的』教誨として強く組織立てられてゐる。教誨は受刑者の生活に於ける全ての重要な出來事に及ぶのである。受刑者の死亡したる時は本人と緣故ある受刑者はその葬式の爲め棺前に集め教誨せらるべきものとす。（施行規則第八十四條）

死亡者又は死刑囚の死体は刑務所墓地に名前と死亡年月日とを記入した墓碑を立て合葬者の上には墓石が建てらるゝ。（施行規則第一八一條、一八二條）——受刑者の恩赦、假出獄又は賞表を附與する時儀式の舉行の原由になされ全ての在監者は集會せしめらるゝ。全て此等の出來事は施行規則第八十三條が明示してゐる様に受刑者の

肉心的鼓舞に利用せらる。——釋放の前日には受刑者は獨逸拘留に附せられ且つ釋放後の心得につき諭告をなされる。（施行規則第六十七條）

受刑者中改悛の情顯著なる者は三階級の階級制度範圍内に於て賦與さるゝ賞遇を受くる、此の階級は賞表（袖上の條）により外見的に區別せられる。（施行規則第一百五十二條以下）

讀書も亦受刑者の精神的感化に役立つ然し乍ら日刊新聞は許されてゐない。（施行規則八十六條）然し——再び日本人の文化的水準に對し託すならば——受刑者の見る爲に望に應じて貸與さるゝ圖画集により刑務所がなす事に特別な價値を置いてゐる。（監獄法第三十一條）——我々の刑務所全体の受刑者は画入新聞の水準以上に昇つ

てゐる繪画を以つて一体何をなすことが出来やう？
 外界との連絡は刑務所新聞(Gefangenenzeitung)が之を行ふてゐる。此の新聞は我々獨逸の刑務所新聞の多少誇張的標題の反對に愉快にも『人』と云ふ素樸な題名を有してゐる。之は多くの挿画を入れ且つ文章の部分は非常に多葉に及んでゐる。或る任意に擇り出された一部の内容の二三はジュネーブ會議の社説、外交、日常出来事及び米の收穫豫想に干する文章、日本の陪審の歴史及び組織の説明、自治の本質、人類愛の意義、國民性、數の起源、デンマーク農業の意義にする論文、慧星、郵便の發達、飛行術、郷土史、にきての小論文、挿画とした日本画の傑作、投稿、連綿小説等百花燦爛の相を呈してゐるではないか！！

此の行刑法は又叙上と同様な日本の文化的高度を刑務所内の健康及び清潔に對する注意によつても明示してゐる。凡ての刑務所は獨逸の行刑に於て行はれてゐるより以上に大いに進んで執行されつゝある醫術的用意周到さの下に置かれてある。凡ての受刑者は一定の時限(年少又一ヶ月乃至六ヶ月内の收監の場合は時限を短縮す)診察を受ける(施行規則百七條)殊に醫師は獨居拘留にせる受刑者を少くとも一ヶ月一回検査せねばならぬ。(法第

二十二條) 病囚と健全囚とは嚴重に區別すべき旨規定してある(法第三十四條) 病囚を病院に移送したときは毎日刑務所から官吏を見廻らせ健康状態が許す様になると直ちに刑務所に移還する。反之我國に於ては豫算が殆んど致命的影響を有してゐるので受刑者が公共の病院に收容されねばならぬ様になると直ちに刑罰を中斷する様なことをするのである。
 傳染病が發生して來た場合には全收容者は種痘又は其他命令に定めた豫防注射を受けるのである。(施行規則第百十條)
 差入れられた飲食物は受刑者に渡す前に醫師が之を検査する。(施行規則第百條)

受刑者は最大の清潔に保たれてゐる。寢具や衣服類は一定の期限に消毒せらるゝ。夏期には受刑者は少くとも五日毎に一回不潔な作業をなす場合にはそれ以上屢々入浴させられる。冬期には一週間に一回の割合となる。
 (施行規則百五條) 我々にとつては十四日に一回受刑者達に入浴せしめても一の進歩と謂はねばならぬのに——身体を整ふる手数は之を許容する(註)頭髮鬚髯に干するものを總稱す。頭髮の膏油使用は特別に規定せられてゐる。(施行規則第一〇四條) 齒刷牙粉はブロンシャでは

千九百二十七年以來長期の囚人にのみ與ふる様規定せられてゐるのであるが日本に於ては千九百八年來既に全ての受刑者に對する官よりの給與物に屬してゐる。(施行規則第八十九條)(註)讀者御承知の如く此點はゲンツ博士の誤謬で實際は大正十一年の改正に依り初めて認められたる點なり。屋外での許容せられた運動時間は毎日一時間迄であることは施行規則第六條が命じてゐる。此の際受刑者達に体操訓練をさせることが出来る。全て此等のことは我國に於ては初めて近年に徐々に而も多くの反對を受けつゝ施設し初められたのである。

此の外日本國民の充分とする食料は非常に簡單である。主食は毎日一ポンド程の米と麥とを堅く煮たものである。飲料としては煮沸した水又は麥湯或は茶である。アルコール飲料は禁じられてゐる。(施行規則第九十四條以下)

規定法條の多數が作業の章に割當せられてゐる。(法第二十四條以下施行規則第五十八條以下) 原則とし官營である。受負經營は一々司法大臣の許可を必要とする——最先に作業は健康上欠點なく經濟的に有利であること、要する作業は刑期、健康状態、生産能力、受刑者の職業及びその將來の出世につき顧慮を拂ふべきものとす。災

難保護は我國と同様規定されてある。(註)——Vgl. Reichs-Ges. v. 30. 6. 1900 (R. G. Bl. S. 536) 受刑者は一定の作業課程を生産せねばならぬ。此の作業課程は毎月新らしく調節せられる。仕上高は國庫に歸屬する。受刑者は作業賞與金を受くる然し拘留の第六ヶ月目から初めて受くるのである。その高は受刑者の行狀、性向、作業の生産により定まる。行狀悪きときは作業賞與金は控除せらる。又受刑者が一ヶ月中十五日未滿作業に従事した場合は全然作業賞與金を受けない。作業賞與金に割増をなすは階段的賞與として通例のこととなつてゐる。

——受刑者はその作業賞與金を少くとも十圓蓄積した後初めて而も單に計算高の三分の一につき處分すること出来る。受刑者は此の三分の一を彼の家族の補助、犯罪行為の賠償書籍及び其の他の使用物の購入に利用することが出来る。使用されざる積立金は釋放の際手交せらる。尙又釋放の後と雖も受刑者はその出世に有利なる様にその利用の機能を制限されることを得る。受刑者が逃亡した時はその作業賞與金は沒收さる。其他逃走は懲罰法のみならず刑事的にも刑罰を受ける(一年以下の懲役)之に倣ふ様に獨逸の立法者達の膽に銘じて置いて貰ひ度い漢範である。尙又天災事變(地震、火災等)の場合受

刑者達が拘禁から解放されなければならぬ場合には彼等は警察署に報告する義務を負ふ之を怠つた時は同様、刑事罰を受くる。(法第二十二條)——行刑法第二十三條の規定は、効果にして且つ組織的に正當である。即ち刑務所官吏は逃亡囚をその逃亡後四十八時間内にのみ逮捕することが出来る。獨逸の法律には同様な規定を缺いてゐる。而も亦我々獨逸の法としては原則的思量より次の如く結論せねばならぬ即ち受刑者に對する刑務所の權力は受刑者が逃亡の既遂に及んだ時限り消滅する。逃亡者の逮捕に對しては刑罰執行官廳及び之より委任を受けたる警察機關がその機能を有する。

受刑者の衣服や寝具は刑務所之を給與す。接見及び信書は獨逸法に於けると同様に規定されてある。賞罰も同様である。反之保安理由に基く戒護に干する規定は我々の氣分にとつては豊富すぎてゐる——秘かに受刑者の所有する物は在監者保護の利益の爲に沒收され利用さることを得、又逃亡受刑者が刑務所内に遺留した物及び死亡囚に屬しその家族が之を請求せない物も同様である。(法第六條第五十四條以下)

我が法律にない特別の規定は人命を救護し又は大災事變若しくは傳染病流行の際刑務所の用務に服し功勞ある

現行獨逸法より遙かに自由な方法で日本の法律は假出獄を定めてゐる。千九百十七年四月二十三日の刑法第二十八條によれば受刑者は改悔したりと解せらるべき場合には刑期の三分の一を經過したる後已に之に釋放さるゝことを得る。假出獄は判事の行爲ではなく行政行爲である。之を以つて日本の刑罰言渡は既に我國に於ては今尙お互に論戰を繰返すのみにて決定するを知らない限定的最高刑期を有する。不定期言渡刑、刑罰言渡に非常に近着いて來てゐる。而して假出獄は受刑者及びその内心的變化を眞に判斷し得べき地位にある官廳に移讓さるゝことにより刑罰の育成目的に有效なる様にされてゐるのである。監督期間は假出獄者は職業に就き善行を保ち警察の監督を受けねばならぬ。(法第六十七條)然し此の監督は我々の拙劣な警察監督の形式で實行さるゝのではなくして原則として保護監督の形式で公益團體に委託され此の團體網は全日本に普及し豊かな國家的補助を享受してゐるのである。而して又國家的釋放者保護の國庫的價値を日本人は長い前から知つてゐた。然るに我國の法律はやつと最近にその眼光を認め初めたのである。(獨逸行刑法草案第二百三十二條以下参照)此の國家的釋放者保護に對しては義務的であり而も亦決定的釋放者に對しては同様である。——釋放者が保護を受くる釋放地の警察署又は公共團體或は保護監督所は刑務所から

受刑者に對する賞金の支拂を規定してあることである。然し又我々の感情に反するは逃亡囚の逮捕に加勢し又は逃亡計畫を密告したる受刑者に對する賞金規定である。(施行規則第五百十三條)

日本行刑法は受刑者の釋放に對し囚人の出世の爲めの特別注意を加へてゐる。釋放時に關する點に就而は凡ての獨逸の刑務所長は彼の日本の同僚を不必要な分時に關する拘禁時間算出の煩はしさを除外してある規定を有する點につき羨ましく思ふであらう。日本の法律はその第六十四條以下に於て三個の場合に分つ。受刑者の釋放は受刑者に對する命令の機能ある官廳から命せられる場合には十時間内に釋放さるべし。受刑者が恩赦又は假出獄により釋放さるゝ場合は又普通刑の到達後の二十四時間内に日本の大地に放たれねばならぬ。其他の場合に於てその刑罰が終了したる刑者は遅くも次の日の午後八時迄に刑務所より釋放すべきである。服役の初日は拘禁開始の時間の如何に拘らず一日とし、計算せられる。(刑法第二十四條)——又獨逸の法律が同様に賞明なる規定を採用決定することか出來べきものとすれば刑務所は獄にもつかぬ分秒精算の術學を節し沈着に拘禁を解き何等正義の毀損をなすものであるまい!

性向行狀及び何か有益な保護處分を報告せられる。釋放時の着衣及び一時金については我國と同様な規定が行はれてゐる。

此等數行により示さんとする日本の行刑法に關する一瞥は其の内容材料を遺漏なく論究へべき目的を有してはゐないが、併し我々が好んで我々の弟子と看做した國民が新鮮に盛られた勢力を以つて二十年來既に結構にも熟考し尊敬すべくも完成した刑罰執行法を……此の行刑法の爲に今日我々は獨逸に於て尙勞苦闘争して居り而も此の監獄法は今日我々に多方面に於て模範となり得るものであるが……作り上げてゐるかを……すべきであつた。

我々は其上に官吏養成の問題を述べやう。此の問題は我々の刑罰執行法草案が一度も數に觸れんとせないのである。而も之は我々が若し最近の刑罰執行を論ぜんとするならば解決せられなければならぬ。第一問題から第一の最重要なものである。之は四十年來同様に日本に於て模範的に解決されてゐる處である。(註) Japan hat seit 1890 eine besondere Fachschule für Gefängnisbeamte mit einjährigem Ausbildungsgange vgl. Freudenthal a. O. S. 95.

其處で警異と憐憫なくしては斯くも早くその歐洲にある教師を雇服することを會得した此賢明な島國民に對向けが出來ないのである。

わが刑政観

孟子の社會政策に及ぶ

橋田東聲

戦争は善悪だといふので、これを廢止せしめんとする主張並に運動がギリシヤの昔からある。かのダンテの如きも熱心な平和主義者であつた。近世に入つてカントの如き、トル

ストイの如き又熱心なる平和論の主張者であつた。露國皇帝の主唱により大小二十六ヶ國を參同せしめて萬國平和會議のはじめて開かれたのは一八九九年のことであり、その後一九〇七年には第二回の會議も開かれたが、戦争を廢止することは出来ず、却つて一九一二年には歐洲大戰

の勃發を見たのである。どんなに平和運動をおこしても、國際會議を開いても、人間の世界から戦争を絶滅することは不可能であるらしい。

これと同じく、犯罪が悪であることはいかなる野蠻人といへども知つてをる。さればこそ、課するに罰を以てし、之を矯め正さんとする法律並に制度はこの國にもある。刑法や刑務所や裁判官や裁判所や、皆この具体的あらはれである。これは遠い昔からあり、また、いかなる未開國にもある。

不思議なことには、文化が進み、教育が普及しても、犯罪が一向に減らぬことである。減らぬのみか、むしろ増加しつゝある。いかに罪の檢舉をきびしくし、斷罪を苛酷にしても駄目である。

醫術が進んでも病人は無くならぬやうに、行刑の法と設備がよくなくても、犯罪はへりもせず、むしろ無くなりもしない。その原因はなんであらうか。食べるに困つて詐欺窃盜をはたらくものもあれば、痴情のはてに人殺しをするものもあり、名のために不正をな

すものもあつて、その原因事情はもとより一様でない。けれどもこれを概括していふならば、人の心が悪であるからといへやう。悪であるといつてわるければ、惡の半面があるからとはいへやうとおもふ。

えらさうな事をいつたり、殊勝らしく立廻つてはゐるが、人間のいふこと、するを見れば、多くは自分の名利をはかるためである。人のためとか、社會のためとか美名は被つてゐるが、一皮剥けば、お話にならぬほどの醜さである。左様なところを、しづかに横合から見えてれば、まことに人間といふ奴はひどい奴だなあ、と思はざるを得ない。荀子の性惡説に心から感服するところがしばしばである。

だから、人間が初めてこの地球上に生れ落ちてから、幾千萬年経つたか知らぬが、いつまで経つても、詐

欺もたえなければ、人殺しもなくならず、喧嘩や闘争もたえない。たえないどころか、今もいふ通り、文明の進歩と共に益多くなるのである。これをいかにすべきか。人と社會とについて思ひをいたすの士は必ず一考をす要べき問題であらう。

一

日本に於ける收容者は最近幾許であるか。行刑概要によれば昭和二年三月末現在で男女合計三萬七千四百七十八人、之に刑事被告人、被疑者、留置者等を加ふれば四萬一千三百六十一人といふ多數である。

收容者の食費は一人一日平均十六錢二厘といふことであるが、かりにこれを十六錢とするも全收容者の食費

一日に 六千六百十七圓七十六錢を要し

一ヶ月に 十九萬八千五百三十二圓八十錢を要し
一ケ年に 二百三十八萬二千三百九

十三圓六十錢を要する勘定となる。單に食費だけでもこの巨額となる。これに設備費、消耗費、人件費を加へたものゝ、いかに大なる額であるかは、想像がつくであらう。實に經常費のみにも年々一千三百萬圓以上を支出してゐるのである。これが本所支所出張所を合して全國に百五十七を計ふる刑務所の爲に、支出されてゐるわけである。

この金は誰の懐から出るか。國費を以て支辨するといへば聞こえはいゝが、國費とは即ち國民の納付する租税に外ならぬ。つまり、良民が苦しい中から納めた金錢を以て、不心得な人々を養ふてゐるわけであつて、この點から見れば、收容者は消極的には國家の生産力をそれだけ減少せしめ、積極的には、良民の租税を年々一千三百萬圓も無益に消費してゐる。つまり二重に國家並に國民に迷惑をかけてゐるのである。

なんとも、相濟まぬ次第ではあるまいか。又何んとも、勿體ない次第ではあるまい

いか。

勿體ない！若い働きざかりの年代の或る期間を「つみびと」といふ汚點を、額に印して、束縛され、不生産的勞役に日々をすごす。私は、勿體ないといふ言葉が、最も適切に中つてゐるとおもふ。

各人の反省と自制によつて、こゝに一つの「罪なき國」が現出したならば、それはいかに、うれしく、すがすがしい限りであらうぞ。

その實現の困難であることを、私は知つてをる。しかし、これを期待し、これが可能を信ずることが、そんなにトテツもない、痴人の夢であらうか。

道徳的にまで清淨潔白、珠の如くであれといふのは、常人に困難であらう。しかし、國家の法律に觸れない位の生活なら、ちつとも困難でもなく、面倒でもない。私にけさう思へる。

良心に従ひ、常識に従つて、あたりまへの生活さへいとなんでをれば、罪人にならなれぬのである。法律は網の如し、これをくぐらんとすれば重大

抵の苦心では出来ないが、しかし、之れに觸れざらんためには、何等の智識も用意も要らぬのである。眼に一丁字なく、法律の法の字も知らぬやうな田夫野人と雖も、平凡な、あたりまへの道さへ歩いてをれば、決して法律にふれて、罪に問はるゝ等のことはない。田舎の百姓や漁師らは皆、それで、平和にのんきに生きてをる。

罪を犯さないこと！そんなやさしい事が世にあらうか。(法を知らずして觸れるものもあるが、それはいふに足りない。)

然るに、現實には、罪人は、上述の如く多い。そして自他共に傷けてゐる。何といふ、なさない不幸であらうか。それも、又、これは何に原因するのであらうか。

三

罪の種類は多い。わが國法に規定する所を見ても皇室に對する罪、内亂に關する罪以下詐欺恐喝の罪、横

をわかたず寄せくる千波萬波の上にて、平然として、立てるが如くなるを要する。

孟子に大丈夫の説がある。或人のいかなるかこれ大丈夫といふと問へるに對し、孟子は

富貴モ淫スル能ハズ、貧賤モ移スレ之ヲ大丈夫トイフ

と答へてをるが、つまり黄金に迷はず、貧賤に屈せず、白刃を恐れざる人の謂であつて、これは千古の名言である。

國民の全體、七千人あれば七千人のすべてが、この心境に作するに至れば、そこには最早罪はない筈である。

各人の自制と操守、これこそは實に罪なき國をつくる根本の原因である。尤も自制といひ操守といへば面倒にきこえるが、それは迫害來り、

領の罪に至るまで約四十種の罪がある。罪の種類に従つて、そのこれを犯す動機も一樣ではない。いろいろの原因、目的、事情の下に、それぞれの罪が構成されてゐるのである。

物慾のために罪を犯すものもある。痴情のはての罪もあり、庸榮のための罪もある。或は恨みのために、復讐のために犯す罪もあらう。更にやゝ恕すべきものには他人のため

に、又はひろく社會のため、人類のために罪を犯すものもあらう。他人のために犯せる罪についてはしばらく措く。其他の罪は、その動機原因

複雑なりといふが、私には、それがすべて、自己を制し能はぬといふ一事に歸着する如くに考へられる。

自己を制し能はぬことが、すべての罪の因なりといへると思ふ。物欲に眼がくらむ。眼がくらむは即ち自己を制し能はぬ爲ではないか

誘惑來りし時の用意であつて、日常は常識の指圖に従ふのみにて、大地に立つが如く、平氣に、無邪氣に生活すれば、單にそれだけでよいのである。それだけで、決して罪を犯す

ことはない。故に面倒なことでもなんでもない。睨て起さるやうな簡單至極なことである。

私は、世の人が、どうしてあんなに罪を犯すかをむしろ、不思議に思ふ。罪を犯して目的を達するよりも罪を犯さず、目的も達しない方、どれだけ、平和で安樂だか知れないのに。

四

たゞ一つ、背に腹は代へられぬといふことがある。人間は生れ落ちたからには、食はねばならぬ。生命をたもつといふことは神の意思でもある。自殺はできない。されば「食ふ」ことは、絶對の要件である。人

例へば海中に立てる巨巖の、朝夕

間食ふ能はざるに至つては、良心も操守も最早用をなさない。何をするか知れないのである。

故に廟堂の高きにあつて、政を行ふものは、先づ天下萬民をして、産をなし、妻子を養ふて、不安なからしむることが第一の要義である。民の生を不安ならしめ、萬人その堵に安んぜざるに、否な、之を顧みずして、政治を行ひ、政策を遂行するといふも、左様なものは、實は、政治でもなく、政策でもないのである。故に名君賢相は必らず、古今にも、内外にも、常に、民の産を制するを以て政道の第一義としたのである。

この點に於ても孟子は名説を吐いてを
曰。無^{クシテ}恒^ニ産^一而有^ニ恒^心一者。惟^士士^ノ爲^レ能^ク。若^レ民^則無^ニ恒^産一。因^{無^ニ恒^心一}。苟^{無^ニ恒^心一}。放^辟邪^侈。無^レ不^レ爲^レ已[。]及^レ陷^ニ於^罪一。然^ル。後^從而^刑之[。]是^レ罔^レ民^也。

(曰ク、恒産(一定ノ財産)ナクシテ恒心(良心、又操心)アル者ハ、惟

いとおもふ。それには、各人の自制反省と政治家の社會政策の徹底とが絶對的に必要である。

不幸にして、一度び罪を犯し、刑罰をうけ、一定の期間の後、釋放せられたる者に對しては、社會はこれを「前科者」といふ如き悪名の下に見ず、普通の善良なる同胞として虚心に視てやらぬばならぬ。待遇せねばならぬ。あやまちて罪を犯せる者も決して生れながらの、又永久の罪人ではないのである。こゝに世人の無理解あるが爲めに、累犯の弊套がたえないのである。

私は、ついこの頃、一人の釋放者について、世人の無理解をしみじみと感じさせられた。いくら説明しても同情してくれぬのである。かくの如くにして、釋放者の生長向上を期せよといふもそれ／＼難い哉といはねばならぬ。世の人は、弱者に對し

大士ノミ能クストナス。民ノ如キハ則チ恒産ナケレバ因テ恒心ナシ、苟モ恒心ナケレバ放辟邪侈爲サルナキノミ。罪ニ陷ルニ及ンデ然ル後ニ之ヲ刑ス。是レ民ヲ網スルナリ)

梁惠王の政治の要義を問へるに對し、孟子は仁政をするに限ると答へたが、更に右の如く布衍したのである。この言葉は道德と經濟との關係におのづから觸れてゐるが、その主旨は

凡そ一定の財産がなくて、なほ且つ一定の良心をもち得るものは唯だ士だけである。一般民衆の如きは即ち一定の財産がなければ一定の良心がない。すでに一定の良心がなくなれば、放辟邪侈、何をするか知れたものでない。さうなつた曉に、罪を犯したからといつて、捉へて之を罰するは、これ網をはつて小鳥のかゝるを待つやうなものであつて、かくの如きは決して政治家のとるべき方法ではない。

といふのである。即ち、政治の要道は先づ民の産を制し、その生活の安定をはかつ

て、何故にかくも冷淡なのであらうか。

又、刑を課せられて、收容せられた者それ自らは、刑務所を一つの修養の道場と考へ、懸命に服役すべきである。服役中の修養によつて、えらい人になつた例は古來決して少なくない。苦しいところが、修養のしどころである。こゝに氣がつけば禍を轉じて福となすことも左して困難ではない。これを禍とするか、福に轉

て、之をして罪を犯さしめざるにある。罪を犯さねば生きて行けないやうな不安な状態にして置いて、さあ罪を犯したぞといつて之を罰するは網をはつて小鳥をまつやうなものであるとの謂である。

即ち政治の要義は、民の生を安んぜしむるために、今日の言葉でいへば、社會政策の徹底を期するにあるといふのである。

いかにもそれにちがいない。政治家が政黨政派の小さな争闘にとらはれて、民の貧しきも、不平のあるのも顧みざる如きは、眞に禍なる哉である。

孟子は今日の社會政策といふことに就て、すでに立派な考へを有つてゐた。えらいと思ふ。

五

それにして人間が人間と生れながら、罪を犯して國家の厄介となるのは自分のため、自分の家族のため、又國家社會のため、之にまじたる不幸はない。どうかして之を無くした

するかは、一に服役者の心掛如何にある。いたづらに卑下し、いたづらに悲觀して、みづから自らを害ふ如きが、罪の上に罪を重ねるものである。何んにしても、文明進んで、犯罪却つて増加する傾向にある如きは、決して國家及國民の名譽でない。此點に於て、我國は、當局も一般民衆も、猛省一番すべきではあるまいか。(おはり)

○人と人との距離

どんなに立派な人間でも一定の距離を置いて見なければ矢張り一個の凡人である。夕日に輝く美しき森もその中に入つて見ればつまらない雑木が前景に現れし美しい、森は消えてしまひ、富士の秀麗も近く寄つて見れば汚い熔岩の塊である。偉人も聖人も天才も英雄も一定の距離を取り去ると畢竟偉人でなく英雄でなくなる學者は之を社會學の距離説といふ

新坊ちゃん物語(二)

尻について廻る……早速教へられた慣例……奇特
か浄書掛……土地成金の息子……奥様に信認厚き
主任どの……

春日 鹿 二

文書係雇拜命の第一日の日記はかうだ。

○月○日 晴

門衛先生に顔つなぎの必要があるので、實はかうかうと告げて一寸ニコボンをやる。これで明日からは「やあ、お早う」位で通過が出来ると云ふものだ。

まづ文書主任殿に御辭儀をしてから、一番お尻にかゝれてゐる出勤簿に捺印する。まあこれでいくらかになつてゐる譯だが、そんな錢勘定をす

ると、いやしいよりも馬鹿馬鹿しくて愛憎がつきるからやめる。

でまあ第一日のことでもあり、一寸顔つなぎに廻れと云ふことになり、扉の上席先生の尻にくつついて廻る、牛來お辭儀をすることもヘタなら、口上をのべることも無器用な自分のことだ、案内役にまかして例の通り辭命を見せて廻る。今度私の方に入られた○○君で

と紹介して呉れると

どうぞよろしく」とピヨコンと頭を下げる。

雇文書係勤務よりも金二十七圓給與の方を先にけてジロリと頭と五分五分に見られる氣味の悪さ、この何圓給與で

「ハ、ア、こいつは俺より安い奴だな……」

と標準がつけられる。人間の價値人格もヘチマもない、この何圓ですべてが決せられるのだ。席次だつて五十錢でも余計貰つてれば上へゆかれる、おそろしいのは今だ、金の世の中と云ふことをつくづく知つた譯だ。

しかしすべてがさうと云ふ譯ではなく、吾輩同様中學の一つも出たが、身分は判任にも及ばぬ雇でゐる若いのに出會すと、

「可哀相に、俺の最初と同じだ」と同病相憐れむの情が湧いて、自

然と眼と眼が物を云ふ、知己ありの感にしたる。

一廻りお披露目がすむと、うちへ——と云、でもこれから苦學を伴にしやうと云ふ文書係室へ戻つて来る。同じお披露目でも親任式後の大匠が各宮邸へ御禮伺りするのとは一寸譯が違ふ、それでも何處となく景氣のいゝものである。

「どうも御苦勞さまでした、いろいろと御配慮有難う存じます」と自分にしては大出来の挨拶を、引廻し役の上席君に言上してから一寸ないしよで

「何かこちらの人達に御挨拶代りに買はなくてもいゝのでせうか」と聞くと、先生いやにニヤ／＼して

「慣例としては、まあ餅菓子位を出すこともありますが」とすぐ「慣例」を教へて呉れる。

で給仕君にさう云つて餅菓子を一回ばかり張込んで、まづ主任殿にお供

する。

「ぢや折角だから御馳走にならうか」

主任殿はさう云つてまづ手を出す、かう云ふ時でも階級的で、エライ先生がかうやらないと手を出すものがないんだから、よく仕込んだものだ。

「○○君は中學を出たんだつてね」中學を出た位が話題になるんだから、少し見當が違ふ、

「ハア」と恥しさに云ふと「でもエライよ、この中では君が一番の學者だ、將來は練習所へ入つて早く任官するんだ」

と云つて呉れる、自分はその時ふと立派な肩章を付けた自分を想像してブツと吹き出しさうになつたが、案外この連中が氣のよさそうな人ばかりで、感じがよい、つまり第一印象がよいといふものだ。

「ハアまあ皆様の御指導で一生懸命やつて見るつもりです」

と云ふところだが、さうせりふがすらすらと出ない。だから

「ハア」とだけでやめておく。

そこで僕の机が定められたが、古ぼけた汚らしいことはお誂へ通りで手をさへるのもいやな氣がする。で役目は、まあ書信の發受をやるので税關みたいなもの、刑務所の關門にあるのだから出さうと出すまいと受けやうと受けまいと吾輩の權限にあると云ふもの、なか／＼大したものである。もし吾輩が仕事を開始しなければ、そんじよそこの連中は手をこまねて遊んでゐなければならぬのだ。だから朝は少しは小早／＼出て貰ひたいし、退勤時間になつても残つて發信をやつて貰はねばならぬと主任殿の言渡した。まことにもつて有難過ぎる言渡した。

ところで吾輩と伺ひ合せて鎮座ましますのは、年の頃は六十に近からう、これもお誂へ向きに鼻の先に老

眼鏡をひつかけて眼鏡越しに見下さうと云ふ代物、長い間役場の書記をしてゐたのが、人並に都會へ出て唯一の藝である淨書係である年になつても膠繻稼と云ふ奇特な仁だから、これは敬意を表してそつとしておくに限る。又お隣りは何んでも、もとは相當の資産家の息子であつたが、親爺と競争で使つたとか使はぬとか、いや養蚕で大失敗をしたのだとか云ふこれもまあ「その後の彼」を演出してゐるのだ。かう見渡して見ると、矢張吾輩の話相手は向側の端に坐を始めてゐるテカ／＼の頭若旦那だ。此男こそは運のいいことにかけては一番のもので、何も好き好んで役所勤めをしなければならぬこともないのだが、そこに又わけがあるのださうだ。どこの都會にでもある隣接町村の土地成金それが若大將の身上なのだ、持つてゐたポロ畑がトン／＼拍子で坪何十圓に上つてしまつたので當人の方で面食ふほどの俄分限

者、が台が百姓のかたぎだ。だと云つてモダンボーイにさせることもならず、まあ遊ばせておけば碌なことはないと、この役所に月給あてにせずの結構なお勤め、だから自然と氣にくつたが、がなく、人間らしい顔をしてゐるから冗談の一つも出る。出ればどつと来る。文書係に笑ひをもたらず陽氣のもとはこの大将だ。でまあ時にはヘタなモガモボ見たいに、眼と眼を見かはして、ニヤリとやると大將もニヤリとやる。蓋し百年の知己を得たるが如しと云ふ次第。

主任殿が又所長さん第一のお氣に入りのチャキ／＼の四十がらみの看守長、無論英字入りの通牒でも讀めるんだから、うっかり馬鹿には出来ない。「若いものに限るよ」などと吾輩たちをおだてるところは將來所長學の人事行政を練習してゐるつもりかも知れぬ。何でも聞くところによると、看守になるとすぐ東京の練習所に入り、六ヶ月の科程を了へて成績優秀の卒業、錦をかざつて歸つたかと思ふと、すぐに「任看守長」ときた。これには流石目をかけてゐた所長も驚いたが、看守長なら、秘書にしやうとすぐに文書主任の地位を與へた。だからもう文書のことばかりではない、所長の一切の秘書で、ときには宴會歸りの二次會の拂まで世話を焼くし、お嬢様が學校へ入る豫習もしてやるし、坊ちゃんの入學の願書も書く、だから所長ばかりではない、又奥様の信用ぶりと云ふものは大したものだ。そのきつかけが面白い。これは發表するのもをかしいが、この文書主任がお伴をした時の宴會は必ず早く引上げて歸るが、主任がついてゐないとつい遅くなる、矢張主任がゐるとゐないのとは、これだけ違ふ、しかりした方だとそれ地様の御信任が厚くなつたとまあかう云ふ噂だから東京へ出張の際などには、この主任の隨行だと奥様のお胸は休まると余計なつけ加へまでして話して呉れた。これで大体要領を得たから明日からせつせと働くとしやう。

主任制を論ず (四)

有馬 四郎 助

用度主任

刑務所各部の機能を活起躍動せしむるには、經理事務即ち用度掛りの主任に、其の人を得ること極めて必要である。之れを人躰に譬ふれば用度の職務は恰も胃の腑の如く、食物を受けて之れを消化して榮養を配給する所のものである。人躰の活動は無論此の胃の働きのみにて足れりと云ふ譯ではない、けれども胃の腑は總ての原動力を起す所の製造元の役目を爲すのであるから、これが其の役目を果さなければ、随つて他の機關は其の本を絶たれるのと同様に、刑務所に於ける各部の働きも直ちに衰弱に陥るは明かである。尠くも胃の腑の働きが活潑でなければ、随つて諸機能が萎微して振はざるに到るは最も見易い事である。

昔の戦は、腹が減つては出来ないと、一種の通り言葉となつて居たが、眞理に變りなく今又總ての有形無形の戦を爲す者に、先づ腹を充たすことは必要不可欠可らざること、識者を俟つて知る可きでない。此の道理よりして刑務上の總ての戦を活潑ならしめるために、用度の事務をして常に本然の職責を竭さしめねばならぬ。其處で問題は本然の職責如何を、主任其の人に十分に諒得せしむるを緊急とする、夫れは判り切つた問題の様だが、實際は左様に判り切つてゐないのが事實に近いかを否めない、其の點が甚だ遺憾であつて、其の判り切つた事を

茲に云爲せざるを得ざる程擧る苦痛である。

兎川に實務の上に現はれる傾向から云へば、用度なる事務は何事にも消極的なるを本務のやうに心得、無闇に
澁り無闇にケチなるを貴ぶものゝやうに思ひなされてゐる。經濟なるものは何んでも節約主義に則りさへすれば、
夫れで役目は竭くされるものとする、例へば各部より要求せらるゝ所のあらゆる器具物品の如きも、出來得る丈
け供給せない方針を採り、假令供給するにしても何とか小言を並べて遅らかすことを能事とする、甚だしきは修
繕を要するものでも、成る可く破損の儘使用せしめて、敏活に引き換へる事をせないので本領と心得るが如き傾
向を見ないこともない。是等は節約と云へば節約かも知れないが、乍併夫れが爲めに本來の体容を整へざるは勿
論、之れを使用するものゝ活氣を殺くこと幾何なるを知らない、一度活氣を失へば全体の上に眞氣銷沈を來たす
や明白であつて、事務の進歩改善など及びもつかぬ次第とならざるを得ない、併も斯る小乘的節約主義に提はれ
たる頭の主任を其の衝に當らしむる場合もあらば、其の刑務所全体が忽ち枯稿消衰して、蕭瑟たる光景を呈し、
應化遷善の場所として力無きものとならざるを得ないのである。更らに申せば、若し川度主任に氣六ヶ敷きわか
らず屋を有する刑務所は、只此の一事を以て該刑務所の事務の進歩せざる一原因と見做さるゝ場合も尠くない。

孰れの主任でも、自らの立場を明かに知諒する所がなければ、却つて事務の進歩發達を妨げ、有害無益の礪石
となるの外はないが、殊に此の川度主任に於ては此の點に中分なきものを以てするに非ずんば、直接間接に發達
進歩の妨害となること前に述ぶる通りである。この意味から考へ來れば、川度主任の職務は一家の主人を扶ける
女房役と見られる節も尠くない。即ち主人をして大いに活躍發展せしめんとするには、内助者の同感同情を得な
ければならぬ。然るに其の女房役にして只自分の我見のみを云ひ張り、主人をして自由に手腕を振はしめざる事
ありとせば、一家諸共に衰微の厄を蒙らねばならぬ。自己のみを中心とする考へと行は、他に迷惑を與ふるのみ

ならず、己れ又共に不利を招くは必然であつて、如何なる役目にも奉仕の心なければ、決して人を利し己れを益
する事は出來ぬ。刑務官の共働生活のうち、茲に謂ふ所の奉仕の心ほど大切なるはない、取り分けて川度主任に
必要なものが夫れであることが知らるゝであるまいか。



奉仕の心とは、虚心坦懐己れを空しうして、遜なる公僕の態度を失はざるを謂ふのである。公僕と云ふからに
は公に、ひ仕ふるの心が無ければならぬ、これは即ち自己を中心とせざる心根より生きるゝ所の精神であつて、
一見甚だ好ましからざる事のやうに思はれるが、併し其處に貴き犠牲心が現はれ、所謂武士道の任侠心を發揮す
るの謂であるから、これを卑むどころでなく非常に貴ぶ可き心立てと稱へねばならぬ。

川度の事務は即ち他人に便利を具へ、其の活動を扶ける所の給與役であれば、最も奉仕の念に富む可きは勿論
である。威張るところの話でなく最も謙遜に他の要求に耳傾け、善く之れを充たす可く奉仕するの覺悟でなけ
れば其の役目に相應しくない、一体を謂へば他人の求むるが儘に只其の便利を具へる事のみに熱中すること聊か
不見識のやうで、卑屈これに加ふるものはないやうに見做されてゐる、が茲に非常なる誤解のあることは論明す
る迄もない。如何にして他の要求を充たし、これに便利を與へるかに専念なる可きを主眼とする許りでなく、更
に進んで、如何にかして其の要求なきに先立つて豊に之れに供へ置くの態度に出す可きである。これこそは積極
主義の川度事務に當るものゝ態度と謂はねばならぬ、積極事務と云へば直ちに不經濟を意味して、恰も經濟法を
無視する無法の取扱のやうに思ふ弊が無いでない、夫れが若し濫費濫消であつたら夫れは決して茲に謂ふ所の積
極的川度事務とは謂ひ能はぬのである。斯る無鐵砲なる積極主義は、川度事務としては所謂似而非なるものであ
つて、夫れでは川度事務になつてゐないこと論を俟たない。世人動もすれば殊更に積極主義を難じて、此の似而

非なるものと同視し、濫費濫消呼ばはりを以てこれを排せんとするものがないでない、故に此の點は讀者に篤と注意を乞ふて置く。吾人は決してこれを混同してはならぬ、吾人の所謂積極的用度事務は、結局經濟の趣旨に背馳しない眞の經濟主義を指して謂ふことを特に言明して置きたい。

何を以て積極的用度事務が眞の經濟法なりと謂ふや、これは別義でない、即ち積極のために消極よりも一時的費用は嵩むかも知れないが、併し夫れによつて便利が増し能率が上り、夫れがために得る所の利益が消極的利益よりも全体に於て遙か大なるものがあるがために、大局よりすれば刑務の全体が改善進歩せられ、行刑の効果を收むることによつて國家社會の受くる所の利益の如何に大なるかは、事新しく謂ふ迄もない。この點まで達観する所の見識こそ用度主任其の人に相應しきものである。

用度主任が本然の職分を果たすには、當然積極主義を採る可きであつて、これがために用度主任たる人は其の頭を使ふこと又尋常一様の事では濟まない、一方に分附せられたる豫算を睨みつゝ、これを如何に有効に活かして又利用して行くかの運用法は、餘程の聰明を要し且つ餘程の大膽と注意とを要するのである。故に其の眼界を廣くし智慮を周密にするために、廣く社會の状態を知りこれに比較研究を加へ、其の利害得失を極めて置く必要がある。さすれば其の執る所の事務は必ずや積極的にならざるを得ないので、其の結果は遂に消極經理法より以上に有意義のものとなつて現はれるのは、當然過ぎた事態である。

用度主任は積極消極共に其の節約法を熱心に、又細心に考究する所がなければならぬ、これは其の役目中の大役目と謂つてよいのである。されば先づ物品購入の點に於て、如何に有利に購買し得可きか、如何に正確に優良

の物品を納入せしめ得可きか、而して如何にこれを嚴密に檢收し得可きか、又社會の賣買價格に比して高低何れにあるかを比較研究する等、數へ來れば重要な問題は擧げて數ふ可からざる程である。兎も角も今例示する此の四件の如きは、節約法の第一義に置かざるを得ない。

果たして此の四件にして、徹底的に處理せらるゝならば、刑務所としては其の節約法の大半を成功したるものと見て差支へない、と云ふのは、消費又は配給の方面に節約上其の道を誤らざるに於ては、無論普通としては其の法に利益多しとするが原則であるが、乍併現在の實況としては、右の如く外部對抗の點に於て主力を注ぐの勝れるに然からざるものあるを如何せんである。有體に謂へば一般の習ひともなり果て、終つてをる官廳向き賣上の點に、弊害の多きことは既に公知の事實となつて居るので、刑務所獨り此の弊外にあり能はず、矢張り遺憾の點尠くない事を否認しないのである。要するに此の點に非常なる嚴密と改善とを加ふる餘地の尠くないからである。

清廉潔白は刑務官全体の生命である。而して此の生命を失はざるためには、刑務官を通じて非常なる警戒と努力を要するのである、然るに動ともすれば思ひがけなき誘惑に出會つては、時に或は大なる不覺をとるの危険もないではない。が其の危険の最も多い役目は何れにあるかと云へば、比較的に外部商人と接觸を常に爲す所の方面即ち用度事務の掛員である。時々醜聞を唱へらるゝのも多くは物品購買の點に存せざるはない。これは必ずしも其の事實を物語るものではないけれども、併し事務其のものが兎角他の邪推を招くに足るものだからである。茲に於て用度主任たるものは、又特別の警戒と注意の必要なる所以である。用度主任の廉潔は即ち刑務全体の品位と信用を保ち、若し又之れに反してこれを疑はしめる場合もあらば、忽ち刑務全体が其の汚名を引き受けねばならぬ、尠くも所長たる其の位置に對して報ゆるに、大なる不名譽を以てすることになる、用度主任たるもの、其の責め又重且つ大と謂ふ可きであるまいか、決して尋常一様の警戒と注意では及ぶ可くもない事を吳々も自覺

せねばならぬ。

刑務所の用度、即ち經理事務も、軍隊に於ける夫れの如く衣食住に於ける總ての要求を充たす可く、常に其の供へを全うする事である。凡そ豫想豫定のつく事は悉く不斷に全備して置いて、其の必要に應じて供給を豊にし、而して必要の場合に臨んで事缺かしめぬやう整理整頓を期さねばならぬ。若しも其の點が不注意のために行届いてゐないやうでは、用度は用度として其の存在を疑はれざるを得ない。一家の事にしても多くの子女を有する母親にして、四季に於ける仕着せの用意を怠り、何等の豫定準備もなき無定見無經論の爲態でありとせば、家政の能力なき主婦として批難せらるゝは當然である。これと同様に、刑務所に於ても用度の主任たるものは、茲に大いに眼醒むる所なければならぬ。眞に我が大家族の如く、是れを見、而して己れ自ら其の主婦として家政を整へる覺悟を有するに非ずんば、決して其の任務は果たされ得可くもない。殊に收容者の賄ひの如き、忽ち彼等の榮養状態に係るものに至つては、餘程の親切と心配とを以て我子の如く見做してかゝらなければ、忽ち茲に重大なる結果を生ずることを虞れねばならぬ。元來此の主婦的役目は、劍を腰にして荒々しく跳ね廻る事を能とする如き單純にして粗笨なる頭の所有主では、之れに適し得可くもないのであつて、謂はゞ男性的ならぬ女性的緻密なる性格を適當とするのである。斯くして始めて一大家族を食はして衣せて、而して善く世話して行ける筈である。こゝらを考へて見ても、同情と緻密と併せて賢明の頭と心を持つてゐなければ、用度主任の位置は保ち得ないこと明かである。

教れの主任も主任と云ふからには、部下全体の事務を纏め、是れを呑み込み、全体としての己れの主任事務を遂行完成せしめねばならぬ。就中用度主任の如きは其の纏める事務も分量多く、之れが全体を呑み込むにも領分廣

きが故に、其の頭の廣きと思ひの密なると、且つ膽の大なる可きとに於て他の主任事務と同一に見る能はぬものがある。兎も角も用度事務と謂へば、書面や帳簿面の仕事に纏礙してゐるよりも、更らに本質的の働きと謂へば執行實務に當るのが夫れであつて、常に席温まるの暇無き位に各現場を監督し、其の眞相を見届け、事情を呑み込み、而して夫々執行務の上に遺憾なからしむるのを大任務とせねばならぬ。茲に用度主任たるものゝ權威が存するのである。斯くて以て心臓より新しき温血を刑務全体に送り廻すが如く、これに依つて總てが生氣付き、油ぎつてくる事が始めて期待し得らるゝ。須らく用度主任としては、此の一事を牢記す可きであらう。

若し行刑事務を大別して、精神的事務と物質的事務との二つとするならば、用度事務は即ち物質的事務の部類に這入る。古聖は、人は麵麩のみにて生くるに非ずと謂はれた如く、行刑事務も是の人を取扱ふ所の事務所とする以上、物質的なる用度事務のみに行けない事は勿論であるが、又同事に精神の方面に屬する他の事務のみにて、行刑場の成り立たざる事も明かである。詰り人が靈と肉との両面より相支へられて生存し得ると同様に、一方を輕しとし一方を重しとする事は、到底許されない所である。其處で其の重要さは、均しく物質並に精神の両面に並存するのであるから、茲に注意して各々手ヌカリあつてはならぬは勿論、而して此の用度事務の重要さについて、更に一考を費すならば、例へば單に綿入一枚を貸與すべきところ、不手廻しの爲めに其の季節に遅れ、受刑者をして寒に侵され、感冒に罹らしめ、これによつて一人にても健康を害し、若くは不治の病に罹らしむる等の事、あらば、行刑場の面目は全く茲に潰れて終ふ。又一菜にしても不注意の結果、不良の品質を用ひ、其の爲めに胃腸に障害を起し、救ふ可からざる疾患に導く等のことあつても、忽ちこれ行刑場の面目にかゝわる重大事となる。其他經理事務に屬する一舉一動は、悉く身体生命の上に影響せざるを得ない。是れを念ひ彼れを思はゞ

物質的に屬する用度事務の位置、又甚だ重要なを痛感せしめざるはない。右様の次第であるから主腦者としての刑務所長は、用度主任に對し細微の點にまで指揮命令を發す可きは當然にして、其の職責上、用度事務の整備整頓を訓せしめ、一舉一動の上にも遺算なからしむるやうに指導監督を加へざるを得ないのであるから、用度主任たるもの、宜しく茲に鑑みて總て主腦者たる所長の心を以て心とし、苟も獨存を以て專行することなく、細大共に其の意を享け、これが趣旨の徹底を以て堅く任ずる所がなくてはならぬ斯くして所長の手足たるものが出來、所長の心は主任の心、主任の心は又所長の心、茲に一身同体の働が可能になつてくる次第である。

終りに一言を加ふ可きは、用度の事務は獨り收容者に止まらず、職員殊に下級者の側に對する事務も尠くないことである。夫れは職員の執務上の便否に係ることは勿論として、執務以外に係る生活問題の事である、即ち官舎居住人のために、常に其の便利安慮の増進向上に注意し、又其他の職員に對しても共同購買若くは消費組合其他食堂入浴等につき、用度主任の務む可き斷決して尠くはないのであるから、苟もこれを職務の餘分の如く思惟することなく、悉く之れ其の本務の一と見て、自ら任ずる所なくてはならぬ。これは時代の要求でもある、須らく時代の錯誤に陥らぬ覺悟こそ必要である。

(未完)

Prison Labour in
England and America

英米に於ける刑務作業 (下)

米國ウイスコンシン大學教授

チオン・リュウイズ・ギリン

合衆國に於ける現在の作業制度

一 來述べられるか如き歴史的發達の結果として、現在合衆國には六種の作業制度が生じたのである。即ち——
 賃賃 (Contract)、賃賃 (Lease)、出來高 (piece price)、官用 (state use)、土木 (public works)、及び官司 (public account) の六つである。

(1) 受負制 — The Contract System

此の制度は夙くから合衆國に發達したもので、ド・トクヴィユが合衆國を視察した時にも已に多くのプリズンに行はれてゐたのである。此の制度では、州は建物、動力、照明を供給し、且つ受刑者を戒護するのであつて、受負人 (Contractor) は機械、原料を供給し、且つ作業を監督するのである。この場合には受刑者の中には是の權力は二つに分たれるのである。プリズンの看守 (guard) は秩序を維持し、受刑者が作業を担ひ、又は受負人の職長 (foreman) と受刑者との間に衝突の起つたとか、受刑者が出精しない場合には、懲罰を加へるのである。一方、受負人の職長は受刑者の作業に關し一切の責任を持ち、仕事の性質の良否を定め、指導を怠らないのである。此の場合には看守と職長とが相提携して行かなければ面倒が起りがちなものである。

此の制度では州は受刑者の日々の作業に對し定められた金額を支拂はらるのである。受負人は自由労働に對抗して製品を市場に賣出すのである。で、受負人が自己の競争者か自由労働者を使用する賃金に比して極めて少

額の料金を刑務の労働を使用することができれば、非常な利を得られるわけで、此點からこの制度が反對を受け
るのである。

(I) 貸貸制——The Lease System

今までに明かになつた事實に徴すると、此の制度は南北戦争 (Civil War) の時から生じたものゝ如く察せらるゝのである。此の制度では、州は受刑者に對する一切の監督權を棄て、しまつて、彼等を賃借人の手に、ねるもので、由つて受刑者に關する一切の費用を負担することを免かれるのである。プリズンを建てる必要もなく、看守を備入れる必要もないわけである。有罪の宣告のあると同時に、受刑者はその作業場と定められてゐる賃借人のキャンプ (野外假舎) へ送られるのであるから、州の立場からすれば、最も經濟的なシステムなのである。一例を挙げると、アラバマ州では、一九一二年九月十日に了る一年度で受刑者の貸貸で、百〇七萬三千二百八十六弗といふどえらい所得を挙げたのである。

然しながら、處遇の一システムとして見ると、言ふに忍びないもので、實に徹頭徹尾奴隸労働の一様式に過ぎないのである。州は受刑者を事實上全く賃借人のなすまゝに任かせるので、その無慈悲なといふ點から一般に此の制は咎められて來たのである。他人の目に觸れないキャンプの中で、屢々残忍な受負人の監督のなすまゝに委ねられるのであるから、昔しから身の毛のよだつような話が此の制度にはつきまといつてゐるのである。此の制度の弊害の甚しいのはフロリダ州で、不平の叫びの揚げられてゐたのは已に久しいものである。受刑者の大部分は黒人で、主として製材工場のキャンプで働かせられるのである。黒人の逃走を防ぐためキャンプには番犬が飼つてあり、長い低い小舎に鉄のベッドを設けてあつて、彼等は一日中跣足で沼地の中で働くのでリュウマチズムにかゝるものが多いのである。たとへ病氣にかゝつても無理に働かせられるので、若し働くのを拒みは働くこと實際できないものさへも、之を罰するの權は受刑者を賃借りした會社の手に在るのである。此の制度を適用する根本の觀念は、どうしたら受刑者を經濟的に使用することができるかといふことであつて、受刑者の改善などは固より眼中にないのである。幸ひにも、フロリダの州民はその弊に目覺めて、リース・システムを廢止するに決し、之に代るべきプリズン・フワーム (農場) をレーホードに設けたのである。——(フロリダのレーホードのプ

リズン・フワームについては嘗つて「刑政」に時報として記載したることあり)

アラバマ州は久しく此の制度を存置したるため非難を蒙つてゐたが、一九二四年一月一日より全く之を廢止したのである。リース・システムは刑務作業の一方法としては全く云ふに忍びざるもので、州はその法律で自由を奪つたものゝ世話をする責任を免かれる權利はないのである。

(II) 出來高制——The Piece Price System

この制度は稍々受負制に異つたもので、後者に在つては、受負人が機械、原料を提供し、受刑者の監督の上で或る責任を有つてゐるのであるが、出來高制では州の刑務官吏が受刑者に對して全責任を有つてゐるのである。刑務官は作業を督勵し、作業の成績の良否を定め、生産過程につき一切の責任を有つてゐるのである。受負人は原料を提供し、刑務當局の検査に合格したる完成品に對し定められたる工賃を州に支拂ふのである。此の制度では、受負制の如く他人が刑務官の職務に干渉するといふ弊害は除かれるのであるが、外部の自由工業との競争は受負制の場合に於けると毫も異らないのであつて、等しく製造業者並びに労働組合より非難を受けてゐるのである。

(III) 官用制——The State Use System

此の制では州が一切の生産過程を遂行するのであるが、製品は市場へは賣出されないので、刑務所以外の他の州の施設、時としては郡及び市の施設のためにも其需要に應じて生産せらるゝのである。

此の制は、製品が市場に於て監外の工場の製品と競争せしめられないために外部の製造業者及び自由労働者の反對は受けないのである。然しながら、何でもプリズンで製造せらるゝものが自由労働によつて製造されるといふわけにはいかないから、結局、外部の産業との競争は免かれないのである。たゞとにかく、製造業及び労働者の受負制に對する反對の素因となつてゐる公正ならざる競争は避け得られるのである。

然しながら、茲に一つの困難が生ずるといふのは、此の制度の下に免かれがたい刑務作業の能率不進のため、州の他の施設が口實を設けては刑務所の製品を買ふことを拒んで、市場から安全確實な供給を得ようとするものである。

(五) 土木及び道路工事 - Public Works and Ways

これは制度としては官用制と全く異なる所のないものであつて、たゞ刑罰の働いた商品としての物品の製造に用ひられずして、刑務所又はその他の官廳、道路、公園、堤防、或は他の水学的公 建造物の建築及び修復のために用ひらるゝのである。

この制はペンシルバニアに於てワルナット・ストリート・プリズンの間に於て用ひられたものであるが、街上に於ける受刑者の屈辱と、通行人に對する彼等の罵詈雑言とのために廢止せられたのである。イングランドにては、刑者のアメリカ輸送の廢止せらるゝまで、夜間受刑者を監督する場所として廢船の用ひられし時代に此制が用ひられてゐたのである。近代に至つて、アメリカの州々に廣く用ひられ、特にその最も注目を惹いてゐるものはコロラド州の道路工事に使用せらるる外役囚 (Road Gang) である。コロラド州では受刑者監視のために管は用ひられないのである。受刑者の着衣はカーキ色又は青色のデニムである。受刑者は名譽制の下に置かれてゐて、仲間のものの逃走に對して各自責任を有つてゐるので、擔當の看守 (guard) とシテも實は監督 (superintendent) たるに過ぎないのである。外役に就く受刑者は慎重に選擇されるのであつて、選擇されたものゝ野外生活はプリズンに於けるよりも非常に愉快で健康にも可いのである。彼等は特別の減刑にも浴することができ、道路工事に就いてゐる場合には一層大なる自由が許されるのである。逃走するものは稀れであつて、一千八百人の受刑者の中で四年間に逃走したものはその一パーセントにも達しなかつたのである。

(六) 官用制 - Public Account System

この制度は全く市場へ賣出すために生産をするのである。プリズンは受負制度及び出來高制の下に於けるが如く、眞に 箇のフワクトリー (工場) となつて了うのであるが、この制に在つては尙其上にプリズンは販賣機關をも兼ねるのである。ブリズンは工場、動力、照明の設備をなし、受刑者を給養し戒護するのみならず、粗品の購買工場つ装置より、製品の賣出しまで、一切の業務を指揮するのである。一切の利得又は損失は總て州の計算に屬するのである。

この制度はこのアメリカにプリズン・システム (行刑制度) の樹立せられた當初から行はれてゐたもので、近年

に至つては或州に於ては特に新しい發展を見ないのである。例へば、ミネソタ及びウイコンシンの兩州に在りては、農作機械に用うる麻なはの製造は、常に成功であつたのである。尙ほ他の州に於ても種々の商品が製造せられ競争市場へ賣り出されてゐるのである。

官用制で製造せらるゝ製品が専賣品である限り自由労働者側からの反對はないのであつて、たとへ市場へ賣り出さるゝにしても、市價よりも低廉でないのならば、資本家からも労働者からも反對は受けまいと思ふのである。

各種刑務作業の範圍とその生産力

一九〇五年に發行された合衆國労働委員 (Commission of Labour of the United States) の第二十回の年報は各種の刑務作業の行はれてゐるアメリカの行政施設につき、各種の作業制度の下に製造せられた商品の市價についての研究報告である。右報告の發行された一九〇五年アメリカの二百九十六箇所の刑務所に拘禁されてゐた八萬三千六人の受刑者中、生産作業に使役されてゐた受刑者の平均數は五萬千七百七十二人で、三千四百二十七萬六千二百〇五弗の商品を生産したのである。各種の作業制度の分布と生産された商品の市價は下の如くである。

作業制度	刑務所	製品の市價
賃賃制	三	三、〇九三、七六四
受負制	五	一六、六四三、三三三
官用制	九	四、七四八、七四九
出來高制	三	三、三三九、四三〇
官用制	一	三、六六五、三三二
土用制	一	二、八八六、八八七
總計	二六	三三、二七六、二二五

この表によつて見ると受負制が他の制度の如何なるものよりも利益が多いことか分明するのである。この受負制の下では生産されたるすべての商品の四十九パーセントが製造されてゐるのである。

今州について各種の作業制度の分布を見ると、
受負制 二十七州中五十四刑務所
賃賃制 五州 アラバマ、フロリダ、チオルゲア、バーチニア、及びワイオミング

出 來 高 制	七州中三十刑務所
官 司 制	四十州中九十九刑務所
官 用 制	四十七州中百五十九刑務所
土 木 制	三十八州中百六十六刑務所

各種の制度の下にて受刑者一人當りの生産の價額は次の如くである。

受 負 制	九四四弗
賃 貸 制	八四七
出 來 高 制	八三四
官 司 制	五七七
土 木 制	四七〇
官 用 制	三〇四
平 均	六七〇

最近一九二三年の末合衆國政府労働統計局の發表したる研究によると、一九〇五年以來十八年間に生じた變化が明かに看取されるのである。この研究は一百〇四箇の刑務所について行はれたもので、即ち百〇一箇の州立刑務所と三箇の合衆國立刑務所とである。此等の刑務所に收容せられてゐた受刑者は八萬四千七百六十一人で、内五万二千二百六十二人即ち六十六パーセンが生産作業に使役されてゐたのである。各種の作業制度の下に働く受刑者のパーセンテージを擧げると、

受 負 制	十二パーセント
出 來 高 制	六パーセント
官 司 制	二十六パーセント
官 用 制	三十七パーセント
土 木 制	十九パーセント

賃貸制については以上の刑務所より何の報告せられた所もない。各制度の下に使役せられて受刑者の數は一九〇五年の調査には示されてないので、此點について一九二三年の報告と比較して見ることはできないのである。

イングランドに於ける現在の刑務作業

最近イングランドの刑務所の刑務作業についての研究を發表した或る著者は、次のように述べてゐる。

「イングランドの刑務作業は如何なる點から看ても不満足である。刑務所に於ける種々の作業は殆んど初步のもので、素人のやるような方法でやつてゐるのである。極めて僅かな場合に於てのみ、受刑者にとつてある程度の教育價値は有つてゐるが、國民にとつては經濟上重大な損失となつてゐるのである。授業手 (instructor) もその職に熟練せるものは稀れで、十分な機械装置は全く欠けてゐるのである。作業場 (workshop) も頗る貧弱で、受刑者は何等の興味も刺激も與へられない状態の下に働いてゐるのである。」(1)

(1) Hobhouse and Brockway, English Prisons To-day, London, 1922, P. 109.

英國政府の統計によると、地方刑務所に於ける作業は三つの主なクラスに分たれる——即ち製造、建築、及び所内の雜役である。製造は一九二〇年及び二一年には二十八種の職業に分たれてゐて、最も多數の受刑者の就業してゐるのは郵便囊の製造で二千七百三十八人である。次に大きなのは裁縫で四百〇九人、尙ほ其外に瑣細な仕事は澤山あるが、地方刑務所に於ける此等の仕事はプリズン外では何等の職業上の價値のないものである。先きに引用した著者のホブハウス及びブロックウエーの兩批評家は、

「刑務作業に對する我等の批難の論據は、作業が熟練工として生計を立てるよう十分に受刑者を訓練することができないといふことではなく、殆んど何等有効なる訓練を與ふる能はず、作業に對する意志をさへ鼓舞する能はさるといふ事實に存してゐるのである。この失敗は作業の性質並びに條件に基くのである」と曰つてゐる。(2)

(2) 同上

一八九六年以來、イングランドのプリズンに於ける作業には、最初の數ヶ月を除いては、刑罰といふ考へは已に除去せられたものと思はれてゐたのである。にも拘らず、この考へは今尙ほ凡てのプリズン・レーボア (刑務作業) を特色づけてゐるよう見えるのである。イングランドのプリズンでは、アメリカの多くのものと同じく、近代式工場では機械でやつて了う多くの單調な手仕事を今尙ほ作業としてやつてゐるのである。「作業は目的にまで手段、特に職業としては認められず、拘禁といふ刑罰の一部として遂行せらるべきタスタ (勞役) として認められてゐるのである」とは先きの二人の批評家の曰つてゐる所である。或る受刑者は、行囊製造の材料たるカンベスがなくなると、受刑者の作業の中止せられないように、折角出來上つた行囊を故とばら／＼にほどいて作り

直せるといふべきを報告してゐるのである。單にタスクと見らるべき作業の形式は尙ほ他にも見出さるゝのである。或る一人の釋放者は、單に持ち運びをさせるといふよう外には何の山もなくしてわざと石炭を不便な場所に置くのだと口つてゐる。持ち運びは手車ではなくバケツでやらせるのである。木材は機械挽きでなく今尙ほ手挽である。(三)

(三) 同上

トレットミル(踏車)やクランク(曲杆)がイングランドのプリズンから姿を消したにも拘らず(前號参照)、瑣製造り(oakum picking)は今尙ほ行はれてゐるのである。踏車よりは多少は生産的かも知れないが、教育的には何の價値もないものである。經濟上の又職業上の何の目的も有たないかゝる作業は只だ受刑者をして作業を厭はしむる効力があるだけである。作業場は時代後れで、照明も悪く、下な三等級の工業會社か僅かに忍び得るようなものだといれてゐる。

一九二〇及び二一年に於て、甚だ僅少ではあるが戶外作業がイングランドのプリズンに行はれるに至つたのであつて、従つて戶外作業に就く受刑者も其數少く、その年には僅かに總受刑者の二パーセンが果樹園又は耕地に使用さるゝに過ぎなかつたのである。一八九五年に設けられたプリズン・コムミツティは、プリズンの壁内には六十エーカー以上の土地を占め、出來得る限り農藝の用に充てらるべく、農に在るプリズンには受刑者を農業に従事せしむるの目的を以て土地を購入すべきであるとの建議を出したのであるが、之にも拘らず、荏苒今日に迫んだのである。

(三) Webb, English Prisons under Local Government, 1922, PP. 226, 227.

イングランドに於ける刑務作業の監視はアメリカに於けるよりも一層嚴重で、特に監房外に在つては然りである。唯例外としてアメリカでトラスティ(獨歩)と呼ばれる受刑者にして、イングランドで赤色の襟布を著けてゐるものは、直接の監視をはなれて作業に就くことができるのである。この制度は一九一〇年にローカル・プリズンに採用されたのであるが、この特權を得てゐるものは極めて少數なのである。

作業の賃金については、一八七七年より一九一三年まで、地方の裁判管轄区内に在るイングランドのプリズンの或るものでは、瑣細の賃金を受刑者に支拂つてゐたのである。プレストン及びサウスウエル刑務所では受刑者の

の労働より得らるゝ利益の五十パーセントに及んでゐるのである。然しながら、一九一三年以來、賃金は慈善の手段としても改善の手段としても兩つながら無効なりとの故を以て、この慣例は廢止されたのである。然れども、賃金を支拂ふの慣例を是なりとするの議はイングランドに於てはかなり廣く行はれてゐるのである。(五) 大體から見ても、イングランドの刑務作業は合衆國に於けるよりも更に一層無益なものが多いのである。一九二〇及二一年にも一週間の平均収益は十八シリングより少ないもので、イングランドのプリズン・システムに關する凡ての報告に徴してもイングランドの刑務所は一として其作業収益により施設を維持するに足るものはないのである。(六)

(五)(六) 前掲 Hobhouse and Brockway, PP. 117-119.

かゝる不生産的な結果の原因の一部は上述のような作業の方法の然らしむる所で、之に代ふるに一層近代式な産業制度を以てしたならば容易に除かれ得るのである。然し、作業能率の擧がらないのは受刑者の素質に因るものと説明しなければならぬのである。ロンドンに於ける第九回國際刑務會議の議長たりしラツグルス・ブライスは其著書の中で、一八八一年に行はれた懲役監の受刑者の健康調査によると、受刑者の四分の三は如何なる種類の苦役にも堪えず、その三十分の一即三パーセント強の受刑者は全く如何なる労働にも堪え得ないことが發見され、その中間の約二十一パーセントの者は軽い労働には堪え得ることか報告されてゐるのである。一八九八年の懲役監の健康調査では、僅かに五十六パーセントが苦役に堪え、七パーセントは如何なる労働にも堪えず、三十七パーセントは僅かに輕微の労働に堪ふことを示してゐる。(七)と述べてゐる。

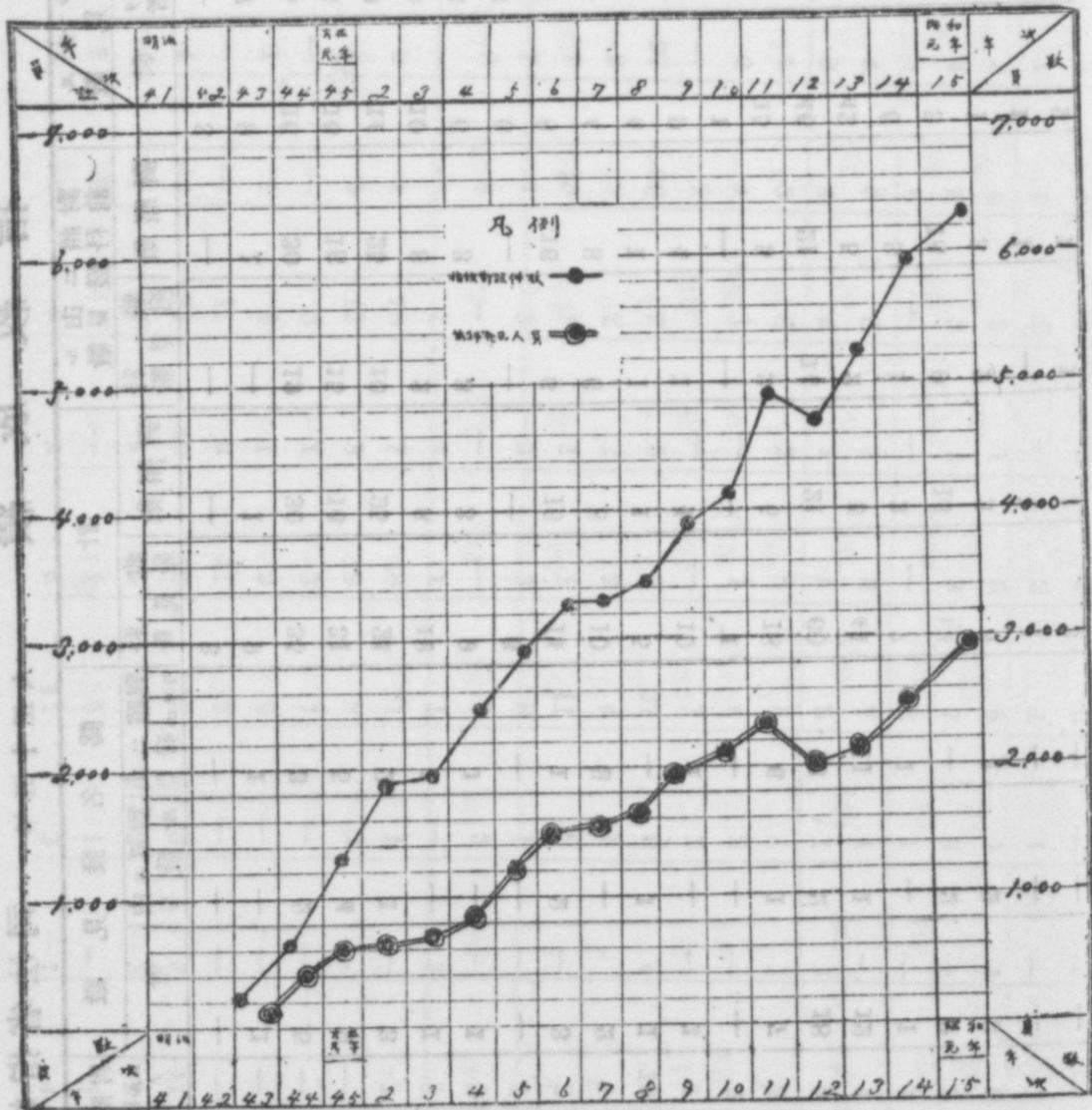
前きに掲げた「イングリス・プリズンの現状」(“English Prisons To-day”)の著者ホップ・ハウス及びプロツクウエーの兩氏は、イングランドの刑務作業のシステムに存する九箇の主たる缺點を挙げてゐる。即ち

- 一 刑罰であるといふ觀念が作業の精神を害すること夥しい。作業は不必要に嚴酷で且つ單調で、其行の習慣を養ふことができない。機械は全く時代後れである。
- 二 作業には何等の選擇も行はれない。
- 三 日々の勞役は受刑者の能力に適應してゐない。
- 四 賃金は支拂はてゐない。
- 五 作業の監視の甚細に過ぎ却て精力を減殺せしめてゐる。

指紋統計

指紋對照及前科發見人員累年比較

司法部指紋部



六 受刑者をして釋放後の生計を立てしむるに十分なる職業訓練が與へられてゐない。

七 授業手 (Trade instructor) すら普通何等の訓練を有つてゐないのである。

八 工場は暗く作業に適してゐない。

九 農業又は戸外労働に使役さるゝ受刑者の數は極めて少ない。

上來記する所はイギリスに於て往時ローカル・プリズン (地方の短期刑務所) と特に呼ばれてゐた所のもの刑務作業に就て曰つてゐるのであるが、此等のプリズンは今は國家の管轄の下に置かれてゐるのである。從來英國政府の管轄の下に在つたコンピクト・プリズン (長期刑務所) に於ては、吾人の已に曰へるが如く、初めには受刑者の大部分は土木工事に使役されてゐるのであるが、今は彼等の多くは工場に使役されてゐるのである。作業の性質及び製品の種類は刑務所によつて異つてゐる。例へばメードストーン刑務所では軽い工業で、印刷が最も重要な作業となつてゐる。パークハースト刑務所では農業が重なるものとなつてゐる。戦前には、ダートモア刑務所の懲役囚の四十パーセントはプリズン其他の國家施設の官用物としてバスケット、行囊、靴、被服、麻などは、製造し、木工鍛冶をもやつてゐたのである。一九二二年にはダートモア及びポットランドの兩刑務所に戸外労働が採用されて、荒蕪地の開墾、農作及び畜産がその主なるものであつた。然し、この戸外労働は刑期満了直近の受刑者に限られてゐたのである。然るに、懲役監では、一九一九年以來刑務官吏に八時間労働法が適用さるゝに至り、この戸外労働の利益は稍々奪はれたのである。八時間の終りに受刑者は戸外の集團労働を休めて、監房で附加労働を課せらるべく余儀なくされたからである。

職業訓練は刑期の長い爲めに懲役監の方が地方の刑務所に於けるよりも範圍が擴張せられてゐるのである。然しなから、懲役監には職業訓練を受ける機會は地方の刑務所に於けるよりも多いのではあるが、尙ほ此の方面で期待せらるべきものが多々存してゐるのである。

(七) Ruggles-Brise, English Prison System, London, 1921, PP. 132-133

(八) Hobhouse and Brockway, op. cit., P. 120

(Dr. Gillin, Criminology and Penology)

の跡ぞ戀しき。賤やしづしづの芋田巻
くりかへし昔を今になすよしもがな。
と靜はうたつた、而て舞つた、弱
き者の持つ強きその意思、坂東武者
をして感泣せしめねば止まなかつ
た、後世の者も爲にこの心事を偲び
ては悽涙の下るを惜まない。

◇
ここを引返して石段を上ると左に
銀杏の老樹一と本、時は承久三年正
月廿七日の夜酉の刻、右大臣實朝社
參の歸途を要して之を刺した別當公
曉が暫し身をかくした恨深き紀念樹
である、實戰に得たる頼朝の覇業
は、北條氏の政戰に破れて遂に茲に
終を告げた。

◇
八幡宮を出て東へ進むと頼朝の屋
敷趾、更に行くと丘の半腹にその墓
がある、尙ほも東すれば官幣中社鎌
倉宮、護良親王を奉祀する。この社

背に土牢がある。
鎌倉には土牢が二つある、土牢は
戒護上から案出したものか又は残忍
性から出發したものかは私は知らぬ
けれども今、陰濕なこの闇の中を覗
き込むと人間の血はなくなつて爬虫
類になり下つたやうな氣持になつ
た。

◇
少しく引返して南に向ふ滑川に至
る、この川は鎌倉の主水脈で大蔵谷
の奥十二所に發源し、西流して杉
本、歌橋に二階堂川を併せ、寶戒寺
後に至り、西南の方位を取り、小
町、大町の間を抜け、由比濱で海洋
に注いで居る、長さ五十町許、胡桃
川、坐禪川、夷堂川、炭賣川、閻魔
川は、この流域中に於ける土地によ
つての名である。

◇
ここでは青砥藤綱の逸話を逸する
譯にゆかぬ、左に新篇鎌倉志をかり

て擧げる。

太平記に載するを見るに、青砥左衛門
藤綱が屋敷此邊に有けるが、或時青砥左
衛門夜に入て出仕しけるにいつも燈袋に
入て持たる錢を十文、取はづして此滑川
に落したりけるを、五十錢を以て松明を
買て尋出したるとなり、諸人は是を聞、小
利大損かなと笑ければ、左衛門眉をひそ
め、さればこそ御邊達は愚にして世の費
を不知、民を恵む心なき人なり、錢十文
を只今求めずば、滑川の底に沈て長くう
せぬべし、某松明を買つる五十錢は、商
人の家に留て長く失ふべからずと云りさ
か、今按に二程全書に程子雍華の間に遊
ぶ、關西の學者六人を行、一日千錢を
亡ふ、僕者の曰、晨装に遺るに非ず、必
水を渉る時に此を沈むるならんと、程子
曰、惜哉、人苟に、此を得は亡ぶに非
ず、今迺水に墮ば用なし、吾是を以て此
を歎ずと云ふ、是誠に異域同談なり、左
衛門が心能く程子にかなへり。

此の本は異域同談、左衛門が行ひ
程子の心に叶ふと、程子を余程崇拜
して居るが、これは著者自身の博學
を振廻したまで、古今東西を論ぜ
ず聖賢達識の言行は一致するに極ま

つて居る、左衛門は爲政者であつ
た、時人が浮華輕兆の風を誡める爲
に特に行つたものであらう、最明寺
入道時頼の節儉と相俟て當時を推究
すれば合點が參る。

◇
この川向ひの東の山間が葛西ヶ谷東勝寺
趾である。
滑川の夷堂橋を渡つて行くと松葉ヶ谷
安國論寺、門内右方に甘蓮が有名な立正
安國論を起草した岩窟がある。

◇
大通り迄引返して左し、五山の二、圓
覺寺に詣ると、この佛日庵は北條氏の
祠堂で時宗の廟もある、日露戰爭中特
に從一位を贈られた、昭憲皇太后の御歌
に、
仇浪はふたゝび寄せずなりにけり
かまくら山の松の嵐に

◇
又返すと龜ヶ谷坂を登つて扇ヶ谷
に入り景清土牢の遺蹟を訪ふ、これ
で土牢が二つ、孤忠の臣の爲に涙を
潑ぐ。

鎌倉近傍の略圖



道は廻つて驛が左に見える地點に
來ると右に御用邸、御用邸前の小橋
が裁許橋(さいこばし)で俗説に従へ
ば問註所はこの邊にあつたのだ。

◇
これでこの地に暇を告げやうと、
藤澤行の電車の出る處へ行くと面白
い話を耳にした、これを御土産に車
中に入る。

昨年財界の大動搖で東京の中井銀行が
閉鎖した當時のこと、同市芝區烏森町で
小々やかな小間物店を開き女の手一つで
商賈を續けて居たヨネと呼ぶ當年四十八
才の婆さん、銀行の破綻で虎の子の預金
はとれなくなる、不景氣で儲けはなく、
聞きつけたのがこの地の田助稻荷の境内
にある「錢洗井」、この水で金を洗ふと二
倍になるといふ甘い話、賣溜めの郵便貯
金と有り金をそっくり合せて六百四十圓を
厠巻に仕舞ひ、はる／＼此所に參詣し
て、井戸水で洗ひ清め、これで念願成就
と汽車に乗込んだ迄は無事であつたが、
品川驛へ着くと袋ごと、元も子も姿を隠
して泣くに泣かれず、せめて元金丈でも
と警察へ懇願したが、借りぬ警察は、そ
れよと返しもならない、婆さんも技に漸
く迷夢からさめたとのことであつた。

◇ 梅は日本に

古くからあつた、その原産はといふと判然しない、或者は日本在來のものといひ、又他の者は支那のものであるといふ、が支那といふ説が多い、然らばその傳來の年代はと問ふとこれ亦區々である、素盞鳴命が朝鮮に往來して、彼の地の文化を我國に傳へた、その中に木の實八十種を輸入した事實があるからその八十種の中に梅も交つて居たであろうと説く者もあり、應神天皇の朝に太宰府に始めて移植えられたものであるといひも

◇ 東洋固有の植物

する、又考證家は古事記に梅の記事が見えず、萬葉集に至つて始めて梅が出てゐるから奈良朝の少し前位であるといふ、これは支那傳來を是認して起る問題で兎にも角にもであることに異論がない、學名もブルーメス・ムメであつて、又この梅が我國の風土によく適して居ること、及び國民性に合つて居ることは櫻と共に變りがない、それは我國風の和歌の上によく現はれて居る、その和歌は萬葉集に始めて現はれて居ると云つた

が、古今集の序に載せた、仁徳天皇の朝、百濟人王仁が啄んだといふ

なにはづに咲くやこの花冬こもり今を春べと咲くやこの花

の木の花が梅とすれば、この方が古い、この花と啄んだものには尙ほ、

この花の今や咲くらん難波がたくれこの月のころになりつゝ

と共に櫻といふ説がある、然し一般に木の花を以て梅の異名としてゐるから、これを最初の歌とするがよからう、

◇ 梅の異名

さうして梅といふ漢字を當てたものは持統、文武兩朝の人、葛野王の詩が始めてであるといふ。

はこの外にも數多い、香散見草(かざみ草)、匂草、初名草、香ばへ艸、春つけ草、縁の花と啄み、詩の國支那では、花魁、世外佳人、清友、清客、官長、羅浮仙子、東閣、氷栴、氷姿、玉骨、白知春、香雪、氷肌等々擧ぐるに困る程ある、又我國でも梅と書かずに、字米、有米、字女、牟女の假字を用ゐ、むめ又うめ

と兩方ともと呼ばれてゐる。

◇ 和歌の梅

萬葉集にある和歌は梅の花咲ける岡邊に家居せば乏しくもあらず鶯の聲

梅が枝に鳴きて移らふ鶯の羽自妙に沫雪ぞ降る

わかせこに見せんと思ひし梅のはなそれとも見へず

ゆきの降れれば 赤人などで以後のものは擧げ盡せない。その二三をあげれば、

月夜にはそれとも見えぬ梅の花香を尋ねてぞ知るべかりける 貫之
春はたゞ我宿にのみ梅咲かばかれにし人も見にぞ來なまし 和泉式部

春されば先咲く宿の梅の花ひとり見つゝ今日を暮さん

とめこかし梅盛りなる我宿をうときも人は折にこそよれ

◇ 俳句の梅

和歌に亞ぐ國民詩に俳句がある、それにも梅の句は甚だ多く名高い句が從つて少くない。

梅が香にのつと日の出る山路哉 芭蕉

梅一輪一輪づゝの暖さ 嵐雪

春の夜の闇は是非なし梅の花 荷雪
梅か香や乞食の家も覗かる 其角
酒賣の戻りは樽に野梅かな 丈草
高潮や海より暮て梅の花 高潮

去來 知り越し

さえくゝて梅に氣の燈む月夜哉 杉風

梅の花赤いはく赤いはの 惟然

子供までのんのうとよぶ梅の花 一茶

野の梅や折らんとすれば牛の聲 鳴雪

奥に灯あり梅園の門鎖したる 子規

この外にも芭蕉出で、より三百年、天明期の蕪村時代にも、近く明治時代にも名吟はある。

◇ 川柳の梅

我國には和歌、俳句の以外に川柳といふものがあつて人間生活とびつたり合つた皮肉詩がある、その四五を並べると、

梅屋敷たしか芝居で見

梅園の女と芝居の女とを比べて居る。

つれないも枯るゝも飛ぶも忠義也

菅原傳授手習鑑の淨瑠璃から出たもの

梅の花公卿衆持て出たなかに

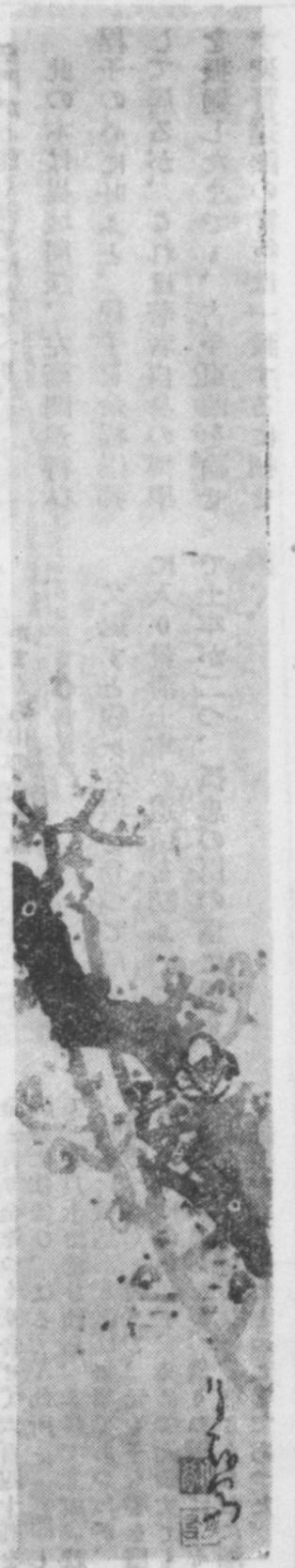
貞任の「我が國の梅の花と見つけども大宮人は何といふらむ」が種である。

鏗の來る處でおちる豊後梅

豊後をばよせと梅干親爺いひ

道樂息子の豊後節と、豊後節の豊後梅をかけ合した點に趣が深い、

◇ 物語の梅



日本の梅では菅公の
東風吹かば匂ひおこせよ梅の
花あるじなしとて春な忘れそ
筑紫の飛梅が傳説の王
で、故事の方では
勅なればいともかしこし鶯の
宿はと問はゞいかに答へむ
が巻頭で、歌澤の
春雨にしつほり濡るゝ鶯の、
羽風に匂ふ梅か香や、花に戯
れしほらしや、小鳥でさへも
一とすじに埒定めし氣は一つ
私しや鶯、主は梅やがて身ま
ゝ氣まゝになるならば鶯宿梅
ぢやないかいな、サアサなん
でもよいわいな。
は捨て難い文句といへ
る、軍記では一の谷合
戦に於ける梶原源太景
季の「箴の梅」は奥床し
い、これが支那へ行く

と羅浮仙物語を始めと
して澤山ある

◇西京の梅

京都には名木が多い、先に舉
げた相國寺内の鶯宿梅の外に
も亦数多い、
▽碁盤梅 紀伊郡竹田村の鳥
羽天皇陵内、法華堂の傍にあ
つて八房の梅とも呼ぶ、天皇
が法皇となられ、當時の弊風
たる碁碁を禁じ、其の盤を埋
めて塚上に御手植せられたも
のと傳へる。
▽とめこかし梅 上賀茂
の西念寺にあつたものが今は
全地井關氏の邸内に移れさて
居る、西行法師が
とめこかし梅盛りなる我宿
をうときも人は折にこそよ
れ
と啄んだ梅は枯れて、その

接木を遺身に残したものであ
る。

▽黒木梅 御苑内にあつて

後光嚴天皇の御遺愛と傳へ、
英照皇太后も亦愛し玉ふたさ
うである、尙ほ北野の天満宮
には、照憲皇太后の奉獻にか
、る珊瑚梅が樹齡は若いがそ
の美しさは類が少ないさうで
ある。

◇東京の梅

東京は梅が妙ない、龜井戸
天神の臥龍梅は昔は有名であ
るが今日は荒廢に傾いて居
る、廣重の筆になる名所江戸
八景蒲田の梅林も、その筆に
なつた古木は數へる程しか残
存せない、がその
△梅屋敷 は明治元年遷都
の砌、明治天皇御駐蹕の古蹟
で天皇の御意に召し當主の山
本久三郎に「梅林はそちのも

のか」との仰せに恐懼して「へ
イ左様に御座ります」と奉答
したが余りの光榮に實は「梅
林とはそちのことか」と聞き
誤つて居た、それで御立にな
つた後で戸籍役場へ馳込んで
「天子様が俺を梅林と名付け
て下さつたから改姓して吳
れ」と無理矢理に梅林と改姓
して貰つて今日もその孫が梅
林を名乗つて居るといふ。

△梅花碑 明治天皇の

梅の花咲けるを見ればふる
雪に冬ごもる身のはづかし
きかな
御製を前田文學博士が謹書
した碑の建つた原村の梅林は
廣さ三千坪ある。
横濱電車線の杉田の梅林の
翁梅、玉川電車之久地の梅
林、東武鐵道の大澤梅林あ
り。青梅鐵道の吉野梅林は新
月ヶ瀬の名がある。



◇出懸の一步

山朗

刑務所が人間改造の機關であり全職員が
教誨師教師とならなければならぬ様
なつたことは衆知のこと昭聖代の行刑
として眞に憚しきことである然るに此の状
態にある可き刑務所に於て往々此の趣旨に
相反する事實を目撃することがあるそれは
收容者の釋放前職員に對し釋放の挨拶を爲
す者あり此の場合一部職員に於て極平凡に

又抑捺的に。

曰一寸社會へ出て來るか。
曰門の外には刑事が待つて居るよ。
曰直ぐ歸つてこい待つて居るよ。
杯實に不謹慎極まる言辭を以て彼等釋放者
に相對する者あるを屢見することあり彼等も
亦其れ相應の不謹慎なる言辭を以て之れに
報復するものである昭和の行刑圈内に於て
如斯言辭を耳にせし時は一時の錯覺には非
ずやと疑の生ずることあり當の本人に於て
は唯抑捺的に何等惡意なく發せられたる言
辭なるも彼等に相反映する處の影響は實に
甚大で恐る可き惡結果を齎らすものである
彼等が釋放に際して所長殿を始め幹部の方
々より釋放の言渡を受け釋放後の處置に付
て種々御注意や御配慮を受けて居る時は殆ど
總ての釋放者が衷心感謝と懺悔の情に燃え
た今迄で時に觸れ折に接して改過遷善せら
れたる曇りなき精神に最後の磨きをかける
べき瀬戸際である然るに前述の如き不謹慎
の言辭を以て相對する者在るに於ては彼等
の腦裡に一脉の冷やかさを感ぜしめ延ては
累犯の原因ともなるのである彼等收容者は

普通社會人に於ても生活方法に吸々たるの
今日前科の肩書を有して此の社會の怒濤に
舟出しては並大抵の苦勞では乗り切れまい
故に釋放に際しては出來得る限り眞摯の態
度を以て彼等の勇氣を膨舞し乗出す第一棹
の鹿島立を祝福鞭撻せなければならぬと思
ふのである。

◇長友笠原まぢの様

宇都宮 G子

陰徳ある者は陽報あり。我栃木刑務所女監
取締部長笠原まぢの様には、今や其の多年
の御陰徳賜に報ひらるゝの時至つて、昭和
二年十一月三日刑務協會總裁閣下より、十
五年皆勤の賞狀並に銀盃を下賜せられまし
た私は君を敬愛する友の一人として、非常
な喜びを感ずると共に、之偏に君が日頃の
御陰徳の致す處と、今更に深く其の御努力
の偉大さを仰ぎ願るのであります。拜開致
す所に依りますれば、君には、夙に社會の暗
黒面を御研究あり。特に、その最も暗々た
る境遇にある囹圄受刑の人々に、深き御同

情の念を發起されました而してこの時より君の雄々しき獨身生活と献身的刑務生活とが開始されました。惟へば、うら若くもか弱き女性の身を以て、これだけの決心と勇氣と感激——私は思はずも、熱き涙を禁じ得ません、爾來今日に至るまで、十有五年餘りの星霜が流れて、世相人心亦大いに變化いたしました。然し君の此の決心と勇氣と感激とは、十五年前のその時と些少の變化もないといふことを仰ぎ見まして私共は全く、崇敬と感謝の念に堪へざると共に、深く發奮せらるゝのであります、而して笠原様の、此の尊き御決心と勇氣と感激とは、今後とも少しの御變りもなく續けらるゝこととごさいます。私は今更に日頃君が職務に御熱心にして、少しも御自分をかへりみられない御態度は、實に、此の決心と感激とに出づる、亦宜なるかなと感歎いたすのであります。汝々として、十五年一日の如き、御熱心な御態度と献身的御努力、之實に、我々行刑に身を致すものの龜鑑と申すべきでございます。君の生活のすべて——それは悉く受刑者に對する同情

と之が改過再生の爲めの、御努力の生活であります、されば受刑者の君を慕ふこと、慈母の如く、又君を敬すること、嚴父の如きものがあります。而して今日まで、君の御熱心に動かされて、行を改め善道に入り以て再生の喜びを得しもの、百を以て數へるほどで御座いませう。かく君の御陰徳を積まるゝ此處に年あり。功勞又大なりと謂ふべきでございます。(終)

▼この類の原稿三篇あり、一月號の特欄に掲ぐべき管でしたが、いろ／＼の都合でこの一篇だけ、これへ載せました不悪 (編輯子)

◎新年を迎へて

和歌山 I K 生

既往一年を靜かに回顧して見ると精神的には何等の向上も見ず「殊に知識之修養不足」の感を一層深くするを遺憾に思ふ。然れ共既往を回顧して所感ある所に吾が將來があるのであるから本年こそ緊揮一番昨年の分をも取返すべく更に幾倍の努力をなさねばならない。先哲の金言に「一日の計は朝にあり一年の計は元旦にあり」と云ふ事がある故に進まんと欲せば年頭に於て一年の計劃を樹て、之に向つて只管専心しなければならぬ。吾は先づ自愛即ち健康の増進と体力の練磨を第一とすること。次は精神の修養を怠らぬこと。三は知識の研磨をなすこと。四は忍耐すること。五、努力すること以上の五ヶ條を目標として意氣に更に意氣を加へて撻まらず屈せず汝々として奮闘しようと思ふかくして新年を迎ふる毎に功なるの秋が近づいて来るのである。(昭和三、一)

◎出勤簿

市谷 N 生

出勤簿が今日から新しくなつた。扉の中

の出来事ではあるけれ共、新しくなつたとゆふことに、何かしら更新の意義を含んでゐる様にも考へられる。これと三度目の出勤簿だ。可成の曲折はこの三年にあつた。また現在もその餘波を被つてゐる。しかし今私の心には、確かにある落付の見えてきた事は事實なのだ。

一事が萬事とゆう言葉がある、たつた一つ奥へられた業の如何に平易であろうともそれをすら完全に爲し遂げ得られない様な人間であるなれば、その人間の理想が、頭腦が、手腕が如何に卓越したものであろうとも、それはたゞ高遠の理想化された夢の人物である。決して現實に用ふべきものではない。

「眼前の一些事」。私達はこれを先づ完成してゆかねばならぬ。今の私はその時代の者ではないであらうか。

「漸く落付いてきた」。それはこの現實の一些事を片付け様とする心の現はれではないであらうか。

三度目の新しい出勤簿によつて、私は且つ教へられ且勵まされてゐる、自分自身を

見詰てゐる。二、二、二、一、

◎あゝこの選手

札幌 たか 生

昨年十月東京府立第一中學校に於て開かれた第二回全國刑務所武道大會に出場し榮譽を得た代表選手の中には他人の知らない苦勞を體驗した方が多數あるものと思ふ其の中で私の實觀したY氏の體驗記を誌友に紹介したい。

Y氏は日勤看守であつたのです。全て看守の勤務は劇務であるがその内戒護看守の勤務は仲々大抵の事ではないのである。「晨に星を載き夕に月を踏んで歸る」夜より夜へ渡り可愛い子供の寝顔さへもろく／＼見ることの出来ない勤務振であるのです。附近の工場の一職工は皮肉な言葉を浴せ「看守は人間でない」との侮辱の聲を物ともせず氏は道場へ急ぐのである。

彼は平生「人間は意志が薄弱であつたなら決して物事に成功するものではない」と

口辭のやうに主張してゐました。この繁雜な劇務の中の少し許りの餘暇を以て彼は居殘勤務の夜でも盛に稽古をなして一里余の我が家へ歸るのであつた。

彼は雲の降る日。烈しい雨風の日も石狩原野を横断して来る冷い北風の吹荒ぶ吹雪の日も夜も演武場へ日参したのである。汝々として二年余の星霜を忍耐と努力の賜として彼は劍道貳段の記録を奉戴したのである。彼の心中は實に手の舞ひ足の踏むところを知らぬほど感じた事であらふ。

Y氏は永の年月鍛へた快腕と自信と強大の希望をもつて帝都の檜舞臺に乗出して今日の優勝を勝ち得たのは克己と忍耐と努力であつたのです。彼の崇高なそして偉大な人格に對し私は敬虔の態度をもつて迎へたのであります。

◎『京の堀川』

京都 三浦 生

堀川は古昔より有名にして延喜式に護岸

の制掃除の法など定められたるを見る即ち北は一條戻橋に起り市内の西部を南に貫流し上鳥羽に到る小川にして水源は二つなり其の一は賀茂川の支流にして大宮村より雲林院の東を経て大應寺の北に至り二俣川有栖川と稱し水源は大宮村大字東紫竹大門小字一の井なる尺八堀に發し今宮神社大徳寺の東を南に流れ安居院に入り大宮通上立賣を東に注ぎ折れて南に流る之を稱して堀川と云ふ戻橋に於て小川と合し南に流れ末は賀茂川に入る古來此の河川を利用して多く染物業を營む。

○観煙火競技會

長野 裾花

十一月二十日は我長野市の恵比壽講に相當し此の日は例年に依り七寸玉尺五二尺玉其他合せて數百本を晝夜に分ちて打揚煙火競技會を行ふ此の煙火競技會は長野市の年中行事にして又本縣の名物の一つに數へらる近年は急に縣外新潟群馬迄人氣を集むる

様に至れり。當日は未明より天空に萬雷を轟かし觀客は汽車に電車に近郷近在より老幼士女絡繹として市内に集る。各町大小店舗は此の機會に店頭を裝飾を凝らし恵比壽講祝賀出しと稱して盛に客を引き付け全市に亘り雜鬧を極む。

二尺玉の春雷筒は 今上陛下東宮におはして御渡御歸朝の際芝浦に奉迎煙火を打揚げた時鑄造したもので東郷元帥は春雷筒と命名し完全なること日本唯一の稱あり。本年は當市貴族議員小林暢氏がお國自慢の煙火を振舞いたいとあつて研究會の名士十數名を招待し番外として尺玉二十發連射七寸玉三十發の連射等特に増加したり余も又勤務を了へて友人數輩と共に往きて之を觀る此の時巳に夕陽は遠々と西山に没し晚靄山麓に横はり煙火は愈々夜の部に入り天空には絶へず轟然と聲あり仰ぎて之を疑視すれば紅珠碧玉燦然として迸出し忽然として又消ゆ垂れては雫々たる柳となり散しては紛々たる花となり縦横に煥發し頃刻にして變し明滅すること實に名狀すべからず

○衣掛の櫻

京都 わたなべ

其の技愈々新にして見る者皆奇功に驚嘆し絶へず喝采隨所に起る。技畢れば夜將三更同僚相伴ひて歸る。二、一一、二三記

往生の荒舎より約拾間程東南に住蓮山安樂寺と云ふ古刹あり。時恰も淨土念佛禁止の聲高かりし時。後鳥羽院の寵姫に鈴蟲の局松蟲の局と云ふ二人の女性があつた。鈴蟲は十七松蟲は十九と云ふ未だ世相裏の苦難も知らぬ若年であつたが講席に聽聞するに日重なるに従つて兩局は萌ゆる求道心を抱へて洛東鹿ヶ谷の精舎に安樂坊住蓮坊の兩僧を訪ねて受戒の望剃髮染色の願を打明けたのであつたが火を見るよりも明かなる後難を思ふと兩僧の心は遂遠巡るのであつたが既に兩局の覺悟の志に動かされて縁の丈なす黒髪を薙ぎ綾綿を麻の黒染に更へ佛門の徒になつた其の時門前にありし櫻の

枝に兩局が衣を掛けたるが其名稱も衣掛の櫻と云ひ七百數十年の今日迄其幻影が古木となつて残つて居る淨土禮讚が深く味れる。其古木の前の立札には
身に馴れし錦の裾をぬぎ捨て、
彌陀の御國へ黒染の袖 松蟲
思ひきやかりの姿をおしむとて
末の薪木をいかで保たん 鈴蟲

○「檢閲の机から」

市ヶ谷 すゝ蘭生

罪を犯した彼女に
その兄から手紙が來た
お前はなぜ暗い所へ
入れられるような
悪い事をしたのか
と……

彼女はすぐ
返事を出した
今私の居る部屋は

朝の八時から夕方四時頃迄
日があたる
明るいところでは
決して暗い所では
ありませんと……

Aが……
社會の友人に
手紙を出した
官食は南京米と
とても食えない
どうか
辨當を差入れて下さると
差出人の
A……
それは最近日本に來た
支那人だつた。

○静岡賤機會詠艸

八千草わらつるひはてて枯野原
しもより外にさく花もなし
皓月

八千草はみな枯ふしておく霜の
ひとつ色にそ野はなりにける
おふかたに野への千草わ枯ふして
しろきは霜の花にぞありける
人ならば共にあはれを語るらむ
まかきにのこる黄菊白菊
霜枯のうきふし多き竹垣に
なほ千代こめて菊ぞ匂へる

○戊辰新年三首

高松 南 愛日堂

東風千里和仁風。烟靄全晴旭日紅。
仰識雲臺麗龍眼。參朝人在五雲中。
鶯弄新春囀古梅。人迎旭日回徘徊。
小堂家族正班坐。俱賀新正母奉杯。
籠鳥嚙々與友娛。婦夫和樂太平呼。
仰高聖德知富岳。奉祝爐邊酒一壺。

○熊本松風會句稿 (菊州撰)

山の土抱かせたまゝや子の日草 岩野驪川
燈を消せば足どり高し嫁が君 清松自然
うそ替や諒開明けて人の波 織田翠峰

重ねたる儀の上や嫁が君
名にまはぬいたづら振りや嫁が君
本庄蒼村 到津菊洲

豊多摩水無月會句稿 (廣陽報)

馬止めて峠の茶屋や濁酒
馬宿の破れ障子やにこり酒
落つる日や書院に薄き鳳仙花
豊年や無事にまとまる橋普請
にこり酒夜に余りたる客一人
濁酒ほして髯拭く翁かな
軒間に主待つ馬やにこり酒
鳳仙花風にゆられてばかり哉
濁酒酔ふて慇なし作男
豊年や平和の村に鶏の聲
千傘に丈け餘りけり鳳仙花
鳳仙花曉れば峰のまどい來る
山旅に疲れて茶屋の濁酒
人住まぬ屋敷に咲けり鳳仙花
濁酒爺自慢の馬子の唄
柳小屋の圍爐裡はせまし十里酒
一族の總動員や豊の秋
二五里酒つぶ六と云ふ男にて

雷山 果山 楠山 堯秋 湖月 廣陽 可笑 巴波 涼風 曉星 雅房 玉鳳 伯人 晴風 虹峯 東浪 靜夫

集募 俳句

毎月募集

題・當季隨意

風や笹のさゝやく夜もすがら
陽炎や蛇の目干したる登
松作る庭師が唄や小春空
門松や清められたる石だゝみ
拍手の陽にひゞくや初詣
炬燵から値段を云ふや田舎店
初雪やお庭の松の一と風情
雪國は炬燵圍んで歌留多哉
寒月や老杉の日影神々し
夕告ぐる鐘に暮れ行く枯野哉
冬かれや一と日くゝに瘦る野邊
水仙にたまる師走のほこり哉
子實を順に並へて雑煮かな
連山は去年の雪なり初日の出
から風の裏戸を叩く夜寒かな
うらゝかや芝生に遊ぶ子供連
動章に旭輝く拜賀かな
夢のごと諒闇の年暮れにけり

秋田 山平
公州 雄心
京都 三浦
晋州 あらた
下関 八雲
全 藤丸
全 王秀
全 愛山
全 無月
全 指月
神戶 兔月
全 靈雪
長野 裾花
晋州 坂本
高松 愛日
秋田 華白



家の庭の頁

春の神経衰弱は

眼からも来る

春に於いて多いのは環境の
變化等からくるためと思はれ
るが、眼から来る神経衰弱が
非常に殖えてゆくのでありま
す、在來神経衰弱は神経の過
勞等が主となつて生ずる病氣
とされてゐましたが、種々研
究の結果、それらの他に眼性
神経衰弱といふものがあるこ
とが

判明さ れたのでありま
す、しかも眼を過勞する事
多し人には、殊に最近この
の神経衰弱が多くなつて來た
のでありますが、殊に平素、
亂視、斜視、遠視などを持つ
人はこの期になつて神経衰弱
に罹る人が多い様でありま
す、わけて潜伏性の斜視等は
一寸自分にも氣づかず、醫師
にも

風邪ひかめ用心

からすれば大丈夫

一、感冒にかゝらぬ預防は、
夏から、海水浴、日光浴、
冷水マサツ等において身體
を鍛へる事。
二、皮膚を強くする事、即ち
冷水で洗顔し、戶外運動を
充分にとり、寝巻は冷いま
ゝ素肌にとりかへる事。
三、戸障子の建つけと、暖房
の設備に注意する事、開け
放しの室に假寐をせぬ事、
寒中寝巻のまゝ外出せぬ
事。
四、入浴後直に寒風に觸れぬ
事、寒中路上に佇立靜止せ

子供の身體に悪い

指を吸はせると

乳呑兒が生後二ヶ月程立つ
と誰が教ふるともなく、自分
の親指を吸ふやうになりま
す、昔の人は指から乳が出る
んだと申して止めやうとし
ません、上の子供に守を頼ん
で、母親がお勝手て用事をし
てゐると、いつか靜かに寢付
くのでした、或日母親がソツ
と覗いて見ると守の子供が自

叙任辭令

敘從七位 勳八等 荻輪市太郎(看守長)
 敘從六位 正七位勳六等 柴田常次郎(典獄)
 敘正八位 瓜生義淳(教誨師)
 依願免本官 看守長 渡外三郎(市谷)

任保健技師命大阪刑務所田邊支所勤務十二級俸下賜 醫務囑託 山本義夫(田邊)
 任保健技師命大阪刑務所田邊支所勤務十二級俸下賜 教務囑託 岩橋興隆(田邊)
 任保健技師命宮崎刑務所勤務十級俸下賜 保健技師 江口鐵一(福岡)
 任看守長命市谷刑務所勤務、給六級俸 吉田綱紀

給六級俸	看守長	朝岡晴光(小菅)	月俸六十	藤下伊一郎(前橋)	全六十七	東末吉(全)
給五級俸	全	山根信松(全)	七圓給與	平方義孝(全)	全	森田朋行(大阪)
給六級俸	全	泉顯彰(市谷)	給七級俸	伊藤文平(全)	全	柴田雄治(全)
給六級俸	全	夏目善太郎(全)	月俸五十	青木宜吉(靜岡)	全	宮田長之助(全)
給六級俸	全	林仁次郎(全)	三圓給與	阿部新市(全)	全	前田久盛(全)
給五級俸	全	石野良之助(全)	給六級俸	飯田忠直(甲府)	全	藪本安次郎(全)
給五級俸	全	東邦彦(豐多摩)	月俸七十	金澤公炳(長野)	全	楠敏一(全)
給五級俸	全	豐島好(全)	給二級俸	渡邊清次(全)	全	三島匠(全)
給五級俸	全	古屋盛安(全)	給六級俸	玉木泰作(全)	全	伊藤二三郎(全)
給五級俸	全	松岡武四郎(集鴨)	全	千野頌晴(全)	全	田中岩藏(神戶)
給六級俸	通譯兼	黒木麟鹿(全)	七圓給與	水野兼吉(全)	全	菊地信之丞(全)
給六級俸	看守長	佐藤彌市郎(横濱)	月俸六十	齋藤宇作(新潟)	全	遠藤勝三郎(全)
給七級俸	看守長	瀧澤齊(千葉)	三圓給與	掛樋松次郎(京都)	全	
給七級俸	全	宮下啓助(水戸)	月俸六十			
給七級俸	全	水上友吉(宇都宮)	七圓給與			

給五級俸	全	井上松太郎(奈良)	月俸六十	淺野孝(三池)	全	及川勇(全)
給五級俸	全	橋本義二(全)	七圓給與	米村直次郎(全)	全	菅原鶴吉(全)
給六級俸	全	内田鹿一(滋賀)	月俸六十	松本篤(全)	全	田中清一(札幌)
給六級俸	全	長谷文一(全)	給七級俸	原田忠吉(福岡)	全	高橋敏郎(全)
給六級俸	全	野際登(全)	月俸六十	酒井喜太郎(全)	全	高橋又兵衛(全)
給六級俸	全	渡邊瑛太(徳島)	七圓給與	下川彌八(大分)	全	江口精之進(全)
給六級俸	全	高崎久市(高松)	給六級俸	柴尾牛三郎(全)	全	松山邦助(函館)
給六級俸	全	福田操(全)	全	成瀬定實(全)	全	山路庄五郎(全)
給六級俸	全	福島三治(高知)	月俸六十	大田彦治(熊本)	全	山吉馬之助(網走)
給六級俸	全	久米爲市(全)	給五級俸	松本時一郎(全)	全	佐藤忠一(全)
給六級俸	全	森口藤松(名古屋)	給七級俸	寺島太作(鹿兒島)	全	小幡房吉(全)
給六級俸	全	渡邊治三郎(全)	給六級俸	宇野文治郎(全)	全	神谷勇治(全)
給六級俸	全	高井辰之丞(全)	月俸七十	財津壽郎(宮崎)	全	佐藤惠(釧路)
給六級俸	全	篠田利太郎(全)	給七級俸	猿渡重雄(全)	全	梁瀬三男吉(全)
給六級俸	全	木ノ村兵太郎(三重)	給七級俸	立川達文(沖繩)	全	松本稻城(川越)
給六級俸	全	梅津幸市(岐阜)	月俸六十	山下直次郎(全)	全	布施寛三(全)
給六級俸	全	北村久則(金澤)	給五級俸	木村元吉(宮城)	全	石川榮市(姫路)
給六級俸	全	東郷周吉(全)	給六級俸	泉久造(全)	全	北村松造(岩國)
給六級俸	全	久保井覺治(全)	給六級俸	卜部其福(島)	全	須磨卓一(全)
給六級俸	全	谷田傳次郎(廣島)	給五級俸	都築正繁(山形)	全	森山新之助(久留米)
給六級俸	全	三角節藏(山口)	給七級俸	賀内利吉(秋田)	全	鶴羽菊藏(盛岡)
給六級俸	全	坂口喜曾市(岡山)	給七級俸	成田助次郎(全)	全	高橋健(行刑局)
給六級俸	全	宇山宗雄(全)	給七級俸	後藤兵之助(青森)	全	鍵山俊治(全)
給六級俸	全	關谷源太郎(松山)	給七級俸	戸谷清助(全)	全	井川信一(全)
給六級俸	全	武藤勝次(長崎)	給七級俸			
給六級俸	全	牧野料(全)	給七級俸			
給六級俸	全	荒木茂夫(全)	給七級俸			

行刑統計

昭和二年八月中入出監並月末在監人員 (△ 減)

Prison Population during the Month of August 1927

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日		前年同月	增減	
					現	在		末日現在	前月比較
刑事被告人	3,237	3,594	3,341	3,490	3,237	3,615	△	253	△ 125
勞役場留置者	326	403	420	314	526	247	△	12	67
乳兒	12	6	8	10	12	10	△	2	0
男	40,019	6,793	6,832	32,980	40,019	42,400	△	39	△ 2,480
女	834	238	236	836	834	809	△	2	△ 73
總計	40,853	7,031	7,068	40,816	40,853	43,209	△	37	△ 2,553

備考 內朝鮮人受刑者男721人、刑事被告人男66人、支那人受刑者男111人、刑事被告人男2人、露西亞人受刑者男1人。伊太利人受刑者男1人。

昭和二年八月末日現在々所人員表

The Number of the Inmates During the Month of August. 1927.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,094	-	1,094	-	-	-	-	-	-	-	-	1,094	-	-	1,094
市谷 Tchigaya	146	18	164	80	8	88	23	-	23	-	1	971	26	997	
豊多摩 Toyotama	965	-	965	-	-	-	1	-	1	-	-	966	-	966	
栗野 Sugano	1,948	-	1,948	-	-	-	2	-	2	-	-	1,950	-	1,950	
橋濱 Yokohama	516	2	518	120	4	124	17	-	17	-	-	653	6	659	
千代田 Chiba	772	-	772	26	3	29	5	-	5	-	-	803	3	806	
水戸 Mito	447	-	447	29	-	29	6	-	6	-	-	482	-	482	
宇都宮 Tsunomiya	384	141	505	28	-	28	-	-	-	1	1	392	142	534	
前橋 Machibashi	929	-	929	52	1	53	-	-	-	-	-	938	1	939	
静岡 Shizuoka	582	-	582	87	5	92	10	-	10	-	1	680	5	685	

甲府	605		605	23	1	24	6		6									634	1	635
長野	643	10	653	34	1	35	6		6									683	11	694
新潟	448	10	458	44	2	46	4		4									496	12	508
京都	788	151	939	39	2	41	8		8									836	153	989
大阪	2,786	2	2,788	467	10	477	26		27									3,290	13	3,293
神戸	1,329		1,329	132	3	135	23		23									1,484	3	1,484
奈良	552		552	1		18	6		6									576		576
滋賀	360		360	2		25	3		3									385		388
徳島	468	11	479	18		13	7		9									488	13	501
高松	750	2	752	29	3	25												772	5	777
高知	657	8	665	49	1	50	8		8									714	9	723
名古屋	1,522	72	1,594	163	2	165	9		10									1,694	75	1,769
三重	704		704	53	1	54	3		3									760	1	761
岐阜	495		495	28		28	4		4									527		527
金澤	604	21	625	40	1	41	2		2									646	22	668
廣島	1,087	59	1,146	148	3	151	20		20									1,255	63	1,318
山口	543		543	48	1	49	1		1									592		593

岡山	740	5	745	118	7	125	18		19									876	13	889
松江	567	2	569	38	1	39	5		5									610	3	618
松山	485		485	46		46	9		9									540		540
長崎	797		797	53		53	5		5									855		855
三池	1,285		1,285															1,285		1,285
福岡	1,475	79	1,554	136	6	142	9		10									1,422	86	1,708
大分	326		326	37	2	39	1		1									364	2	366
熊本	983	1	984	63	2	65	12		14									1,058	5	1,039
鹿兒島	470	15	485	32	3	35	3		3									505	18	523
宮崎	314		314	12		12	1		1									327		327
沖縄	329	9	338	6		6												335	9	344
宮城	762	66	828	36	1	37	4		4									602	67	899
福島	307		307	41	1	42	7		7									355	1	356
山形	246		246	17		17	1		1									264		264
秋田	436		436	13		13	5		6									454	1	455
青森	263		263	24	3	27	1		1									289	3	291
札幌	1,455	54	1,109	81	4	85	5		5									1,143	2	1,201

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(80)

20才	身長	五、三二	五、一〇							五、九	五、一〇
	胸圍	二、七二	二、四〇							二、七	二、七〇

第二十五表 (卷末ニ附ス)

即ち收容後其比ノ値ニ一上一下アリト雖、一般ニ社會人ノ夫レニ比シテ常ニ大ナル値ヲ示ス。(唯十六歳收容ノ十九歳者、十五歳收容ノ十八歳者ニ於テ稍其ノ值劣レルヲ見ルノミ)而シテ一般ニ收容後ノ身長及胸圍ノ發達ハ良好ナル均衡ヲ保チツ、經過スルモノトイフヲ得ベシ。又社會人ニアリテハ、十七歳迄ハ其胸圍ガ身長ノ半ニモセザルニ抱ラズ受刑者ニアリテハ常ニ胸圍ガ身長ノ半數以上ヲ示ス。即ち胸圍ガ收容時ハ勿論收容後モ身長ニ比シテ發達可良ナルハ社會人ト大イニ其趣ヲ異ニスル所ニシテ興味アル事實トナスヲ得ベシ。

G 獨居拘禁及雜居拘禁ノ身体發育ニ及ボス影響

拘禁生活中獨居拘禁ト雜居拘禁トガ身体發育ニ如何ナル差異ヲ來タスカハ、其拘禁ニ附帶スル精神的及身体的要素ヲ顧慮スベキモ、茲ニハ單ニ現ニ行ハレツ、アル之等ノ諸要素ヲ包含スル廣キ意味ニ獨居及雜居拘禁ヲ解釋シ各拘禁ノ六ヶ月間ニ於ケル身体ノ發育殊ニ体重、身長、胸圍ノ増減量ヲ第二十六表ニテ表ハセリ。

第二十六表 拘禁別身体發育狀況比較表

拘禁別	拘禁別ノ概説	以下増			以下減		
		體重	身長	胸圍	體重	身長	胸圍
獨居六ヶ月間ニ於ケル變化	但シ收容時ト第六月トノ比較ニシテ晝夜獨居三月以上夜間獨居三月以下ノ後雜居ニ入り六月乃至三月ノモノナリ	五・七	四・八	二・三	四・八	三・六	一・八
雜居六ヶ月間ニ於ケル變化	但シ收容第一年中第一年中トノ比較ニシテ晝夜獨居三月以上夜間獨居三月以下ノ後雜居ニ入り六月乃至三月ノモノナリ	九・〇	九・四	一・九	一・九	一・七	一・四

社會人	獨居六ヶ月間ニ於ケル變化			雜居六ヶ月間ニ於ケル變化		
	體重	身長	胸圍	體重	身長	胸圍
但シ收容第一年中第一年中トノ比較ニシテ晝夜獨居三月以上夜間獨居三月以下ノ後雜居ニ入り六月乃至三月ノモノナリ	五・七	四・八	二・三	四・八	三・六	一・八
但シ收容第二年中第二年中トノ比較ニシテ晝夜獨居三月以上夜間獨居三月以下ノ後雜居ニ入り六月乃至三月ノモノナリ	九・〇	九・四	一・九	一・九	一・七	一・四

上表ヨリ觀察スルニ即ち獨居拘禁ハ明カニ雜居拘禁ニ比シテ身体ノ發育ヲ抑制スルヲ認ム。殊ニ十五歳及十六歳者ニ於テ著シク十五歳者ハ身長ノ増大ノミ可ナリ良好ナルヲ見ル。雜居拘禁中拘禁期間ニヨル差ハ年齢ニヨリテ異ル如ク十六歳者ハ拘禁期間長キモノ發育盛ニシテ十七歳者及十八歳者ハ拘禁期間短キモノ發育盛ナリ。ナホ社會人ニ比シ發育可良ナルハ、十七歳收容ノ十八歳者、十四歳收容ノ十六歳者ノ雜居者ノ体重ノミニシテ、他ハ凡ベテ社會人ニ劣レリ。

五、結 論

- 一、少年受刑者收容時ノ身体發育狀態ハ体重身長ニ於テ社會人ニ劣リ胸圍ニ於テ優ル。
- 二、拘禁生活中体重ノ増加ハ社會人ニ比シテ著シク劣リ、最モ著シキ影響ヲ受クルハ十四歳者ニシテ年齢ノ長ズル程影響少シ。但シ年長者ハ幼少者ニ比シ發育旺盛ナラザル爲收容後一定期間ハ体重減量シ其期間ハ年齢ノ長

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(81)

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(六二)

ズルモノ程著シ。体重ハ常ニ社會人ニ劣リ拘禁生活ノ長キ程其差著シ。
 三、拘禁生活中身長ノ増大ハ、社會人ニ比シテ著シク抑制セラレ、影響ノ大ナルハ年長者ヨリモ幼年者ナリ。但シ年長者ハ幼少年ニ比シテ發育旺盛ナラザル爲收容後一定期間其増大ノ中止スルヲ認ム。ナホ身長ハ常ニ社會人ニ劣リ拘禁生活ノ長キ程其差著シ。
 四、拘禁生活中胸圍ノ發達ハ、社會人ニ比シテ著シク劣リ其影響ハ一般ニ幼弱ナルモノ程著シ。但シ年長者ハ、收容後一定期間ハ發育ヲ中止スルカ或ハ却ツテ減少ヲ招ク。ナホ胸圍ハ收容後常ニ社會人ニ劣リ拘禁生活ノ長キ程其差著シ。
 五、身長ヲ以テ体重ヲ除シタル商ハ常ニ社會人ニ劣リ、收容後ハ當該年齢ノ受刑者ハ收容時ノ夫レニ比シテモ亦常ニ劣ル。但シ收容後ニ於ケル値ハ一年毎ニ大ナルヲ認ム。即チ各一年ニ於ケル身長ノ發育ニ比シテ体重ノ増加ノ比較的大ナルヲ示ス。
 六、身長ヲ以テ胸圍ヲ除シタル商ハ、常ニ社會人ニ優ル。收容後ト雖同様ノ關係ニアリ。勿論收容後ノ狀態ハ區々ニシテ定ラズト雖常ニ胸圍ハ身長ノ半バ以上ヲ占ム。即チ身長ニ比シ胸圍ノ發育ノ可良ナルコトハ、社會人ト其趣ヲ異ニスル所ナリ。
 七、獨居拘禁ハ雜居拘禁ヨリ身体ノ發育ヲ障碍スルコト著シ。雜居拘禁ハ其收容後ノ經過年月ニヨリテ年長者ニハ拘禁期間ノ短キモノ程、發育ヲ障碍スルコト少ク、幼年者ハコレニ反ス。又雜居拘禁ハ社會生活ニ比シテ發育ヲ障碍スルモノ、唯十七歳收容ノ十八歳者及十四歳收容ノ十六歳者ハ体重ニ於テノミ社會人ヨリ發育可ナリ。

第二十七表

少年受刑者身體發育調査票寫

刑名	犯數	受刑入監時	大正	年	月	日	收監番號
刑期	年	月	出監時	大正	年	月	氏名
							年齢

未決拘留日數	年		月		日		保釋實付ニ依ル日數	年	月	日	備考
	受刑入監時	年月日	出監時	年月日	年月日	年月日					
體	重	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
身	長	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	寸分
胸	廓	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	寸分
獨居期間	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	計
夜間獨居期間	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	計
雜居期間	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	計
作業名及其期間	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	計
病名及病期	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	計
備考											

取 扱 例

- 一、本票ハ受刑入監時ニ於テ先ツ調査シ爾後監獄法施行規則第七條ニ依リ健康診斷ヲ行フ期日毎及出監時並ニ處遇解除ノ際ニ調査スルモノトス調査數回ニ亙リ餘白ナキニ至リタルトキハ數葉ヲ使用スルモノトス
- 二、十八歳以上ノ者ニシテ十八歳未滿ノ者ノ處遇ニ變更シタル場合ハ其變更ノ日ヨリ前項ニ準シ調査スルモノトス
- 三、移監ノ場合ハ本票ヲ受送監獄ニ送付シ受送監獄ニ於テハ第一項ノ期日ニ從ヒ調査スルモノトス
- 四、體重、身長、胸廓ハ出監時及處遇解除ノ場合ノ分ヲ受刑入監時ノ分ニ對比シ其増減ヲ備考欄ニ記載スルモノトス體重ハ貫ヲ單位トシ身長及胸廓ハ尺ヲ單位トシ分迄記載スルモノトス
- 五、作業及其就役期間、病名及其罹病期間欄月日ノ上欄ニハ作業名及病名ヲ夫々記載スルモノトス

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(六二)

第七編 受刑者ノ死亡

第一章 緒言

死亡現象ハ、文化ノ程度或ハ住居ノ密度或ハ貧富ノ懸隔或ハ教育ノ程度或ハ職業ノ種類或ハ年齢ノ階級等外界ニ於ケル森羅萬象ニヨリ、種々ノ影響ヲ受クルハ顯著ナル事實ナリ。故ニ死亡統計ナルモノハ國民健康觀察ノ尺度ナリト稱セラル、所ナリ。

行刑衛生否行刑ニ關スル著書ニ於テ行刑制度ノ沿革ヲ讀ミタルモノハ誰レシモ、往昔ノ牢獄ニ於テ其死亡率ノ偉大ナリシニ驚キタルナラン。又昔ノ衛生學ノ教科書ヲ讀ミタルモノハ其ノ死亡率ノ項ニ於テ監獄ニ於ケル死亡率ナルモノヲ、死亡率ノ大ナル一例証トシテ掲ケラル、ヲ實見シタラン。如斯刑務所ニ於ケル死亡現象ハ著名ナリシナリ。故ニ既往ニ於テハ、拘禁生活ノ受刑者ノ健康ニ如何ニ大ナル影響ヲ及ボセシヤ推察ニ餘リアラン。然レドモ、輓近文明各國ニ於ケル行刑觀念ニハ、本邦ノ格言トモ云フベキ「罪ヲ憎ンテ其人ヲ憎マズ」ナル思想ノ日毎ニ旺盛シ、從ツテ刑務所ニ於ケル死亡現象ノ如キモ漸次社會ノ死亡現象ニ接近シツ、アルヤヲ思ハシムルモノアリ。故ニ行刑思想ノ一變セル今日、受刑者ニ付キ其死亡現象ヲ調査スルコトハ復雜ナル拘禁生活ヲ觀察スルニ最モ適切有效ナル事項ナリト信ズ幸ヒ此ノ死亡現象ヲ觀察スル唯一ノ材料ヲ得タルヲ以テ本編ニ於テ説述セントス。

第二章 受刑者ノ死亡率ト社會人ノ死亡率トノ比較

第一節 死亡率算出ニ就テノ注意

現時文明各國ノ刑務所ニ於ケル受刑者ノ死亡率ハ、既往ニ比シ著明ニ減少セルガ如シ。然ラバ、現在受刑者ノ死亡率ハ社會人ニ於ケル死亡率ト如何ナル關係ニ立ツヤノ疑問當然提供セラルベシ。此疑問タルヤ、嘗ニ理論上

ニ興味ヲ有スルノミナラズ又實地上ニモ頗ル興味ヲ有スルモノナリ。受刑者ノ死亡率ガ社會人ノ死亡率ヨリ高率ヲ示ス時ハ、行刑衛生ノ改良ハ一日モ之ヲ忽諸ニ附ス可カラザルヤ論ナシ。如何トナレバ受刑者ハ其生命ト健康上ニ於テハ決シテ拘禁ト不可分以上ノ不當制裁ヲ受クベキ被罰者ニアラザレバナリ。

サテ受刑者ニ現ハル、死亡率ト社會人ニ於テ生ズル死亡率トヲ單純ニ比較スル時ハ、誤マレル結論ニ到達スベシ。如何ントナレバ左記ノ如キ關係存在スレバナリ。

- 一、社會人ニ於テ其全死亡率ニ大多數ヲ占ムル年齢階級乃チ幼年期及老年期ニ在ルモノハ、受刑者中ニハ極メテ稀ニシテ、受刑者ハ專ラ中年期及壯年期ノモノ就中大部分ハ二〇—四五年ノモノヨリ成レリ。
- 二、受刑者ニ於ケル男女兩性ノ比ハ、社會人ニ於ケル男女兩性ノ比例トハ甚ダシキ懸隔アリ。即チ社會人ニアリテハ、大正二年ニハ女性一〇〇ニ對シ男性一〇一、五三又大正七年ニハ女性一〇〇ニ對シ男性一〇一、一〇ノ比ニシテ兩者間ニ殆ント問題ニスベキ程ノ差異ナキニ拘ハラズ、受刑者ニアリテハ、女性一〇〇ニ對シ大正元年ヨリ大正八年ニ至ルハ平均ノ男性二、二五四ノ比ニシテ男女兩性間ノ數ノ差ハ實ニ大ナル懸隔アリ。
- 三、刑務所ニ於テ疾病トナリテ刑ノ執行ニ依リ、生命ヲ保ツコト能ハザル程度ニ至リ遂ニ釋放シ暫時ニシテ自由社會ニ於テ死亡スルモノ、換言スレバ現行制度ニアリテハ、上述ノ如キ關係ニアルモノハ之ヲ一種ノ刑ノ執行停止ナル方法ノ下ニ處理スルモノナルガ如クノ數ハ大正元年ヨリ大正八年ニ至ルハ平均ノ實數男二三五人女五六人計二九一ニシテ同上期間ノ平均刑執行取消人員ハ男三四人女四〇人計七四人ナリ。故ニ差引一ケ年平均二一七人アリ。
- 四、吾國ニ於テハ、犯罪上ノ責任年齢ハ、現行法ニアリテハ滿十四歲以上ナルヲ以テ受刑者モ十四歲以上ノモノナルコト明カナルベシ。故ニ受刑者ノ死亡率ヲ研究スルニ當リテハ、常ニ社會人ノ十四歲以上ノモノノ間ニ於ケル死亡率ト比較セズンバ誤謬ヲ招致スルコトヲ忘ル可カラザルコトナリ。

以上縷述シタル如キ主旨ニ基キ余ハ吾刑務所ニ於ケル受刑者ノ死亡率ヲ研究スルニハ、先ツ吾刑務所ノ受刑者ニアリテハ、男女兩性ノ比ハ殆ント男子ノミト稱スルモノ不可ナキ程度ナルヲ以テ第一ニ男性受刑者ノミヲ撰定スルノ至當ナルヲ思ヒ、第二ニ刑執行停止者ヲ死亡者ニ加算スルニ際シテハ、男受刑者ニシテ刑執行停止トナリタル數ヨリ同上ノ取消數ヲ控除シタル數ヲ、死亡實數ニ加算スベキ刑執行停止者數トシテ撰ビタリ。而シテ勿論死

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(續)

亡者實數ヲ生シタル基本數ハ一日平均收容男受刑者數ヲ以テシタリ。他面社會人ノ死亡率トシテ上述ノ受刑者死亡率ニ比敵スルモノハ、滿十四歲以上ノ男子全數間ニ於ケル死亡率ナルガ、如斯ノ數ヲ算出スルコトハ現在ノ統計年鑑ニアリテハ殆ンド不可能ナルノミナラズ刑務所ニアリテモ十四歲ノ受刑者ハ極メテ稀レナルヲ以テ十五歲以上ノ男子ノ人口ヲ帝國統計年鑑ヨリ算出シ其死亡率ヲ得タリ。同時ニ我方國民ノ一般死亡率ヲモ附記シタリ。

第二節 調査材料及其成績

調査材料ハ司法省行刑統計作成小票ノ大正元年ヨリ同十年ニ至ル滿十ヶ年間ノ正確ナルモノナリ。ナホ參考トシテ同上期間ニ於ケル帝國統計年鑑ヲ使用シタリ。調査成績ハ第一節ニ縷述シタル注意ニ基キ第二節ニ述ベタル正確ナル材料ニヨリ之レヲ表トナシ順次各表ニ付説明スル所アルベシ。

第二十八表 男受刑者死亡率表

年次	受刑者一日平均人員	受刑者ノ死亡	同上平均人員ニ對スル死亡者千分比例	受刑者死亡者及刑執行停止者(取消人員ヲ除ク)	同上平均人員ニ對スル千分比例
大正元年	五七、四三二	一、一〇八	一九、二九	一、三〇九	二二、七九
同 二 年	五五、二三九	一、二九三	二三、四一	一、五三六	二七、八一
同 三 年	五一、四五八	一、〇一九	一九、八六	一、二三〇	二三、八八
同 四 年	四九、四〇九	八一五	一六、四九	九九三	二〇、一〇
同 五 年	四六、五五三	七八五	一六、八六	九四七	二〇、三四
同 六 年	四七、七一八	八三六	一七、五二	一、〇五五	二二、一一
同 七 年	五〇、九二五	一、三八六	二七、二二	一、七三二	三三、四〇
同 八 年	五一、五六九	一、〇四四	二〇、二四	一、二八七	二四、九六
同 九 年	四八、三二五	九三四	一九、三三	一、一七六	二四、三四
同 十 年	四四、四三一	六七二	一五、一一	八四一	一八、九三
十ヶ年平均	五〇、三〇六	九八九	一九、六六	一、二二二	二四、〇七

說明 本表ハ通常ノ觀念ニ於ケル死亡率(所謂受刑者ノ死亡率)ト刑執行停止者數(取消人員ヲ控除ス)ヲ加算シタル數ヲ用ヒタル死亡率(眞ノ受刑者ノ死亡率)トヲ示ス。

上表ニヨレバ大正元年ヨリ同十年ニ至ル十ヶ年間ニ於テ所謂受刑者ノ死亡率ノ最高率ナリシハ大正七年ノ二七、二二%最低率ナリシハ大正四年ノ一六、四九%ニシテ同上期間一ヶ年平均死亡率ハ一九、六六%ナリ。又眞ノ受刑者ノ死亡率ノ最高率ナリシハ同シク大正七年ノ三四、〇一%最低率ナリシハ大正十年ノ一八、九三%ニシテ同上期間一ヶ年平均死亡率ハ二四、〇七%ナリ。

第二十九表 十五歲以上ノ男子社會人ノ死亡率表

說明 本表ハ帝國統計年鑑ニ依リ大正元年ヨリ同大正拾年ニ至ル間ノ各年ニ於ケル十五歲以上ノ男子人口及比同上ノ死亡者數ヲ算出シテ其死亡率ヲ表ハシ參考トシテ末尾ニ同上各年期ニ於ケル一般國民ノ死亡率ヲ附記シタルモノナリ。

年次	拾五歲以上ノ男子社會人ノ死亡率表	全國十五歲以上ノ男子死亡者數	全國十五歲以上ノ男子人口	全國十五歲以上ノ男子死亡者ノ千分比例	男人口千ニ付	總人口千ニ付	男子死亡者數	男女死亡者數
大正元年	二九一、二八三	一六、八三	一九、七二	一六、八三	一九、七二	一九、九	一九、七二	一九、九

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(續)

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(七三)

此第三十表ニ依レバ受刑者ノ最モ多ク死亡スル疾患ニシテ拘禁病トモ稱スベキハ、四、六三%ヲ占ムル肺結核ナリ而シテ此ノ數ハ我が國民ノ肺結核死亡率ノ約一、五%ニ比スルバ實ニ三倍ニ相當セリ。肺結核ニ亞キテ多ク死亡スル疾患ノ主ナルモノハ腦出血及腦軟化ノ一、五九%肺炎及氣管支肺炎ノ一、五一%胃ノ疾患ノ一、四〇%其他ノ呼吸器ノ疾患ノ一、〇九%等ナリ。故ニ肺結核ニ亞キテ拘禁病トモ稱スベキハ胃ノ疾患ナリ。

第四章 受刑者ノ死亡ト年齢トノ關係

受刑中不幸死亡セシ者ニ就キ其死亡時何才ナリシモノ最モ多數ヲ占メシヤヲ調査研究スルコトハ年齢階級ニ對スル拘禁處遇上考慮ヲ要スベキ事項ニシテ行刑衛生上注意スベキ事項ナリ。次ノ第三十一表ハ此ノ點ヲ觀察セシ趣旨ニテ作成シタルモノナリ

第三十一表 刑執行中ニ死亡セル者ノ年齢表

年次	年										合計	平均	千分率
	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年			
一八才以上	三	五	四	五	一	二	二	四	四	一	三〇	三、三	四九
二〇才以下	三	五	四	五	一	二	二	四	四	一	三〇	三、三	四九
二五才以下	一三	二〇	一四	二五	一三	二二	一三	一九	一三	五	一三六	一三、六	三三三
三〇才以下	一〇	七	五	三	一〇	六	一三	九	三	五	一〇九	一〇、九	二七六
三五才以下	一〇	一四	六	三	七	四	六	一	八	九	八四	八、四	二一六
四〇才以下	四	九	八	九	三	七	一	四	六	八	六二	六、二	一四〇
四五才以下	二	四	二	九	二	一	四	五	四	六	五九	五、九	一四〇
五〇才以下	三	六	二	五	一	三	二	四	七	四	四五	四、五	一〇七
五五才以下	二	三	三	四	一	二	三	二	三	三	二六	二、六	六四
六〇才以下	二	三	三	四	一	二	三	二	三	三	二六	二、六	六四
六一才以上	五	七	八	四	三	四	五	三	四	四	四九	四、九	一〇〇
合計	五四	七二	五八	九三	四三	四三	四五	四五	一〇五	四八	六二二	六二、二	一,〇〇〇

表註 本章以下ノ調査ニ使用セシ材料ハ某大刑務所ニ於テ得シ大正元年ヨリ同拾年ニ至ル間ノ死亡者六一一名ニ關スルモノナリ。

由是觀之

大正元年ヨリ同十年ニ至ル十ヶ年平均ニ於テ二一才以上二五才以下ニテ死亡セシモノ最モ多數ニシテ其數一ヶ年平均一三、六人ヲ占メ死亡者千人ニツキ二二三人ニ相當ス。而シテ此十ヶ年間ニ於ケル總數一三六人ニ就キ其死亡病名ヲ別ニ觀察セシニ肺結核一〇三人ニシテ全數ノ七六%ヲ占メ其他ハ八一一名ノ各種疾患ナリ。之ニ次クハ二六才以上三十才以下ニテ死亡セシモノニテ其數一ヶ年平均一〇、九人ヲ占メ死亡者千人ニ就キ一七八人ニ相當ス。

而シテ此ノ十ヶ年間ニ於ケル總數一〇九人ニ就キ其死亡病名ヲ別ニ觀察セシニ肺結核六五人ニシテ全數ノ五八、七%ヲ占メ其他ハ十六名一一名ノ各種疾患ナリ。又之レニ次クハ三十一才以上三十五才以下ニテ死亡セシモノニテ其數一ヶ年平均八、四人ヲ占メ死亡者千人ニツキ一三八人ニ相當セリ。而シテ此ノ十ヶ年間ニ於ケル總數八四人ニツキ其死亡病名ヲ別ニ觀察セシニ肺結核四九人ニシテ全數ノ五八%ヲ占メ其他ハ二二一名ノ各種疾患ナリ。

第五章 受刑者ノ死亡ト季節トノ關係

受刑者中不幸死亡セシ者ニ就キ、其死亡時何月ニアリシモノ最モ多數ヲ占メシヤヲ調査研究スルコトハ、季節ニヨリ拘禁處遇上ニ於テ考慮ヲ要スベキ事項ニシテ行刑衛生上注意スベキ事項ナリ。第三十二表ハ此點ヲ觀察セシ趣旨ニテ作成シタルモノナリ。

第三十二表 刑執行中ニ死亡セル者ノ死亡月別表

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(七三)

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……………(七五)

月別	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	拾年	合計	平均	千分率
一月	三	八	五	六	五	四	三	四	六	八	五三	五、二	八五
二月	三	九	六	一〇	五	三	四	二	七	〇	七九	八、八	二九
三月	八	七	八	一三	三	二	六	二	一	六	七〇	七、〇	八、八
四月	四	八	六	一〇	六	一	五	三	六	四	五〇	五、〇	八三
五月	二	九	八	二	一	五	五	二	七	四	五八	五、八	九五
六月	五	八	六	八	二	二	五	二	八	二	五六	五、六	九三
七月	六	一	三	七	四	三	三	三	八	二	四九	四、九	七四
八月	四	七	一	九	三	二	一	三	六	〇	四八	四、八	七九
九月	一	八	七	七	四	三	八	六	六	三	四八	四、八	七九
十月	六	一	〇	七	四	二	三	六	六	三	四八	四、八	七九
十一月	六	六	一	五	〇	七	三	六	三	二	三六	三、六	五五
十二月	九	三	四	五	七	五	四	四	三	六	四九	四、九	八〇
合計	五四	六六	五九	七三	五七	四二	五二	四四	五三	四八	六二	六、二	一、〇〇一

由是觀之

大正元年ヨリ大正十年ニ至ル十ヶ年平均ニ於テ二月ニ死亡セシモノ最モ多數ニシテ其數ハ一ヶ年平均八、八人ヲ占メ死亡者千人ニツキ一二九人ニ相當ス。之レニ次クハ、三月ニ死亡セシモノ一ヶ年平均七、〇人ヲ占メ死亡者千人ニツキ一一五人ニ當ル。又之レニ次クハ五月ニ死亡セシモノニシテ其數一ヶ年平均五、八人ヲ占メ死亡者千人ニツキ九五人ニ相當セリ。之レニ反シテ十一月又ハ八月ニ死亡セシモノハ最モ小數ニシテ其數一ヶ年平均三、五又ハ三、八人ヲ占メ死亡者千人ニツキ夫々五七人又ハ五六人ニ相當セリ。

第六章 受刑者ノ死亡ト拘禁期間トノ關係

發病後不幸死亡ノ轉歸ヲ取ルニ至ルノ期間ハ、疾病ノ種類及程度、治療、看護ノ適否、患者ノ體質、年齢、營養等勿論百般ノ現象之レニ關係スルヲ以テ種々ナリト雖、受刑者ノ如キ所謂拘禁生活ヲ強制セラル、モノニ於テ此ノ發病ヨリ死亡ニ至ル期間、換言スレバ死亡ト拘禁期間トノ關係ヲ調査研究スルコトハ、拘禁生活ノ拘禁者ニ及ボス影響及ビ刑務所ニ於ケル治療看護ノ適否等ヲ考察スルニ、最モ緊要ナル事項ニシテ又以テ行刑衛生上ニ資スルニ充分ナリト信ズ。

第一節 發病ニ至ル拘禁期間

受刑中不幸死亡セシモノニ就キソノ刑務所ニ收容セラレシ時ヨリ幾何ノ刑期ヲ經過シテ發病スルモノ最モ多數ナリヤヲ調査研究スルコトハ、受刑者ヲ收容後其拘禁生活ニ馴化セシムル時期ニ關シ行刑衛生上注意スベキ事項ナリ。次ノ第三十三表ハ此ノ點ヲ觀察セン趣旨ニテ作成シタルモノナリ。

第三十三表 刑執行中ニ死亡セル者ノ發病ニ至ル拘禁期間表

期間	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	合計	平均	千分率
一〇日以下	二	三	六	一七	一四	二	一	七	三	三	二一	二、一	二七
二〇日以下	三	一	一	三	一	一	三	二	四	四	二二	二、二	二八
三〇日以下	一	一	二	一	二	一	二	一	一	一	一三	一、三	一六
四〇日以下	一	二	二	二	一	一	二	一	一	一	一三	一、三	一六
五〇日以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一、〇	一三
六〇日以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一、〇	一三
七〇日以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一、〇	一三
八〇日以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一、〇	一三
合計	一〇	一三	一六	二一	一七	一〇	一三	一〇	一三	一三	一三〇	一三、〇	一、〇〇〇

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(三)

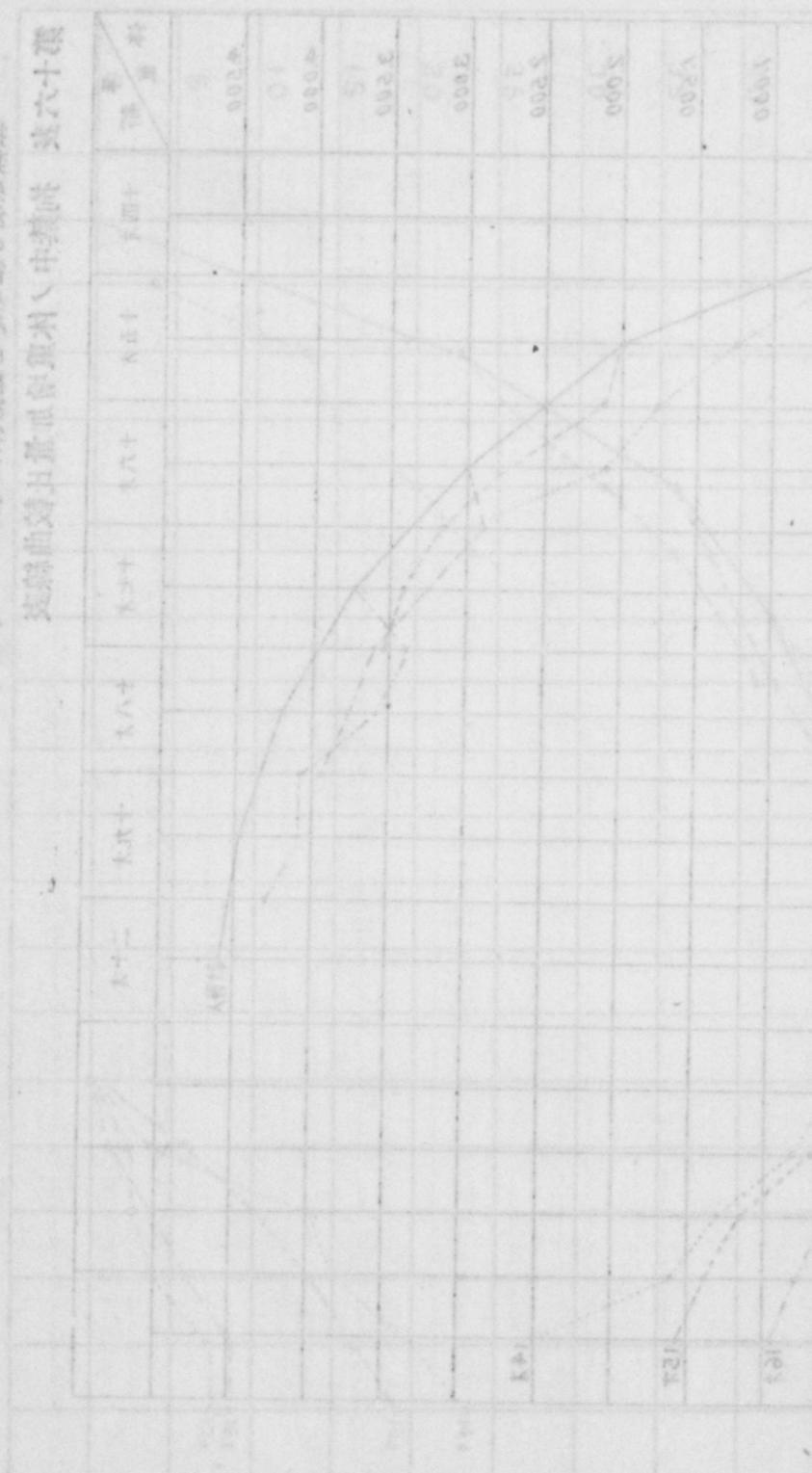
一三人ニ相當ス。又之レニ次クハ收容ヨリ死亡ニ至ル期間一年三ヶ月以上一年六ヶ月以下ノモノニシテ其數平均一ケ年四、九人ヲ占ムルモノト同シク一年三ヶ月以下ノモノニシテ其數平均一ケ年四、四人ヲ占ムルモノニシテ死亡者千人ニツキ夫々八〇人或ハ七十二人ニ相當セリ。而シテ此拾ケ年間ニ於ケル既述ノ九ヶ月以上一年六ヶ月迄ノ三種ニ於テ其最多數ヲ呈セル疾患ハ肺結核ニシテ其他ハ四十一名宛ノ各種ノ疾患ナリ。

第七章 結論

以上各章ニテ觀察セル所ヲ綜合シテ次ノ結論ヲ得

- 一 受刑者ノ死亡率ハ二四、〇七%ニシテ受刑者ト同年齡階級ノ社會人ノ死亡率一八、九四%ニ比シ五、一三%ノ差ヲ有シ頗ル高率ナリ。
- 二 受刑者ノ最モ多ク死亡スル疾病ニシテ拘禁病トモ稱スベキハ四、六三%ヲ占ムル肺結核ニシテ之レニ次グハ一、四%ヲ占ムル胃ノ疾患ナリ。
- 三 受刑者ノ最モ多ク死亡スル年齡階級ハ二十一才以上二十五才以下ニシテ死亡者千人中ニ二三三人ヲ占ム。而シテ其主要ナル死因ハ肺結核ナリ。
- 四 受刑者ノ最モ多ク死亡スル月ハ二月ニシテ死亡者千人中一二九人ヲ占メ之レニ次グハ三月ニシテ死亡者千人中一一五人ニ當ル。
- 五 受刑者中ノ死亡者ニシテ收容後最モ多ク發病スル期間ハ寧ロ收容時ニシテ死亡者千人ニツキ一九七人ヲ占メ之レニ次クハ收容後六ヶ月以上九ヶ月以下ノモノニシテ死亡者千人ニツキ九五五人ニ相當ス。而シテ其主要ナル死因ハ肺結核ナリ。
- 六 受刑者中ノ死亡者ニシテ發病後最モ多ク死亡スル期間ハ發病後十日以下ノモノニシテ死亡者千人ニツキ二〇五人ヲ占ム。而シテ其主要ナル疾患ハ急性肺炎及ビ腦溢血又ハ腦軟化等ナリ。
- 七 受刑者中ノ死亡者ニシテ休養後最モ多ク死亡スル期間ハ休養後十日以下ノモノニシテ死亡者千人中二二五二人ヲ占ム。而シテ其主要ナル死因ハ前同様ナリ。
- 八 受刑者中ノ死亡者ニシテ收容後最モ多ク死亡スル期間ハ收容後六ヶ月以上九ヶ月以下ノモノニシテ死亡者千人ニツキ一五五人ヲ占ム而シテ其主要ナル死因ハ肺結核ナリ。

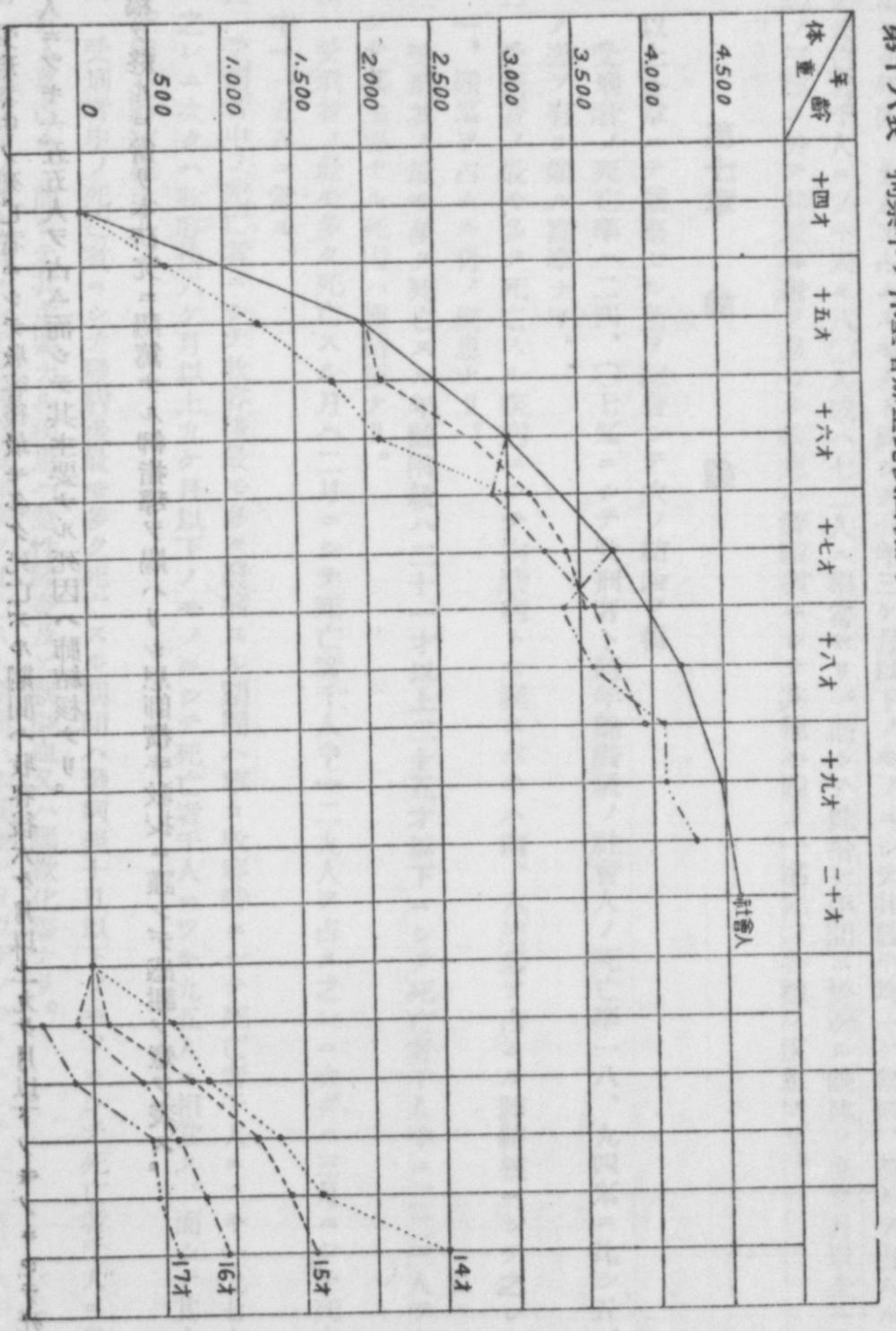
稿ヲ終ルニ當リ本研究ニ懇篤ナル御指導ヲ賜ハリシ恩師横手教授ニ謹ンデ感謝ノ意ヲ表ス。



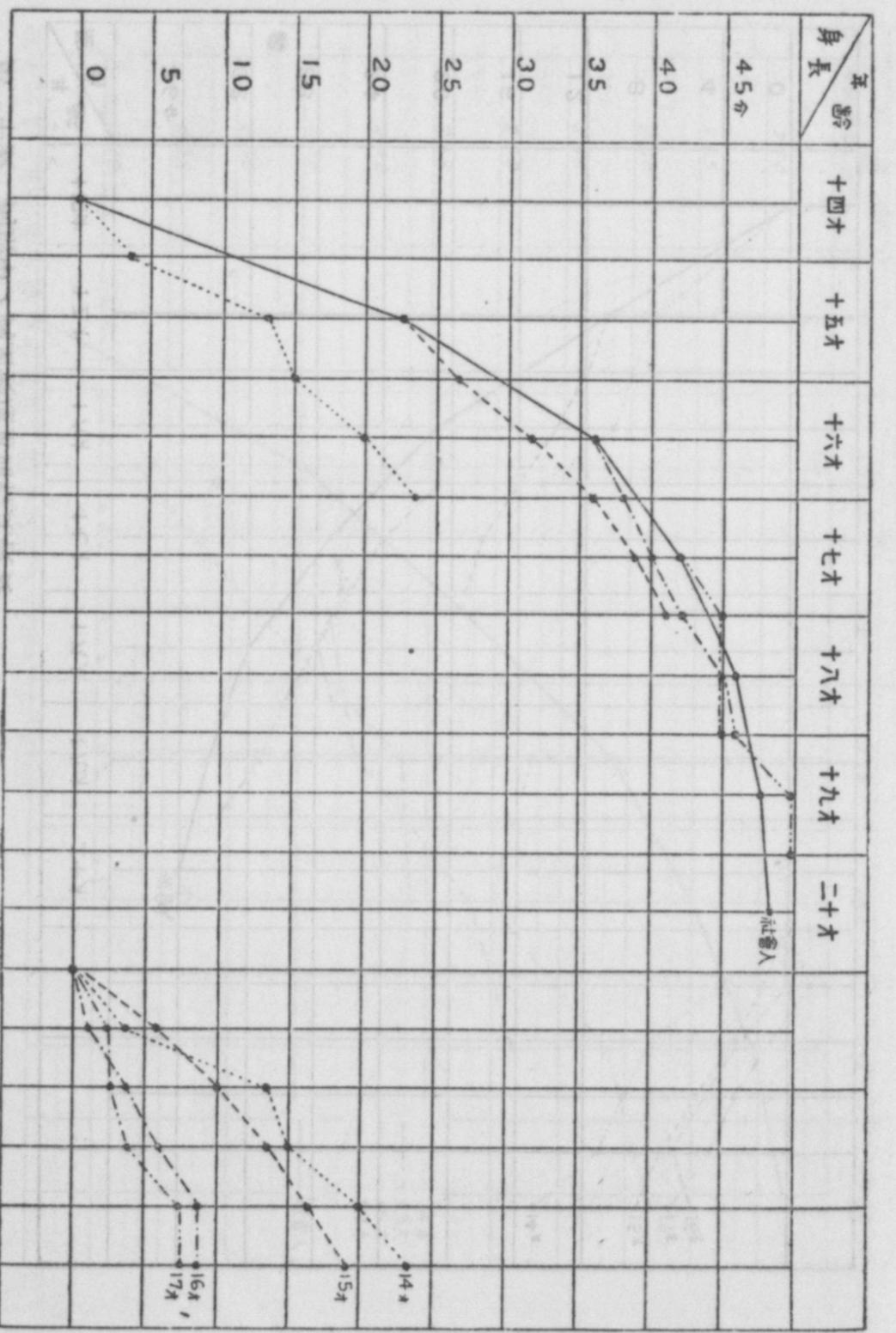
拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……(三)

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……………(七四)

第十六表 拘禁中ノ体重増加量比較曲線表

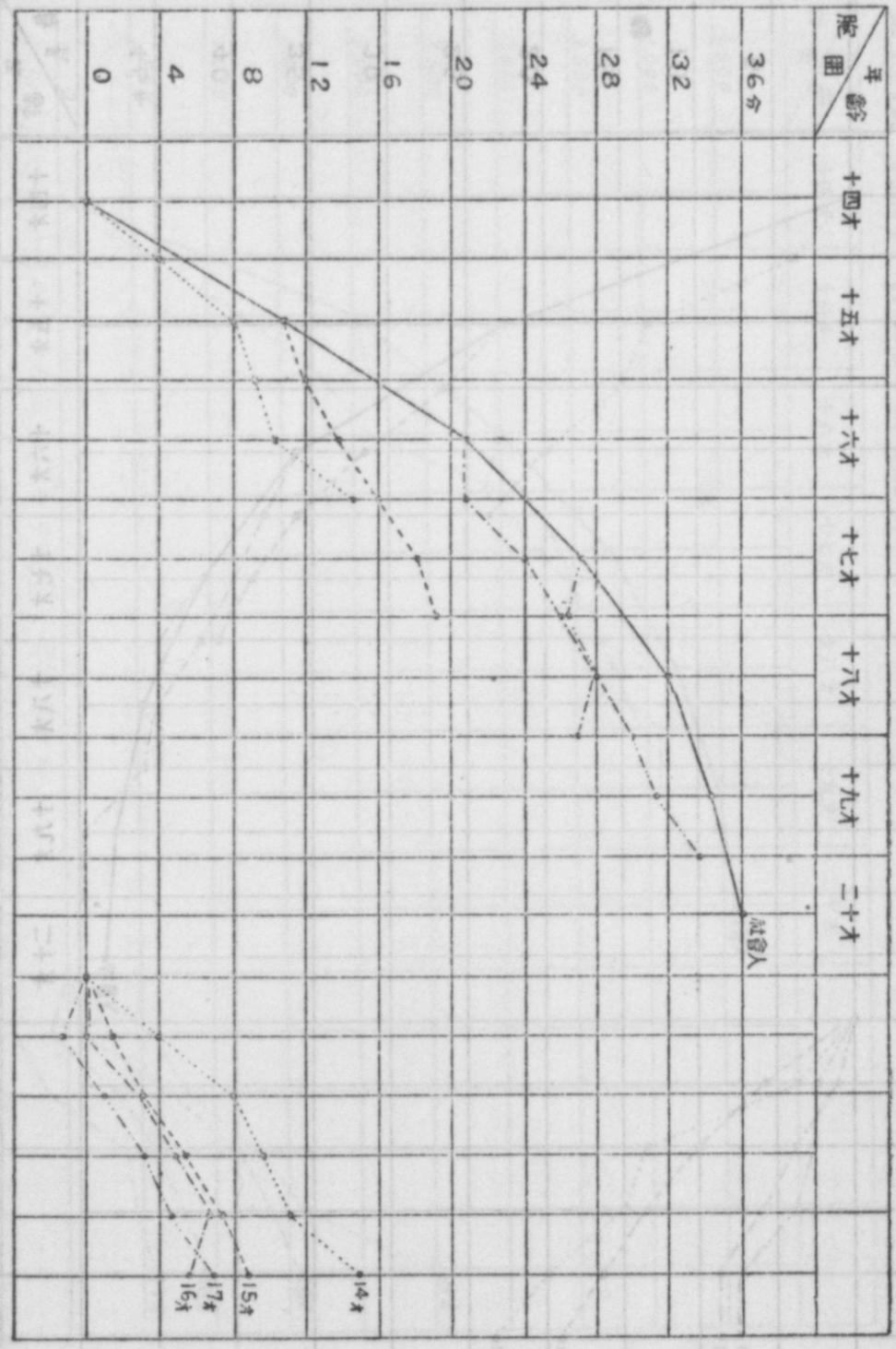


第十八表 拘禁中ノ身長増大量比較曲線表



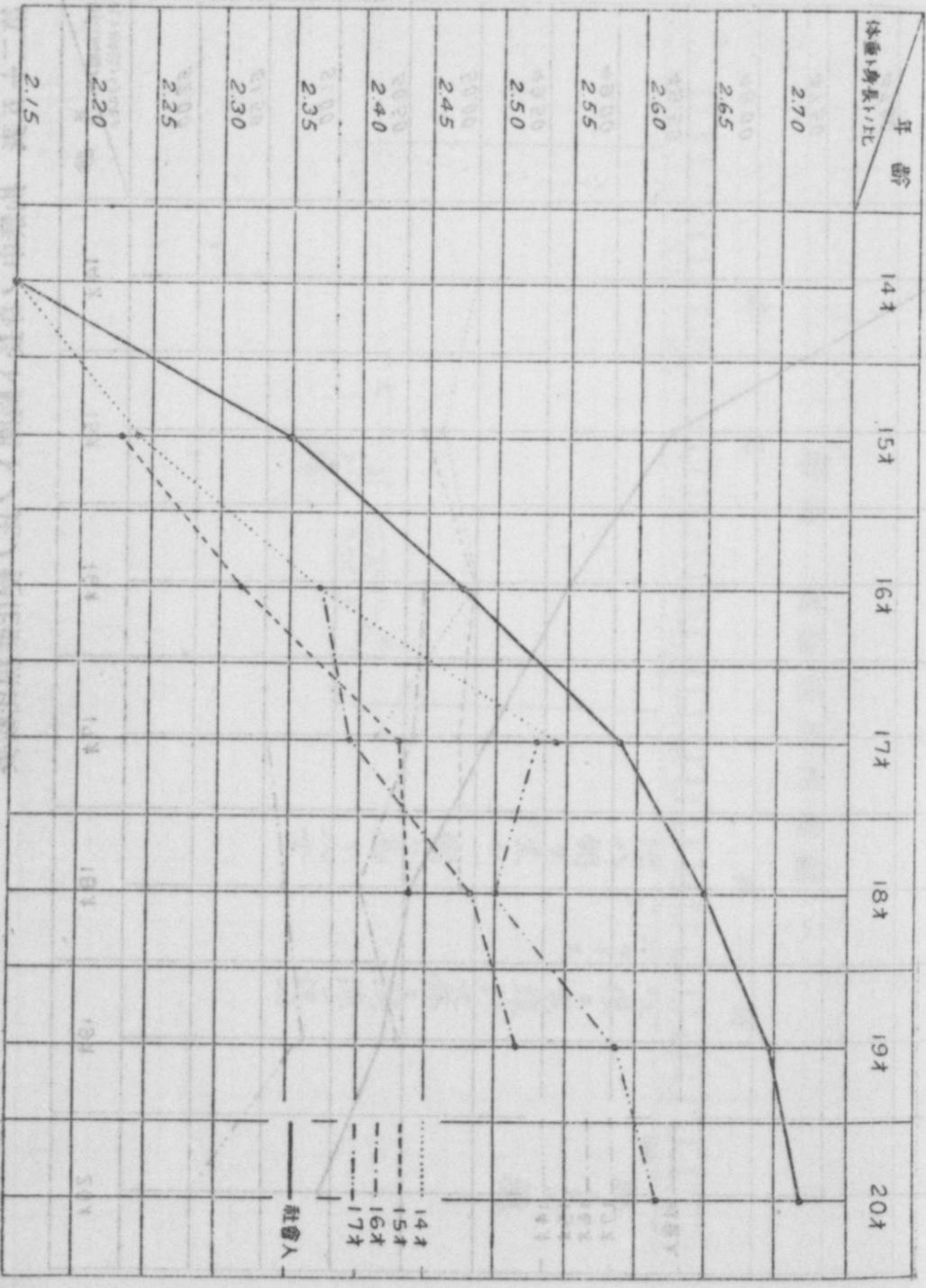
拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……………(七五)

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……………(八六)
第二十表 拘禁中ノ胸圍發達量曲線比較表



第十八章 拘禁中ノ身體發育及健康觀察

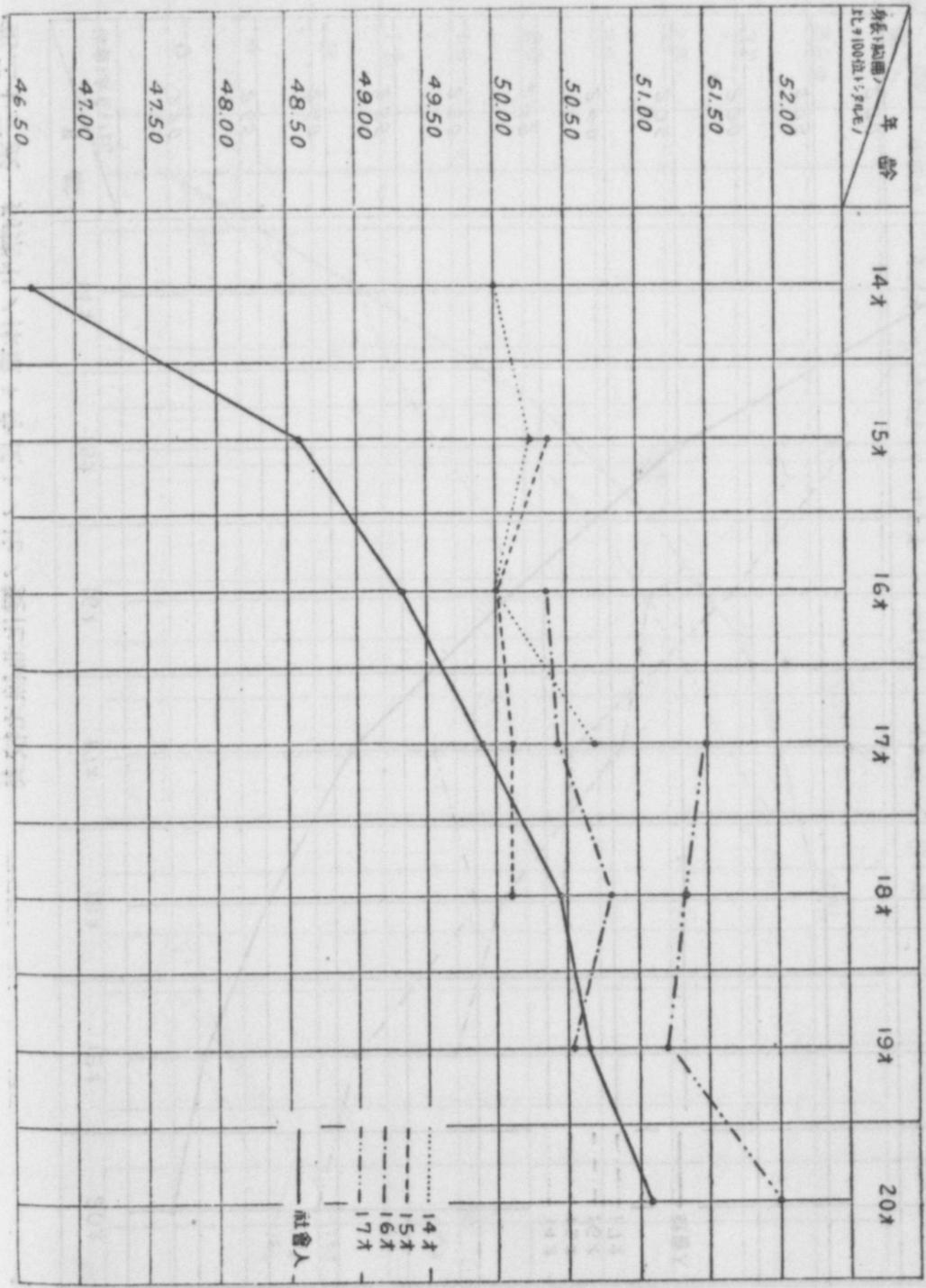
第二十三表 拘禁中ノ体重ト身長トノ比ノ變化曲線比較表



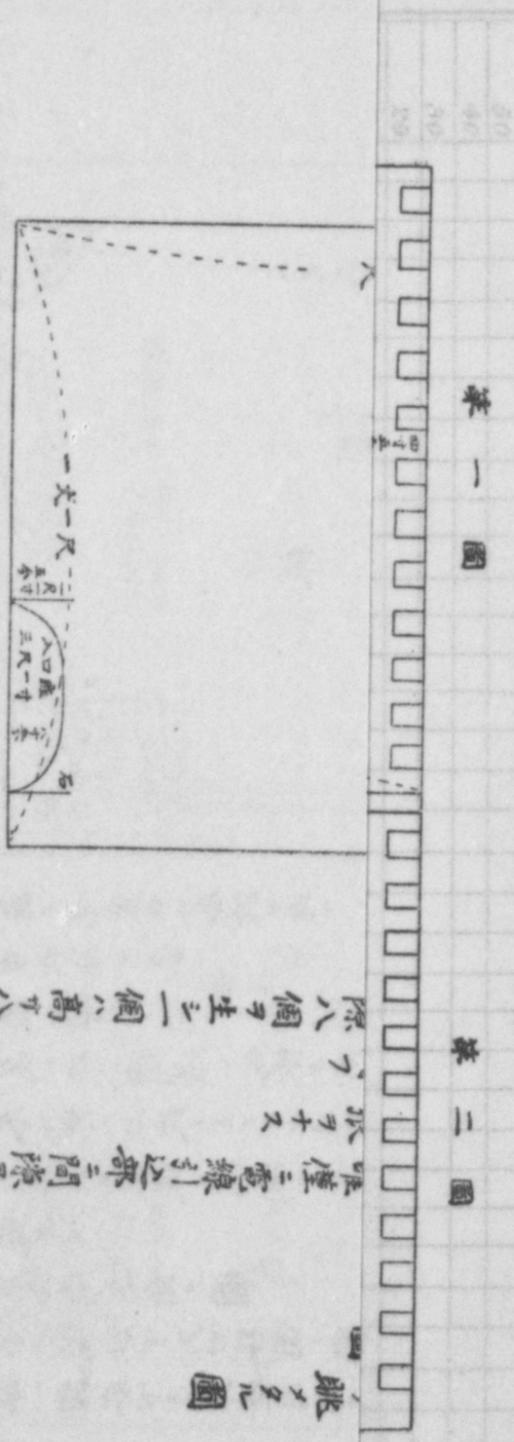
拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信)……………(八七)

拘禁生活の衛生學的觀察(芥川信).....(六)

第二十五表 拘禁中ノ身長ト胸圍トノ比ノ變化曲線比較表

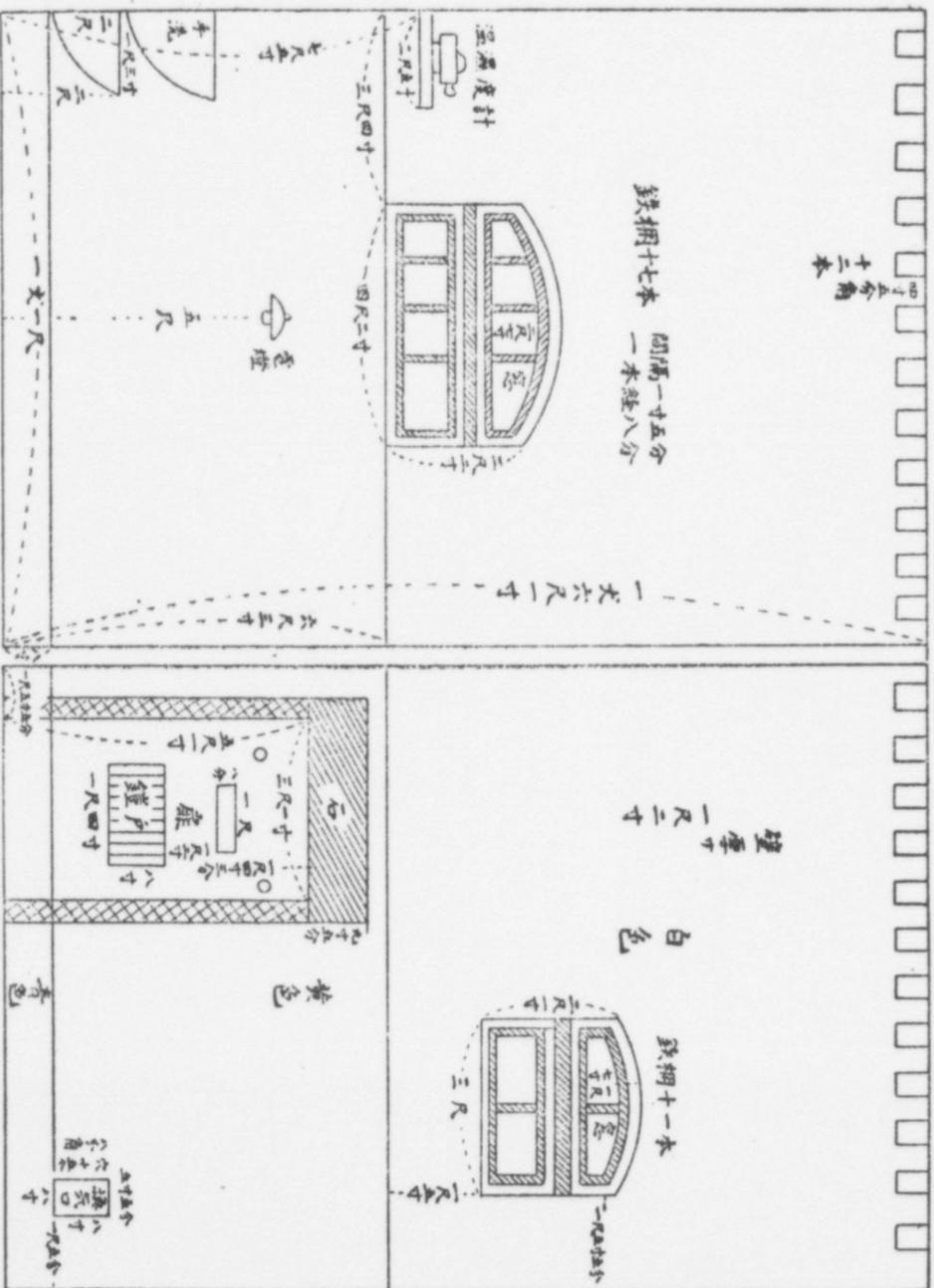


附圖 實驗居室內面圖

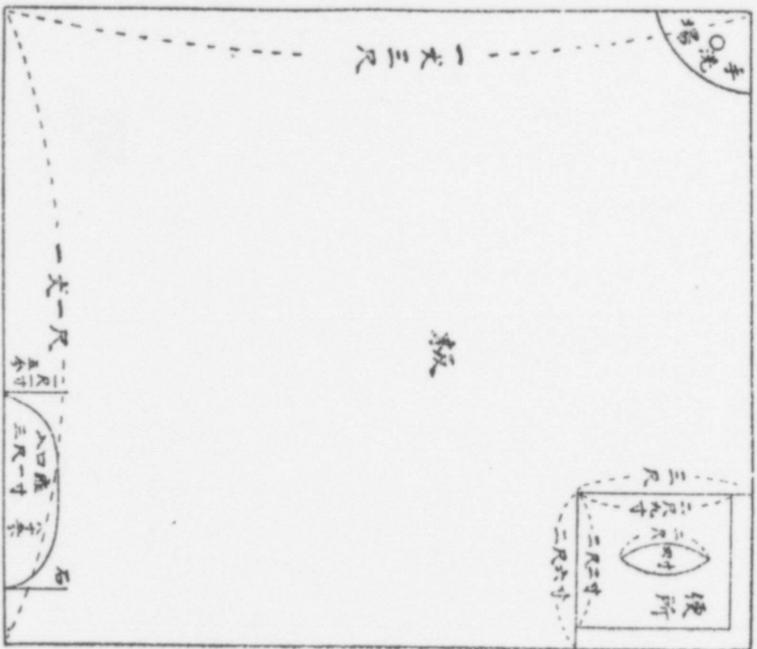


附圖 實驗居室內面圖

第一圖



第二圖

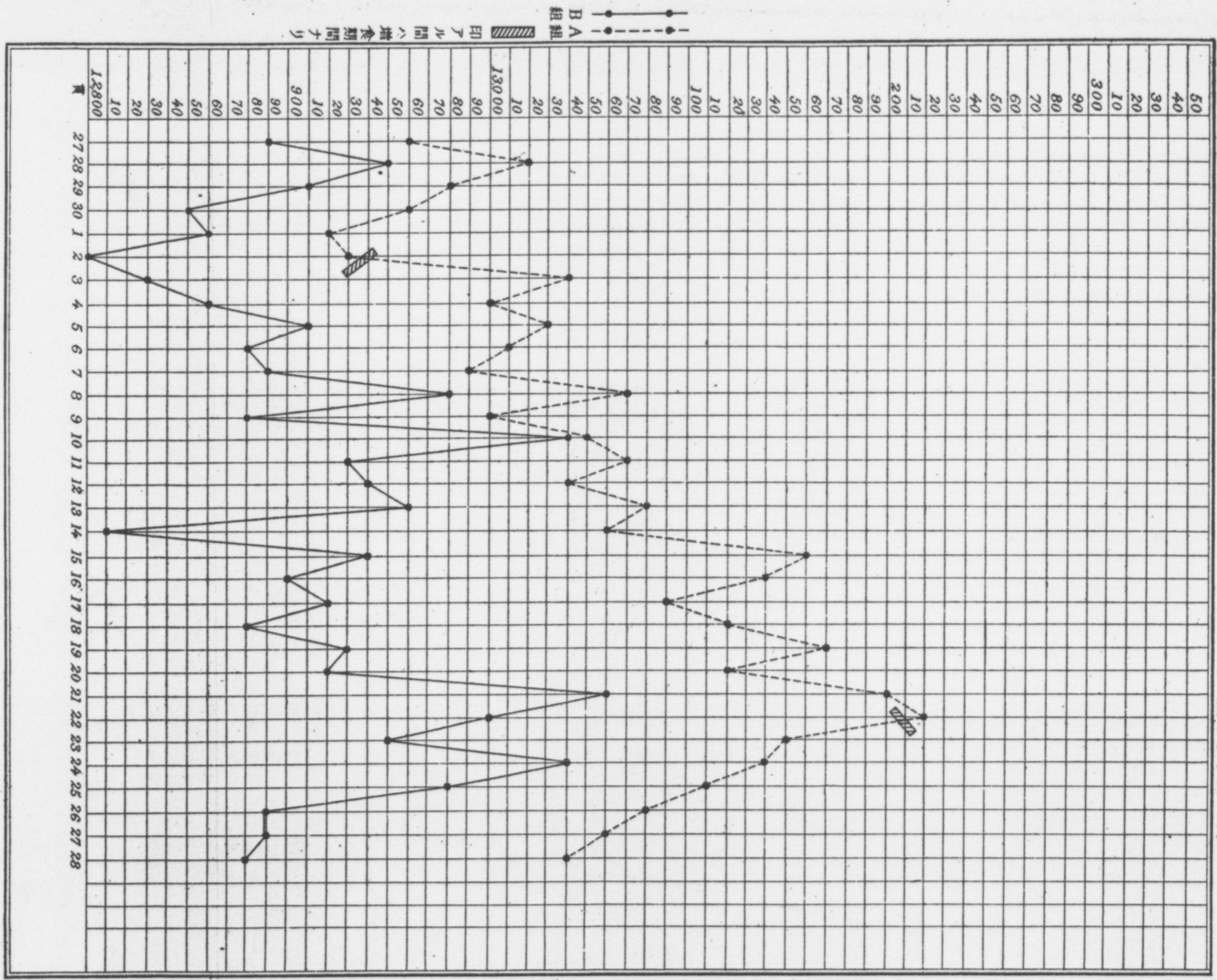


第三圖

第一圖廊下り外壁内面ヲ眺メタル圖
 第二圖廊下入口外面ノ圖
 第三圖床面ノ圖

備考
 天井及ニ床板ニ間隙ナシニ唯煙ニ電線引込部ニ間隙ヲ認
 冬ハ窓ノ上段ノモ、ニハ目張ヲナ
 夏ハ扉ノ間隙ニ蚊帳ヲ用テ
 扉ノ錠戸ヲ閉クトキハ間隙八個ヲ生シ一個ハ高サ八寸
 中六分ナリ
 扉ノ視察口ハ金鋼ヲ用テ

表線曲較比重体均平ノ者刑受ルケ於ニ中驗實表八第

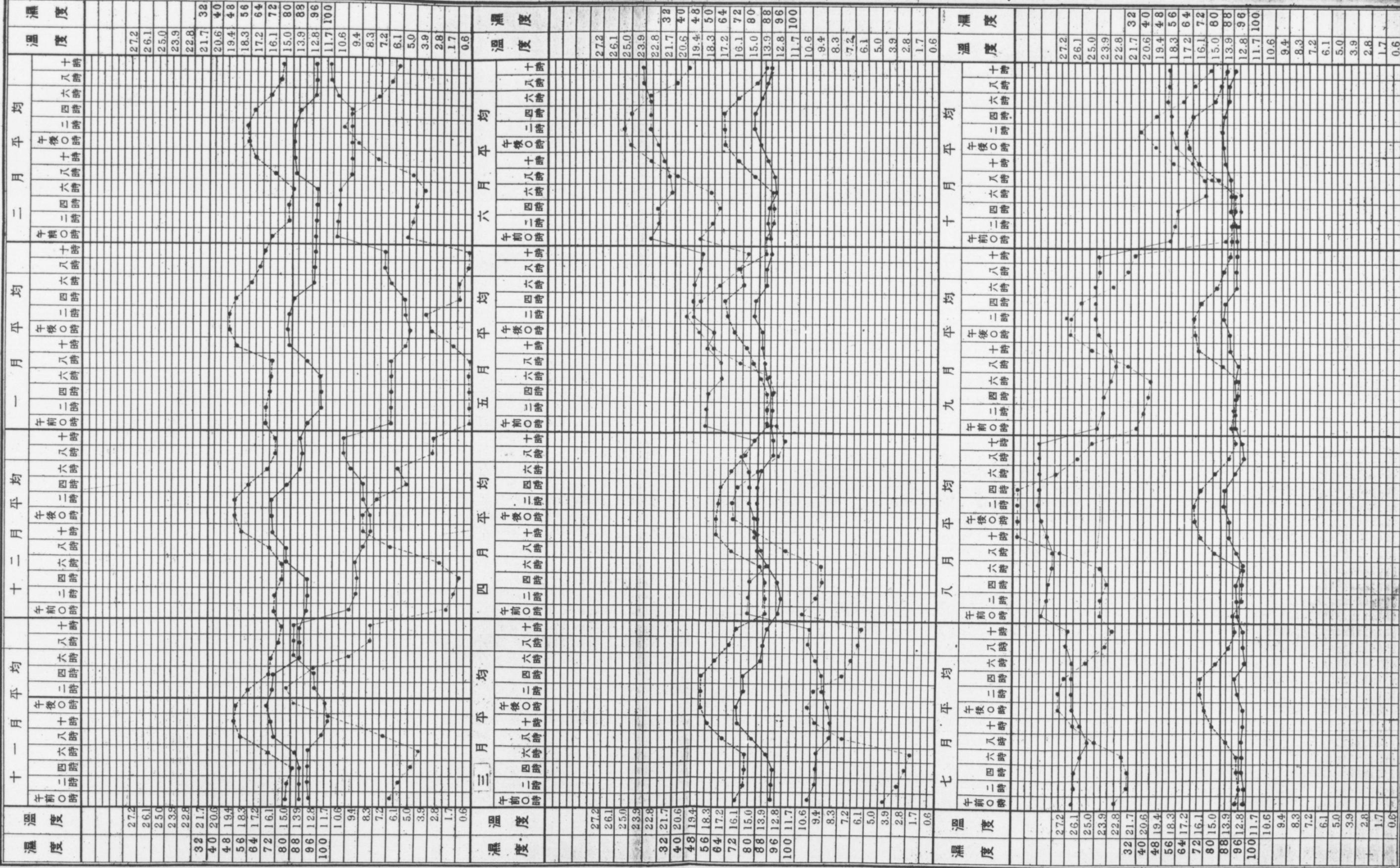


●—● A組
 ○- - ○ B組
 ▨ 印アル期間ハ増食期間ナリ

第二表居室ノ温度湿度及外界(東京市)ノ温度湿度曲線比較表

外 界 温 度

外 界 湿 度



湿度 27.2 26.1 25.0 23.9 22.8 21.7 20.6 19.4 18.3 17.2 16.1 15.0 13.9 12.8 11.7 10.6 9.4 8.3 7.2 6.1 5.0 3.9 2.8 1.7 0.6

温度 32 40 48 56 64 72 80 88 96 100 106 94 83 72 61 50 39 28 17 0.6

湿度 27.2 26.1 25.0 23.9 22.8 21.7 20.6 19.4 18.3 17.2 16.1 15.0 13.9 12.8 11.7 10.6 9.4 8.3 7.2 6.1 5.0 3.9 2.8 1.7 0.6

温度 32 40 48 56 64 72 80 88 96 100 106 94 83 72 61 50 39 28 17 0.6

湿度 27.2 26.1 25.0 23.9 22.8 21.7 20.6 19.4 18.3 17.2 16.1 15.0 13.9 12.8 11.7 10.6 9.4 8.3 7.2 6.1 5.0 3.9 2.8 1.7 0.6

温度 32 40 48 56 64 72 80 88 96 100 106 94 83 72 61 50 39 28 17 0.6



『赤城の夕映え』 観たまの記 栗野鳴人

肉弾の著者、櫻井忠温氏は、露に日活映畫『橋中佐』を原作し、その第二回に本篇を出した、前者は大に軍人臭ひ處があつたが、本篇に至つてはその嫌ひが無くなつた計りか、司法保護宣傳の映畫としても恰當のものであるとの評があるので一日の館に入つて之れを覗いた、さうして得た記憶を辿つてこれを書く、從てその字幕にも又その臺詞にも據つて居ない、只その梗概を紹介し得れば幸である。

朝日射し夕日輝く赤城の靈峯。その山上一泓の明鏡清く澄める大沼の水。その餘水を受け滔々として盡きぬ大利根の流れ。この雄大な上州の山河は嘗て男の中の男。國定村忠次を産んだ。然らば忠次の後にも第二

の忠次が生れなければならぬ。第二の忠次とは誰？、橋本岡太その人である、この岡太君を作者は今から十五年の昔に知つた。最初に俠骨忠次が悪侍の爲に惱まされて居る老人とその娘を救ふ場面があつて、岡太君の義俠傳が展開して行く。

上州人の赤城山、それは郷土人の持つ誇りの一つである、その天恵の産物は生活の糧であつた。一日橋本岡太は、家僕の善造を連れ、親友の伊東氏四郎と共に山に登つて木を樵るのであつた、三人車座になつて楽しく饗食をして居ると彼方に當つて怒聲が聞える、見ると四五人の人夫と一紳士の徒歩立ちとそれの人々に

忌み嫌はれて居る狼の松蔵が加はつて、薪を負つて歸る里の女連れを捉えて口喧しく罵つて居た、園太等三人は傍に行つて靜かにそれを制し様子を尋ねた。松蔵は進み出て、

「この赤城山は東京の、これに居られる旦那が買占めなされたのぢや、その山の薪を採るのは盗人ぢやから承知しないと云つて居る處ぢやが、あなた方も同様ぢや。」

「私等はその様な事は初耳ぢやが、この山は上州人、私達の山ぢや、それを買占めるとは無法ぢや、そのやうな事はない」

「無かるうが、あろうが儘かに買占めたから、かう杭を入れに來た、さつさと歸るがよい」

園太等も腕力には負けないが今は理窟が通らない、里の女を先へ歸らせ、さうして自分達とてもこの一行に別れて山を下るの外はなかつた。

茅ぶきの我家に園太が歸ると、家には父親龍右衛門が待つて居た一家は平和であるが、赤城山買占め一件で村中は何となく騒がしい、今晚檀那寺で村中の協議があるからと有志の者が觸れて來た、身體の不自由な父は、園太に澁紙包みの品を指圖して出させると、

「園太、お主も、もうこの齡になれば父の代理も勤ま

ごうと山を下つた。

臥梅の龍右衛門は一時危篤に陥つた、豫てから園太一家に好意を有つおあさは、傍を離れず介抱して居たが、この容態に氣付てこれを園太に知らせるべく、そつと脱出で、山に向ふた。

これを途中に扼した狼の松蔵は誘拐せんとしたこの剽那園太が歸り合せて咀止したけれども松蔵一味の爲におあさは遂に奪はれ、園太は縛られて松蔵に散々侮辱された、その口吻によつて家の焼けたのも松蔵の放火であることが分つたなれども、せん術もなかつた。幸ひ通り合せた民四郎、善造兩人によつて助けられ、松蔵を追拂ふことを得た。

赤城山買占めの某富豪は旅館に陣取つて豪遊を續けて居た、此所へ松蔵は何候して専念その機嫌をとるに努め、おあさを誘拐したのも此の座に侍らしめる魂膽と知られる。

園太は面接を求めて荐りに赤城山を斷念して呉れと懇請する、相手は金の力だ「金の無い者とは話せない」と果ては取巻連をして外へ突出した。

旅館を出た園太は、利根川岸を辿つて居ると、舟中におあさを脅迫する松蔵を見出した、すぐ様川に飛入

らう、でこの品は父祖の代から傳はる紋付羽織ぢや、これを着て出て、無謀なことをせず、村中の爲によいやうに計らつて呉れ、よく氣をつけて行きなさい」と藁草履を直して送り出す、園太も了承し、留守を頼んで寺へ向ふ。

寺には多勢集合して互にひしめき合ふ、もう最後の手段あるのみぢや「さうぢや山に籠れ」赤城明神の御神前で勢揃ひぢや「それ行け」一座總立ちの處へ連れさせに出席した園太は、事難容易ならずと極力聲を潤して制止したが、興奮せる群集は却て園太を卑怯として、突き退け或は踏み倒して押出して行く。園太は後を逐ふ、之れに追ひ縋つたのは村長の娘おあさで、園太の宅が火事だと告げる、驚いて駈戻ると既に家は火炎に包まれて居た、その火と煙の中を潜つて漸く牛死の父を救出し村長村山周作の宅に厄介となつて看護する、目を開いた父は「父の言葉を守らず何とした、早く行け」と叱る。

秋葉明神の境内は篝火を焚いて氣勢を揚げて居る、園太が馳付けて理非を説いたが一同の耳底に徹せない「裏切り者」「卑怯者」「生意氣ナ」の悪罵と共に頭上に鐵拳は雨と下つた。民四郎も善造も時非なりとして下山を報告した、園太も今は是非なしと思案をかへてす

つて舟に泳ぎ着き、松蔵と争つた、幸ひ民四郎も來り、善造も來り之れに力を添へた。陸に上り力盡きた松蔵は「どうともしろ」とふてくされた。この時園太は、

「松蔵、お主もこの村の者ではないか、それが村の者に裏切つて、他人の手先に使はれ働くとはい心得違ひであるまいか、どうだ思ひかへて村の爲に盡して呉れ」

「なに、村の者に裏切つた―何も俺が裏切りはしねえ、村の者がこの俺に裏切つたのだ、俺は刑務所へは這入つた、だが悪いと考へたからして改心して村へ歸つた、すると何をしゃうにも邪魔をしゃうか、一切相手にしない、村の爲に盡すにも第一この俺がやつて行けない、それでどうして村のことなんか考へられるものかへ」

「村の者が相手にしなかつた―それでその氣になつたのか、なる程なア、よいわ俺が友達になつてやる、それで改心して呉れ」

「友達になつて呉れる、本當か、この俺も友達が出來れば、何も悪まれ事はせなくともよい、改心する」

「園太君の友達なら、俺も君の友達だ」と民四郎、む、俺も友達になる」と善造甚だ氣輕い。

「え、一時に三人も友達になつて呉れる、有難い眞人間になる、キツトなる―おあささん私の悪るかつ

「たことは許して下さい」
「え、妾も御友達よ」

悔悟した松蔵はその夜から圓太の家に起臥することになった、眠りに就かうとしたが眼が合はぬ、そつと寢床を離れると裏木戸から外へ。

既に床に就いた彼の富豪を揺り起した松蔵、赤城山断念の持出すと、一度は面喰つたが「うぬ汝裏返つたな」と仕込杖をとつて格闘になる、ところへ後を慕つて来た圓太が飛込んで之れを引分け、

「郷土を愛する心には誰しも變りはありません、松蔵が一時の心得違ひから、あなた様迄引出した譯、どうか此度の所ば土地の者の心を推量して断念して戴きたい」

と理非を辯じての言葉に富豪も納得した。村中集合の席へ圓太は松蔵を連れてこの報を齎した、一同は大に喜び、松蔵のことも了解し圓太を徳とした。

赤城山には村人の影が再び動くやうになつた、圓太も松造や善造と一緒に山に働いた、この麓を廻つて東京として上る若者がある、それが誰あらう伊東民四郎であつた、民四郎は豫ての志望である教導團へ入るべくその勉學に出發する由を告げると、圓太は行動を共に

にしよう」と約した間柄からして、殊更に別離を惜しんだ。

出京の叶はぬ圓太は稼業の暇、夜は遅く迄獨學を續けた、夜業の手を休めた松蔵は少しは散歩に出よと勧めるので然らばと立出でた、小川縁にかゝると橋の欄干に凭つて泣く少女がある、譯をきくと兩親を亡くして残された借金の爲に今村屋といふ店で使はれて居るが用使ひが遅くなつて叱られる、それが普通でないと言ふと、強慾な老夫婦は五圓のものを十圓といふ、圓太は有り金十圓近くをそこに並べて遂に少女の身柄を引取ることにした。

上京した民四郎はボロ屑買ひとなつて學問を勵んで居る。

或る雪の日、刑務所の門前で少女が鐵扉に縋つて「中に入れておくれ、中に居る父ちゃんに逢ひたい」と泣く、附近の子供等は、泥棒の子が又来て居るわと雪礫を打つて嘲立てる、門衛は只當惑するばかりであつた、これを見掛た圓太は惻隱の情に堪へず、いたわりなだめて我家へ連れ立つた。

圓太の家は人数が増した、夜は父龍右衛門が一室に松蔵、善造、少女二人を集めて讀書習字を教へると、その傍に圓太も獨り學んだ、一夜慌しく掛込んだ村人は河原で村の者と土工との大喧嘩を傳へた、捨て置けずと圓太が駈付けたときは混戦状態である、併し圓太の姿が目に入つた村の者から先づ引き、後から續いた松蔵、造も力を添へ土工の方も鎮め得たが、この際不幸右手の指を傷けた。

損傷した指は元に還らなかつた、爲に心に期した教導團入りは絶望である、父は之れを慰諭した、圓太も覺悟がついた、それは「軍人とならなくとも御國の爲に盡すべき途は他にいくらもある」といふことであつた。

圓太が思案氣に道行く姿を認めたのは小學校長である、呼び止めて事情を聞くと、家が人手に渡るといふ、圓太その人を知る校長は躊躇せず、その場防ぎの金を貸し與へた。

金を得た圓太は、今立去らうとするその折柄駈け来つて突當つたのは一婦人、圓太に縋つて震へ乍ら助けを求めたのである、仔細は分つた、某料亭の苛酷に堪へず逃れ来たことを知ると先刻の金を惜し氣もなく女に呉れて身の始末をつけて来よと。

世の爲め、人の爲めと邁進する圓太の家にも恵まれぬ運命は廻り來つて、父は黄泉に旅立つた、その臨終に當つて父は村山夫妻に乞ふて、おあさを圓太の妻に貰つた。

春が來た。夫婦の外に男二人女三人の家族となつた圓太一家は羨望に忙しい。他出から歸つた圓太は、着換へた、その脱棄てた衣類が椽下へ吸込まれて行く、之れを怪んで善造がそこを覗くと一人の男が居る、松蔵が引出して來た、圓太はやさしく尋ねかけた、

「何で他人の家の椽下などへ這入るのです」

「食へないから他人の物を借用するのだ、さうどうとも勝手にしろ」

「食へなければ食はせてあげやう、さうすれば盗みなどやめますか」

「元談ちやアない、他人に飯を只食はず道樂者があるものかい」

「いや實際ぢや、私の宅に、いつまでもゐてよければ居なさい、一向差支はありません」

「それは實際ですか、有難う御座います、置いて戴きます、皆さんよろしく御願ひ致します」

「さあみんなと一緒に御飯を上りなさい」

この、男山崎房次郎といふ、二十歳に足らぬ青年で

Volume XLI

Number -2

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

February 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

Scientific Tests for Individual Treatment of the
Prisoners (*Editorial*)

The Development of the Principles of Criminal
Law Dr. Makino

On the Chef-System of Prison Officials (*continued*) . . S. Arima

A German View of Our Criminal Law T. Tokita

Prison Labour in England and America Dr. Gillin

Prison Statistics

Prison Life viewed from the Hygienic Stand-
point (*continued*) Dr. Akutagawa

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.